

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態  
及びリサイクル認定事業者の現状についての研究

園田 由美子

環境計画学科環境社会計画専攻において学士(環境科学)の学位授与の資格の  
一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した研究報告書

2008 年度

承認

---

指導教員

# リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態及び

## リサイクル認定事業者の現状についての研究

金谷研究室 0512024 園田 由美子

### 1. 背景・論点

循環型社会形成推進基本法が平成 12 年に成立し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用に対する循環型社会システムの構築のための枠組みが法制面からも整備されてきた。このような現状の中で、地方自治体ではリサイクル製品認定制度を実施するところが増えており(図 1)、平成 19 年 11 月現在、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、兵庫県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を除く 35 の自治体で実施されている。

リサイクル製品認定制度とは、リサイクル製品を都道府県が認定し、県や市町村が率先して利用しながら、リサイクルの推進を図っていくというものである。製品は、自治体発注の公共工事で利用できる再生資材と、トイレトーパーや文具などの物品類などが主流である。平成 13 年のグリーン購入法の施行により、地方公共団体等には、環境物品等の調達方針の作成および当該方針に基づいて物品等の調達を行うよう努力義務が課せられた。これを受けて、多くの都道府県では、環境物品等の普及促進および環境物品等に関する情報の提供を行うことを目的として、独自にリサイクル製品認定制度の構築を進めている。

しかし、リサイクル製品認定制度については、基本情報は先行調査である程度明らかにされているが、自治体のリサイクル製品認定制度の実施実態や、認定事業者の現状の詳細などは明らかではない。

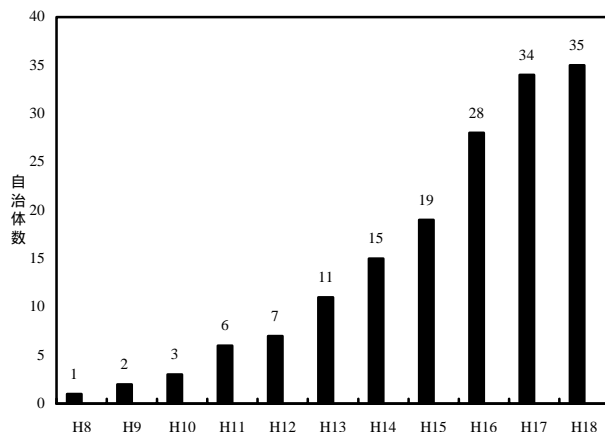


図 1 リサイクル製品認定制度実施自治体数の推移

### 2. 研究の目的・意義

そこで本研究では、以下の 2 点を目的とする。

目的 1: 実際にはリサイクル製品認定制度がどのよう

に実施されているのか、条例等から把握することのできない自治体の実施実態を明確にすること。

目的 2: 実際にはリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状を明確にすること。

本研究の意義は、リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態を把握することにより、まだリサイクル製品認定制度を実施していない自治体、またはすでに実施している自治体にとって、他の都道府県の制度を把握するうえで有効な研究となることである。また、認定事業者の現状を把握することにより現在リサイクル製品認定制度に登録している認定事業者や、これからリサイクル認定制度に登録しようと考えている事業者にとって、認定制度の登録について検討をするうえで有効な研究となる。

### 3. 研究方法

制定実態・実施実態の調査方法の概要を表 1 に示し、手順を(1)~(4)に示す。

表 1 制定実態・実施実態の調査方法

	HP・条例 要綱・文献等	アンケート調査票
制定実態	大部分	残りの部分
実施実態	-	全て

- (1) 各自治体の HP を基に、リサイクル製品認定制度を実施している 35 の自治体の基本情報をまとめる。
- (2) 各自治体の条例等を分析・比較する。
- (3) (2)では得ることのできなかつた情報や、疑問に思った内容をアンケート調査票(表 2)により調査し、制定実態を明確にする。また、自治体の実施実態についてもアンケート調査票により調査する。アンケートは 35 自治体に送付し、32 自治体から返信があった。
- (4) リサイクル認定事業者に対してアンケート調査(表 3)を行い、制度の影響や申請されたきっかけなどの現状を明確にする。アンケートは三重県の 55 事業者、滋賀県の 29 事業者に送付し、それぞれ 35 事業者、15 事業者から返信があった。

4. 結果及び考察

(1) リサイクル製品認定制度の自治体の制定状況

リサイクル製品認定制度に関する条例等を入手することができた、32の自治体の条例等を読んで主な記載内容を抽出した。その結果、表4に掲げる64項目の記載項目が抽出された。その後、条例等を読んで、より詳しく知りたいと考えたことや疑問に思ったことなどをアンケート調査票にして35の自治体に送付した。それらの調査結果のまとめを記す。

まず、リサイクル製品認定制度の項目記載率を75～100%、50～75%、25～50%、0～25%に分類した。表4に示す。

表2 自治体へのアンケート調査票の内容

(平成20年9月5日(追加調査は平成20年11月7日)実施)

アンケート内容	回答方法	回答数
リサイクル製品認定制度の実施実施に関する事項		
21 他の団体への委託の有無	選択式	単数回答 n=32
22 リサイクル製品認定制度を委託されている団体	記述式	n=3
23 リサイクル製品を認定する審査会の人数	記述式	n=29
24 リサイクル製品を認定する審査会の構成	選択式	複数回答 n=32
25 リサイクル製品を認定する審査会の頻度	選択式	単数回答 n=31
26 審査会の議事録閲覧の可否	選択式	単数回答 n=27
27 審査会の審査員登録の可否	選択式	単数回答 n=26
28 一般住民を審査員として採用する方法	選択式	単数回答 n=2
29 リサイクル認定製品を販売している事業者に対する立入調査の有無	選択式	単数回答 n=31
30 立入調査の頻度	選択式	複数回答 n=24
31 立入調査の内容	選択式	複数回答 n=24
32 審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか否か	選択式	単数回答 n=25
33 事前の立入調査を行わない理由	選択式	単数回答 n=2
34 リサイクル製品を認定する審査会及び有識者から知事への結果報告の義務付けの有無	選択式	複数回答 n=30
35 申請から認定までに要する時間	選択式	単数回答 n=31
36 認定を決定するときの手続き	選択式	単数回答 n=32
37 認定製品の取消し件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=31
38 取消し件数の公表の可否	選択式	複数回答 n=31
39 認定製品の取下げ件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
40 取下げ件数の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
41 申請件数と認定件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
42 申請件数と認定件数の把握の公表の可否	選択式	単数回答 n=31
43 認定することができなかったときの、申請事業者に対する通知の有無	選択式	単数回答 n=30
44 業(知事)から県民へ認定に関して公表する内容	選択式	複数回答 n=32
45 自治体からリサイクル認定事業者への支援の有無	選択式	単数回答 n=32
46 自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容	記述式	n=21
47 リサイクル認定製品に関して何か問題が発生したときの処理責任者	選択式	単数回答 n=32
48 リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=30
49 リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
50 リサイクル製品認定事業者に関して問題が発生したときの、事業者に関する是正または勧告の有無	選択式	単数回答 n=29
51 公共工事においてリサイクル認定製品を使用の際の、提示の有無	選択式	単数回答 n=29
52 認定製品の使用が可能の際、事業者に認定製品の使用義務づけの有無とその方法	選択式&記述式	単数回答 n=32
53 申請又は認定事業者に対する申請又は認定に係る資料の保存を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=32
54 申請や検査に係る費用の負担	選択式	単数回答 n=32
55 認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=30
56 認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査の頻度	記述式	n=17
57 県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=30
58 県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の有無	選択式	単数回答 n=4
59 県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の内容	記述式	n=2
60 業の利用実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
61 業の利用実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=19
62 リサイクル認定製品の利用率の把握の有無とその数値	選択式	単数回答 n=31

表3 リサイクル認定事業者へのアンケート調査票の内容(平成20年10月31日実施)

アンケート内容	回答方法	回答数(三重県)	回答数(滋賀県)
リサイクル認定事業者の現状や今後の展望に関する事項			
1 リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期	選択式	単数回答 n=35	n=15
2 制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化	選択式	単数回答 n=11	n=11
3 企業が考える需要の変化の主な理由	記述式	n=10	n=10
4 申請したきっかけ	記述式	n=34	n=12
5 今後の登録について	選択式	単数回答 n=35	n=15
6 登録をやめたい理由	選択式	単数回答 n=2	n=1
7 リサイクル製品認定制度に登録している自治体名とその理由	選択式	複数回答 n=35	n=15
8 リサイクル認定製品の使途の認識	選択式	複数回答 n=35	n=15
9 今後の需要拡大の希望	選択式	複数回答 n=35	n=15
10 今後の需要拡大のための方法	選択式	複数回答 n=34	n=11
11 販売実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=30	n=12
12 リサイクル製品認定制度に登録してからの変化	選択式	単数回答 n=35	n=15
13 企業が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望	記述式	n=24	n=6

次に、条例等にかかれていないが実際には実施している項目があった。つまり、表においては低い割合の部分に位置しているにも関わらず、実際にはよりたくさんの自治体を実施しているという項目である。実際に実施している自治体が多かったものを表5に示す。

表4 リサイクル製品認定制度の項目記載率

75% ~ 100%	目的、定義、施行期日、認定表示に係る表示、認定証の交付、認定の公表、審査会及び認定の決定、申請者の要件、認定対象製品、変更の届出、認定の取消、認定証の有効期間、認定基準の詳細、広報・啓発、県の製品の優先利用、認定の義務、誤認表示の禁止、知事への報告(認定基準の適合状況等)、申請に係る資料の提出義務、
50% ~ 75%	庶務・所掌、立入検査等、認定の取下げ、認定の効力の失効、認定の更新、県と市町の協働・要請等、損害に対する責任、知事への報告(販売実績等)、製品の安全の維持、問題が生じた時の処理責任、
25% ~ 50%	募集(回/年)、実績の概要の公表、関係資料の保存、定期検査の実施、認定製品選択の努力義務
0% ~ 25%	条例・要綱の見直し、業務の委託、事前審査、審査会から知事への結果報告、申請書類の内容、申請者の欠格要件、不誠実行為の禁止、軽微な変更、評価基準の変更等、認定の対象品目の追加申請、認定基準等の変更に提案、認定事業者への支援、経過措置、是正又は改善の勧告、公共工事の際の製品の掲示、立入調査の際の身分証の提示、他の都道府県との連携、申請・検査等に係る費用の負担、(消費者・県への)製品の情報提供、用途の目的以外での販売の禁止、

表5 リサイクル製品認定制度の比較項目の実施率(表4と比較)

75% ~ 100%	誤認表示の禁止、製品の安全の維持
50% ~ 75%	条例・要綱の見直し、
25% ~ 50%	申請者の欠格要件
0% ~ 25%	

「誤認表示の禁止」や「製品の安全の維持」などは、条例等にかかれていなくても最低限の社会的常識としてみなされているゆえに条例等に明記されていなかったのではないかと推測する。

一方、「条例等の見直し」や、「申請者の欠格要件」などは、条例等には書かれていないが実際には実施されている、もしくは規定があることが分かった。しかし、条例等に明記されていないことから、リサイクル認定事業者には認識されていないことが推測される。

次に、条例等を分析して、自治体へのアンケート調査の結果をもとに分析を行った。その結果、主に以下の4点が明らかになった。

- 1) 条例等の見直しを行っている自治体は全体の83%であった。
- 2) 県内で発生した再生資源を使用していること

を、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。

- 3) 申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であった。
- 4) 認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった

1)について述べる。条例等の見直しについて条例等に明記されていた自治体は全体の6%であった。アンケート調査で実際には、83%の自治体が条例等の見直しを行っているということが分かった。

2)について述べる。県内で発生した再生資源を使用することを、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。リサイクル製品認定制度が都道府県レベルで実施されていることが、この結果に繋がったのではないかと推測する。

3)について述べる。申請者の欠格要件について条例等に明記されていた自治体は全体の9%であった。アンケート調査で実際には申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であることが分かった。

4)について述べる。認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった。次に多かったのは5年で、17%の自治体がそうであった。残りの6%は2年であった。

## (2) リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態

リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態を示す。(1)では条例等に書かれている内容を明確にしたが、条例等には書かれていないことを明確にする必要があると考えた。よって、(2)では条例等に書かれていない内容を主に示す。

自治体へのアンケート調査票の内容を表2に示す。

リサイクル製品認定制度の実施実態についてアンケート調査を実施した結果、主に8点のことが明らかになった。その中でも、特に重要と思われる3点について以下に記す。

### 1) 審査会の透明性について

アンケート調査で、審査会の透明性を把握するために審査会を県民が公聴することは可能か、審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、一般住民(=県民)が審査員として、審査会に参加することは可能か、の3つの事柄を聞いた。すると、は全体の19%、は全体の7%、は全体の8%が該当することが分かった。この結果を受けて、審査会の透明性は低いことが考えられる。

### 2) 公共事業の際に認定製品の利用を義務付けについて

公共事業の際にリサイクル認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の22%であった。その方法

は、仕様書や発注図書に明記することであった。残りの自治体は義務付けていない、もしくは努力義務にとどまるとのことであった。

### 3) リサイクル認定製品の県の利用率の把握及び販売実績について

県が行う公共事業の中で、リサイクル製品認定製品の利用率を把握している自治体は6%と少なかった。その理由として、利用する製品の選択が公共事業施工業者に委ねられている自治体が多いことや、リサイクル認定製品の販売が商社を通じて行われているため、リサイクル認定製品の用途を把握することが困難であることなどが挙げられる。X県の利用実績のデータを表6に示す。

表6 X県の利用実績 (単位:百万円)

	H16		H17		H18		H19	
	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績
建設資材	48	494	67	1616	69	1231	68	1075
土砂類	10	64	11	95	13	86	12	87
コンクリート 2次製品	23	311	39	1367	47	1063	51	947
その他	15	119	17	154	9	82	5	41
農業資材	4	6	1	0	0	0	0	0
物品	4	0	2	0	5	6	4	8
環境資材	9	8	9	17	11	7	9	6
合計	65	508	79	1633	85	1244	81	1089

過去数年を通じて70%を切ることは無かった。よって、県の公共事業で利用されやすい品目は建設資材であることが分かる。

### (3) リサイクル認定事業者の現状

最後にリサイクル認定事業者の現状を調査した。調査対象を三重県と滋賀県に設定した理由を示す。まず、三重県を選んだ理由は2点ある。1点目は三重県が比較的早い時期から実施されているため、2点目は文献1の調査結果と比較するためである。次に、滋賀県を選んだ理由は2点ある。1点目は滋賀県が比較的近年に実施されているため、2点目は滋賀県が、三重県の条例を参考にして制定しているためである。アンケート調査票を表3に示す。

リサイクル製品認定制度の認定事業者の現状について、主に7点のことが明らかになった。その中でも、特に重要と思われる2点を以下に記す。

#### 1) 建設資材の販売実績について

例として、三重県のリサイクル認定事業者aからいただいた販売実績(表は省略)を挙げる。製品はコンクリート2次製品である。2年間で99%以上が県の公共事業で使われており、残りは市町で使われていた。国の公共事業への使用、民間リサイクル認定事業者での使用はなかった。

2) 三重県・滋賀県のリサイクル認定事業者の要望について

三重県にリサイクル認定事業者に聞いた中で最も多かった回答(9事業者)は「費用に関する事項」で、具体的には、検査の費用がかかるということである(表7)。数年前に当時リサイクル認定を受けていたリサイクル認定事業者が、認定基準を超えた埋め戻し材を製造しており、その後問題となったことが背景にある。他には「制度に関する項目」や「需要に関する項目」などがあった。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者からは、「制度に関する事項」、具体的には、リサイクル認定製品を公共事業で使用するようしてほしいという声が多かった(表8)。特に製品の性質上、公共事業でしか需要が期待できない製品もあり、行政に対する要望は多かった。他には「需要に関する項目」などがあった。

5. 結論

目的1：自治体の実施実態の明確化について

自治体の実施実態について、主に次の3点が明らかになった。

- 1) 審査会の透明性が低い
- 2) 公共事業の際に認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の22%であり、仕様書や発注図書などで明記するという方法をとって

いる。

- 3) リサイクル認定製品の県の利用率を把握している自治体は全体の6%と少ない。なお、県の利用実績の中では建設資材の利用が多い。

目的2：リサイクル認定事業者の現状の明確化について

リサイクル認定事業者の現状について、主に次の2点が明らかになった。

- 1) 建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。
- 2) 三重県のリサイクル認定事業者の多く(9事業者)は費用に関する事項、具体的には検査費用の負担を減らすこと(表7)、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れること(表8)を要望している。

6. 今後の課題

今回の研究では、リサイクル認定製品を使用している立場の人の現状について調査することができなかったため、今後、調査する必要があると考える。

表7 リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望  
(三重県) (n=24) (自由記述式)(一部抜粋)

費用に関する事項	条例改正により検査費用の負担が多い。
	当社の三重県リサイクル認定製品(埋戻し材)の原材料は、がれき類(構築物の解体及び除去に伴い発生する廃棄物、コンクリート、アスファルト)を7:3程度の割合で混合し破砕してふるい分け、製造している。原材料としては全国的にも普及している再生砕石の原材料と何ら変わらず何の問題もないように私共は思うがテレビでも新聞紙上でも世間を騒がした 産業のフェロシルト問題から三重県ではリサイクル認定製品の認定基準が変わった。
	おそらくどの製品も同様だが、供給過多の状態である。市町村レベルまでのリサイクル製品の率先利用の意識が非常に低いことが原因のひとつである。需要が少ないとコストが下げられないという悪循環が、見受けられる。安全性に関する試験費等のコストが上昇しているため、認定を辞退する業者も出ている。
	三重県では「 産業」の問題が発生してから県の対応が「性善説」から「性悪説」に変わったようで、必要以上のチェック体制を行っており、それに伴い管理費用は増大している。JIS同様の管理レベルでよいと考えられるが、今後このまま推移するとリサイクル認定を取り下げざるを得ない業者も出てくるかと考えられる。
	リサイクル製品認定制度は都道府県により異なりますが、JISの範囲内での検査・管理が望ましい。
	認定更新に費用がかかりすぎる。
	フェロシルトの事があるが検査等の維持費が高く、販売額が少なすぎて取り下げが増えていると聞く。
	現在のところ、認定を維持していく経費に比べ、売り上げが少ないため(弊社の努力に不足があるかも?)、一層の普及が望まれる。
	自治体・行政によるリサイクル開発品の積極的活用、使用推進、また、開発費などの補助制度を確かなものに限定する。審査制度の強化。

表8 リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望  
(滋賀県) (n=6) (自由記述式)(一部抜粋)

制度に関する事項	滋賀県リサイクル製品認定制度は、平成17年に創設されたが使用実績は少なく、登録はしたが効果がほとんど得られていない現状である。リサイクル製品の認定は、琵琶湖環境部が行い、工事の発注は土木交通部が行うため、役所の縦割り行政の弊害が強い。当社を含め、認定を受けた製造業者(6社・コンクリート二次製品の製造が主)は、リサイクル製品を通じて循環型社会の形成に貢献すべく、滋賀県リサイクル製品利用促進協議会を設立し、県・市町にリサイクル製品の積極的な利用をお願いしている。しかし、県としては認定したが、積極的な使用を考えてないみたいだ。国土交通省では、民間などで開発された新技術を公共事業において積極的かつ円滑に活用するために、新技術情報提供システム(NETIS)を実施している。当社は、再生骨材コンクリート及び再生骨材コンクリート二次製品を登録しており、積極的に使用されている。
	行政機関が需要拡大施策を推進してほしい。
	行政側からの強い指導なくして公共工事での普及は無いのと思う
需要に関する事項	民間需要を期待しての制度だったかも知れないが、再生紙利用製品と同じで、公共機関に期待せざるを得ない。当方製品も公共事業でしか期待できない。

# The execution realities of municipality concerning recycling product recognition system and the recycling recognition entrepreneur's research

0512024 Yumiko Sonoda

## Background

Basic Law for Establishing the Recycling-based Society is approved in 2000, and the frame for the construction of the recycling society system has been maintained from the legislation side. It increases, and it is executed executing the recycling product recognition system in the local government in such a current state in 35 municipalities.

However, the recycling product recognition system is not clear the current state of the execution realities and the recognition entrepreneur of the recycling product recognition system of the municipality and details, etc.

## Purpose

Clarify the execution realities of the municipality that cannot understand from the ordinance etc.

Clarify recycling recognition entrepreneur's current state.

## Method

- 1) Essential information of 35 municipalities is brought together based on HP.
- 2) The ordinance etc. of the each one rule body are analyzed.
- 3) The questionnaire survey is done to the each one rule body.
- 4) The questionnaire survey is done to the recycling recognition entrepreneur.

## Result

About the clarification of the execution realities of the municipality

- 1) The transparency of the examination association is low
- 2) The municipality that obligates the use of the recognition product in public works is the entire 28%, and the method of describing in specifications and the order books, etc. clearly is adopted.
- 3) The municipality that understands the availability of the prefecture of the recycling recognition product is few with 6% of the whole. There are a lot of use of the construction material in the use results of the prefecture.

About the clarification of recycling recognition entrepreneur's current state

- 1) The ratio of the sales performance to the government office that occupies it tends the sales performance the construction material ..high...
- 2) Many of recycling recognition entrepreneurs in Mie Prefecture are the matters concerning cost and are concretely demanding to decrease the load of the inspection cost. Many of recycling recognition entrepreneurs in Shiga Prefecture are demanding to take the recycling recognition product to public works more.

## 目 次

第一章 序論	1
1-1 研究の背景	3
1-2 研究の目的	3
1-3 研究の意義	3
1-4 研究の方法	4
1-5 研究の構成	4
1-6 研究の用語	4
参考文献	5
第二章 リサイクル製品認定制度に関する取り組み	7
2-1 はじめに	9
2-2 本章の目的	9
2-3 調査方法	9
2-4 リサイクル製品認定制度の概要	9
2-5 リサイクル製品認定制度の制定状況	9
2-6 リサイクル製品認定制度の実施開始時期	11
参考文献	11
第二章 リサイクル製品認定制度の自治体の制定実態	13
3-1 はじめに	15
3-2 目的	15
3-3 調査方法	15
3-4 調査対象	15
3-5 条例の比較項目の選定	15
3-6 アンケート内容	17
3-7 結果及び考察	17
3-7-1 各自治体の項目記載率	17
3-7-2 条例等に関する項目	18
3-7-2-1 条例等の制定について	18
3-7-2-2 目的	20
3-7-2-3 定義	20
3-7-2-4 条例等制定に至った要因	24
3-7-2-5 条例等の見直し	24
3-7-3 表示に関する項目	25

3-7-3-1	認定製品に係る表示	25
3-7-3-2	認定証の交付	25
3-7-4	申請に関する項目	26
3-7-4-1	募集(回/年)	26
3-7-4-2	申請書類の内容	26
3-7-4-3	申請者の欠格要件	26
3-7-4-4	変更の届出	27
3-7-4-5	不誠実行為の禁止	27
3-7-5	認定に関する項目	28
3-7-5-1	認定要件・認定対象製品	28
3-7-5-2	認定証の有効期間	30
3-7-5-3	認定の効力の失効・認定の更新	30
3-7-5-4	認定基準の詳細	30
3-7-6	県の責務に関する項目	30
3-7-6-1	製品の優先利用	30
3-7-6-2	認定の義務	31
3-7-7	リサイクル認定事業者の責務に関する項目	31
3-7-7-1	誤認表示の禁止	31
3-7-7-2	審査に係る資料の提出など	32
3-7-7-3	知事への報告(認定基準の適合条件など)	33
3-7-7-4	知事への報告(販売実績など)	33
3-7-7-5	製品の安全の維持	33
3-7-7-6	申請に係る資料の提出義務	33
3-8	まとめ	34
第四章	リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態	39
4-1	はじめに	41
4-2	目的	41
4-3	調査方法	41
4-3-1	調査方法及び調査対象	41
4-3-2	アンケート内容	41
4-4	結果及び考察	41
4-4-1	条例等に関する項目	41
4-4-1-1	業務の委託	41
4-4-2	審査会・委員会に関する項目	42
4-4-2-1	審査会の人数と構成	42

4-4-2-2	審査会の開催頻度	44
4-4-2-3	審査会の透明性について	44
4-4-2-4	立入検査など	45
4-4-2-5	認定の決定	47
4-4-2-6	審査会から知事への結果報告	48
4-4-2-7	申請から認定までにかかる時間	48
4-4-3	申請に関する項目	49
4-4-3-1	申請の可否の報告手続きの内容	49
4-4-4	認定に関する項目	50
4-4-4-1	認定の取消し	50
4-4-4-2	認定の取下げ	51
4-4-4-3	申請件数と認定件数	52
4-4-4-4	評価基準等の変更に提案	57
4-4-4-5	認定できなかった申請事業者への報告	57
4-4-5	県の責務に関する報告	58
4-4-5-1	県の公表内容	58
4-4-5-2	リサイクル認定事業者への支援	58
4-4-5-3	広報・啓発活動	59
4-4-5-4	問題に対する責任	60
4-4-5-5	実績の概要の報告	60
4-4-5-6	是正又は改善の勧告	60
4-4-5-7	公共事業の際の製品の掲示	60
4-4-5-8	公共事業の際のリサイクル認定製品使用の義務付け	61
4-4-5-9	他の都道府県との連携	62
4-4-6	リサイクル認定事業者の責務に関する項目	62
4-4-6-1	関係資料の保存	62
4-4-6-2	申請・検査などに係る費用の負担	63
4-4-6-3	定期検査の実施	63
4-4-7	県民・民間団体の責務	64
4-4-7-1	リサイクル認定製品選択の義務	64
4-5	県の利用実績	64
4-6	リサイクル認定事業者の販売実績	67
4-7	まとめ	69
第五章	リサイクル製品認定制度の登録しているリサイクル認定事業者の現状	73
5-1	はじめに	75

5-2	目的	75
5-3	調査方法	75
5-3-1	調査対象	75
5-3-2	アンケート内容	75
5-4	結果及び考察	76
5-4-1	リサイクル製品認定制度の登録に関する項目	76
5-4-1-1	リサイクル製品を製造し始めた時期	76
5-4-1-2	需要の変化	76
5-4-1-3	申請のきっかけ	78
5-4-1-4	今後	80
5-4-1-5	登録先	81
5-4-2	リサイクル認定製品・事業者に関する項目	83
5-4-1-6	リサイクル認定製品の用途	83
5-4-1-7	今後の展開	84
5-4-1-8	会社の変化	86
5-4-3	販売実績	87
5-4-4	事業者が考える、今後の改善点や要望	91
5-5	まとめ	92
	参考文献	94
第六章	結論	95
6-1	本県給の結論	97
6-1-1	目的ごとの考察	97
6-2	研究全体を通しての考察	100
6-3	今後の課題	101
引用ウェブページコピー1	リサイクル製品認定制度情報サイト	103
引用ウェブページコピー2	環境 goo リサイクル製品認定制度のページ	104
引用ウェブページコピー3	【スライド】リサイクル製品認定制度の課題と展望	105
謝辞		107

#### 図表目次

図 1-1	リサイクル製品認定制度実施自治体数の推移	3
図 2-1	都道府県によるリサイクル認定製品の概要	10
図 2-2	リサイクル製品認定制度の位置づけ	10

図 3-1	項目記載数	18
図 3-2	項目記載率	18
図 4-1	リサイクル製品を認定する審査会の人数	43
図 4-2	申請から認定までにかかる時間	48
図 4-3	N 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	53
図 4-4	A 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	54
図 4-5	B 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	54
図 4-6	D 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	54
図 4-7	U 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	54
図 4-8	C 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	54
図 4-9	F 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	55
図 4-10	K 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	55
図 4-11	G 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	55
図 4-12	H 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	55
図 4-13	I 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	55
図 4-14	V 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	55
図 4-15	Y 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	56
図 4-16	AA 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	56
図 4-17	O 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	56
図 4-18	AF 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	56
図 4-19	J 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	57
図 4-20	L 県の申請件数と認定件数，認定率の推移	57
図 4-21	リサイクル認定事業者に対するリサイクル認定製品の定期検査の頻度	63
図 4-22	P 県の販売実績(金額)と認定数の推移	67
図 4-23	AB 県の販売実績(金額)と認定数の推移	68
図 4-24	X 県の販売実績(金額)と認定数の推移	69
表 1-1	制定実態・実施実態の調査方法	4
表 2-1	リサイクル認定製品の主な品目	9
表 2-2	特殊なリサイクル製品認定制度を行っている自治体の紹介	9
表 2-3	リサイクル製品認定制度の基本情報	10
表 2-4	リサイクル製品認定制度の実施開始時期	11
表 3-1	条例等の比較項目	15
表 3-2	アンケート内容	17
表 3-3	参考条例等の有無	19
表 3-4	参考自治体の提供の可否	19

表 3-5	参考自治体とその理由	19
表 3-6	条例等の制定目的	20
表 3-7	その他の条例等の制定目的	20
表 3-8	条例等に出てくる定義	21
表 3-9	条例等に出てくる定義	22
表 3-10	条例等に出てくる定義	23
表 3-11	条例等を制定された最も大きな要因	24
表 3-12	その他の最も大きな要因	24
表 3-13	条例等の見直しの有無	24
表 3-14	認定マークの表示	25
表 3-15	申請を募る頻度	26
表 3-16	申請者の欠格要件の有無	26
表 3-17	申請者の欠格要件の具体的内容	27
表 3-18	変更の届出の義務付けの有無	27
表 3-19	認定要件・認定対象製品	29
表 3-20	県内で発生した再生資源を使っていることを要件とするか否か	29
表 3-21	認定証の有効期間	30
表 3-22	都道府県のリサイクル製品認定における環境安全基準	31
表 3-23	都道府県のリサイクル製品認定における品質基準	32
表 3-24	審査を通過した製品に対する認定の義務の有無	33
表 3-25	リサイクル認定事業者に対する誤認表示の禁止の有無	33
表 3-26	リサイクル認定事業者に対する、誤認表示があったときの対応	33
表 3-27	リサイクル認定事業者以外に対する誤認表示の禁止の有無	34
表 3-28	リサイクル認定事業者以外に対する、誤認表示があったときの対応	34
表 3-29	立入調査に係る資料の提出義務	34
表 3-30	製品の安全の維持の有無	35
表 3-31	申請に係る資料の提出義務の有無	35
表 3-32	リサイクル製品認定制度の項目記載率	36
表 3-33	リサイクル製品認定制度の比較項目の実施率	36
表 4-1	アンケート内容	42
表 4-2	他の団体への委託の有無	41
表 4-3	リサイクル製品認定制度を委託されている団体	41
表 4-4	リサイクル製品を認定する審査会の人数	42
表 4-5	リサイクル製品を認定する審査会の構成	43
表 4-6	表 4-5「その他」の回答	43
表 4-7	リサイクル製品認定制度を認定する審査会の頻度	44

表 4-8	県民の審査会公聴の可否	44
表 4-9	審査会の議事録閲覧の可否	45
表 4-10	一般住民(= 県民)の審査員登録の可否	45
表 4-11	一般住民(= 県民)を審査員として採用する方法	45
表 4-12	リサイクル認定事業者に対する立入調査の有無	46
表 4-13	立入調査の頻度	46
表 4-14	立入調査の調査内容	46
表 4-15	立入調査の内容(その他)	47
表 4-16	審査会の、認定決定の権利の有無	47
表 4-17	審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか否か	48
表 4-18	リサイクル製品を認定する審査会および有識者から県(知事)への結果報告の義務づけの有無	48
表 4-19	認定を決定するときの手続き	49
表 4-20	事前の立入調査を行われない理由	49
表 4-21	認定製品の取消し件数の把握の有無	50
表 4-22	取消し件数の公表の可否	50
表 4-23	取消し件数の推移	51
表 4-24	認定製品の取下げ件数の把握の有無	51
表 4-25	取下げ件数の公表の可否	52
表 4-26	取下げ件数の推移	52
表 4-27	各年度の申請件数と認定件数の把握の有無	53
表 4-28	申請件数と認定件数の公表の可否	53
表 4-29	申請件数と認定件数の関係	57
表 4-30	認定することができなかつたときの、申請事業者に対する通知の有無	57
表 4-31	県(知事)から県民に対して公表するとき	58
表 4-32	各自治体からリサイクル認定事業者への支援の有無	58
表 4-33	各自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容	58
表 4-34	リサイクル認定事業者に対する広報・啓発に関わる支援内容	59
表 4-35	リサイクル認定製品に関してもし何か問題が発生したときの処理責任者	60
表 4-36	リサイクル認定事業者の、リサイクル認定製品の販売実績の把握の有無	60
表 4-37	リサイクル認定事業者に関して問題が発生したときの、事業者に関する是正または勧告の有無	60
表 4-38	公共事業においてリサイクル認定製品を使用の際の、掲示の有無	61
表 4-39	リサイクル認定製品の使用が可能な際の、公共事業施行事業者へのリサイクル認定製品の使用義務づけの有無	61
表 4-40	リサイクル認定製品使用義務付けの具体的方法	61

表 4-41	リサイクル認定製品使用義務付け不可能な理由	61
表 4-42	その他の具体的内容	62
表 4-43	申請又は認定事業者に対する申請又は認定に係る資料の保存を義務付けの有無	62
表 4-44	申請や検査に係る費用の負担	63
表 4-45	認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査義務付けの有無	63
表 4-46	県民や民間団体等に対するリサイクル認定製品の選択の義務付けの有無	64
表 4-47	その成果の有無	64
表 4-48	県の利用実績の把握の有無	64
表 4-49	県の利用実績の公表の可否	65
表 4-50	A 県の利用実績	65
表 4-51	V 県の利用実績	65
表 4-52	X 県の利用実績	66
表 4-53	リサイクル認定製品の利用率の把握の有無	66
表 4-54	リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の公表の可否	67
表 4-55	X 県の販売実績	68
表 5-1	アンケート内容	75
表 5-2	リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(三重県)	76
表 5-3	リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(滋賀県)	76
表 5-4	制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化	77
表 5-5	企業が考える需要の変化の主な理由(三重県)	77
表 5-6	制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化	78
表 5-7	企業が考える需要の変化の主な理由(滋賀県)	78
表 5-8	申請のきっかけ(三重県)	79
表 5-9	申請のきっかけ(滋賀県)	79
表 5-10	今後の登録について(三重県)	80
表 5-11	登録をやめたい理由(三重県)	80
表 5-12	今後の登録について(滋賀県)	81
表 5-13	登録をやめたい理由(滋賀県)	81
表 5-14	三重県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(三重県)	81
表 5-15	滋賀県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(滋賀県)	82
表 5-16	他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(三重県)	82
表 5-17	他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(滋賀県)	82
表 5-18	リサイクル認定製品の用途の認識(三重県)	83
表 5-19	リサイクル認定製品の用途の認識(滋賀県)	83

表 5-20	今後の需要拡大の希望(三重県)	84
表 5-21	今後の需要拡大の希望(滋賀県)	84
表 5-22	需要拡大のための方法(三重県)	85
表 5-23	需要拡大のための方法(滋賀県)	86
表 5-24	リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(三重県)	87
表 5-25	リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(滋賀県)	87
表 5-26	販売実績の公表の可否(三重県)	88
表 5-27	販売実績の公表の可否(滋賀県)	88
表 5-28	企業 a の販売実績(コンクリート 2 次製品)	88
表 5-29	企業 b の販売実績(防球ペタルネット)	89
表 5-30	企業 b の販売実績(スポーツネット サッカー )	89
表 5-31	企業 b の販売実績(スポーツネット バレー )	89
表 5-32	企業 b の販売実績(スポーツネット ハンドボール )	89
表 5-33	企業 c の販売実績(埋め戻し材)	90
表 5-34	企業 d の販売実績(チップ)	90
表 5-35	企業が考える, リサイクル製品認定制度の改善点や要望(三重県)	91
表 5-36	企業が考える, リサイクル製品認定制度の改善点や要望(滋賀県)	92
付録		1
付録 1	自治体アンケート調査票	2
付録 2	自治体追加アンケート調査票	13
付録 3	リサイクル認定事業者アンケート調査票	18

# 第一章 序論



## 第一章 序論

### 1-1 本研究の背景

循環型社会形成推進基本法が平成 12 年に成立し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用に対する循環型社会システムの構築のための枠組みが法制面からも整備されてきた<sup>1)</sup>。このような現状の中で、地方自治体ではリサイクル製品認定制度を実施するところが増えており(図 1-1)、平成 19 年 11 月現在、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、兵庫県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を除く 35 の自治体で実施されている<sup>2)</sup>。

なお、先行研究としては、主にリサイクル認定製品の品目の割合や認定手続きの詳細などに焦点が当てられている小西(2004)<sup>3)</sup>の研究、また、認定手続きや認定基準などの観点から、現状や課題を示している宮脇など(2007)<sup>4)</sup>の研究がある。

しかし、自治体のリサイクル製品認定制度の実施実態や、認定事業者の現状の詳細などは明らかではない。

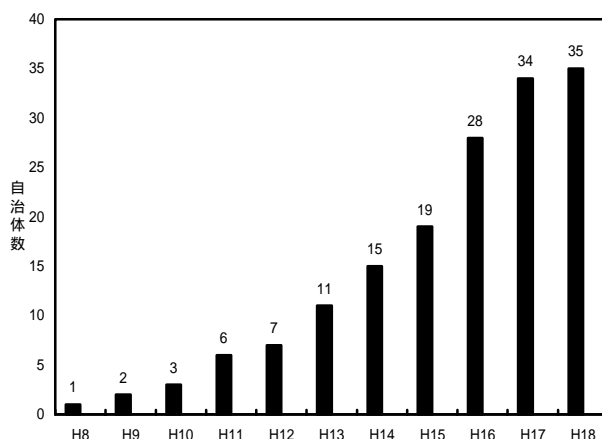


図 1-1 リサイクル製品認定制度実施自治体数の推移

### 1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 2 つである。

- 目的 1 実際にリサイクル製品認定制度がどのように実施されているのか、条例等から把握することのできない自治体の実施実態を明確にすること。
- 目的 2 実際にリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状を明確にすること。

本研究では、他の研究では行っていない条例等の記載項目の抽出を行い、それに基づいて自治体のリサイクル製品認定制度の実施実態を明確にする。また、異なった道府県のリサイクル認定制度に登録しているリサイクル認定事業者同士を比較し、現状における相違点なども明確にする。

### 1-3 本研究の意義

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態を把握することにより、まだリサイクル製品認定制度を実施していない自治体、またはすでに実施している自治体にとって、他の都道府県の制度を把握するうえで有効な研究となることである。また、認定事業者の現状を把握することにより現在リサイクル製品認定制度の登録している認定事業者や、これからリサイクル認定制度に登録しようと考えている事業者にとって、認定制度の登録について検討をするうえで有効な研究となる。

### 1-4 本研究の方法

研究方法は以下の4段階で行う。

- (1) 各自治体のHPを基に、リサイクル製品認定制度を実施している35の自治体の基本情報をまとめる。
- (2) 各自治体の条例等を分析・比較する。
- (3) (2)では得ることのできなかつた情報や、疑問に思った内容は、自治体に対してアンケート調査票により調査し、制定実態を明確にする。また、実施実態についても自治体に対するアンケート調査票により調査する。
- (4) リサイクル認定事業者に対してアンケート調査を行い、制度の影響や申請されたきっかけなどの現状を明確にする。

制定実態・実施実態の調査方法を表1-1に示す。

表 1-1 制定実態・実施実態の調査方法

	HP・条例 要綱・文献 等	(自治体・企業への)アンケート調査票
制定実態	大部分	残りの部分
実施実態 事業者の現状	—	全て

### 1-5 本研究の構成

第一章は、本研究における背景・目的・意義・方法・構成・用語の序論。

第二章では、リサイクル製品認定制度に関する取り組みについて取り上げている。リサイクル製品認定制度の概要について詳述する。

第三章では、リサイクル製品認定制度の制定状況を明らかにするため、比較項目ごとに、記載状況、制定状況、現状等を詳述する。

第四章では、自治体に対するアンケート調査によって判明した自治体の実施実態や現状等を詳述する。

第五章では、リサイクル認定事業者に対するアンケート調査によって判明したリサイクル認定事業者の現状や、今後の展望等を詳述する。

第六章では、目的に対するまとめや、自治体やリサイクル製品製造事業者にとっての条例等の有効性などをまとめる。そして最後に、本研究の課題を示し、結論とする。

#### 1-6 本研究の用語

- \* 自治体：本卒論で「自治体」とは、都道府県のことを意味する。
- \* 条例：本卒論で「条例等」とは、各自治体のリサイクル製品認定制度に関する条例・要綱・要領・施行規則を意味する。
- \* 県：本卒論で「〇県」とは、特に断りのない限り、「〇都道府県」を意味する。
- \* 比較項目：3-5 の表 3-1 に示す 64 項目。
- \* 記載項目率：全比較項目中、記載されている項目数の割合。
- \* リサイクル認定製品：リサイクル製品の認定を受けた製品を意味する。
- \* リサイクル認定事業者：リサイクル製品の認定を受けた事業者を意味する。
- \* 販売実績：リサイクル認定事業者が過去に販売したリサイクル認定製品の個数や量を意味する。
- \* 利用実績：販売実績の中の、自治体が過去にリサイクル認定事業者から購入したリサイクル認定製品の個数や量を意味する。

#### <参考文献>

- 1) 吉永 陽一：環境省 廃棄物処理等科学研究費補助金研究報告書概要版，pp1 (2002)
- 2) リサイクル製品認定制度情報サイト  
<<http://www.recycle.eco.coocan.jp>>，2007-11-29
- 3) 小西 和正：自治体におけるリサイクル認定制度の実態と効果の解明に関する研究，本専攻 卒業論文(2004)
- 4) 宮脇 健太郎・他：都道府県等におけるリサイクル製品認定制度の現状と課題 - 制度調査と問題事例 - ，廃棄物学会誌，Vol.18No.3，pp182-193(2007)



## 第二章

# リサイクル製品認定制度に関する取り組み



## 第二章 リサイクル製品認定制度に関する取り組み

### 2-1 はじめに

第二章では、リサイクル製品認定制度に関する取り組みについて取り上げている。リサイクル製品認定制度を行っている自治体の基本情報を示す。

### 2-2 本章の目的

リサイクル製品認定制度に関する取り組みを明らかにし、リサイクル製品認定制度の概要、制定状況、実施開始時期を明らかにすることを目的とする。

### 2-3 調査方法

全体的なりサイクル製品認定制度の取り組み、制定の状況把握を図るため、インターネットでの調査を行う。

### 2-4 リサイクル製品認定制度の概要

リサイクル製品認定制度とは、リサイクル製品を都道府県が認定し、県や市町村が率先して利用しながら、リサイクルの推進を図っていくというものである<sup>1)</sup>。製品は、自治体発注の公共工事で利用できる再生資材と、トイレトーパーや文具などの物品類などが主流である<sup>2)</sup>。リサイクル認定製品の詳細を表2-1に示す。平成13年のグリーン購入法の施行により、地方公共団体等には、環境物品等の調達方針の作成および当該方針に基づいて物品等の調達を行うよう努力義務が課せられた。これを受けて、多くの自治体では、環境物品等の普及促進および環境物品等に関する情報の提供を行うことを目的として、独自にリサイクル製品認定制度の構築を進めている<sup>4)</sup>。中には、他の自治体とは異なるリサイクル製品認定制度を行っている自治体もある。表2-2に示す。

表 2-1：リサイクル認定製品の主な品目<sup>3)</sup>

建設資材・土木資材	農業資材	日用品・物品	環境資材
骨材、碎石、路盤材、アスファルト製品、埋め戻し材、盛土材、土壌改良材・地盤改良材、型枠材、コンクリート2次製品、インターロッキングブロック、舗装用コンクリート平板、タイル、ゴムブロック、木質系舗装材、透水性舗装材、保水性舗装材、木質系土木資材、合板、木質パネル、木製工作物、木工品など	堆肥・肥料、緑化基盤材・植栽基盤材、木材チップなど	トイレトーパー、石鹸、ごみ袋、フラワーポットなど	間伐材など

表 2-2：特殊なりサイクル製品認定制度を行っている自治体の紹介

茨城県	建設資材以外の製品に関しては生活環境部が実施しており、建設資材に関しては土木部が実施している。つまり、1自治体で2つの制度があることになる。
愛知県	建設資材のみを取り扱った制度が実施されている。
愛媛県	リサイクル製品のみでなく、ショップや企業なども含めた認定制度となっている。
高知県	

平成20年2月現在、35都道府県のホームページ情報によると、リサイクル認定製品の総数は4083品で、認定製品のほとんどが土木資材・建設資材である(図2-1<sup>3)</sup>)。

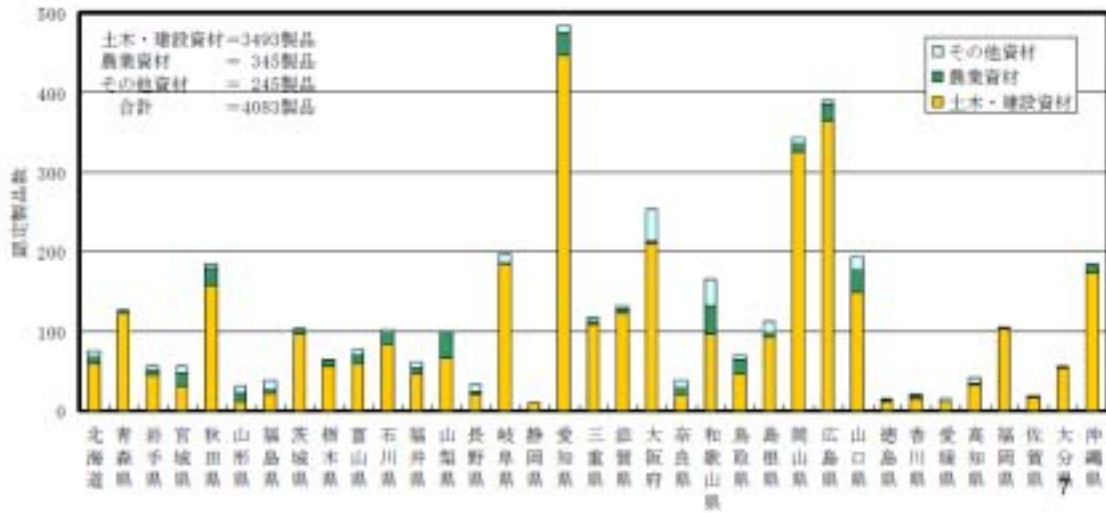


図 2-1：都道府県によるリサイクル認定製品の概要<sup>3)</sup>

最後に、宮脇健太郎氏によると、リサイクル製品認定制度の位置づけは図 2-2 のようになる。

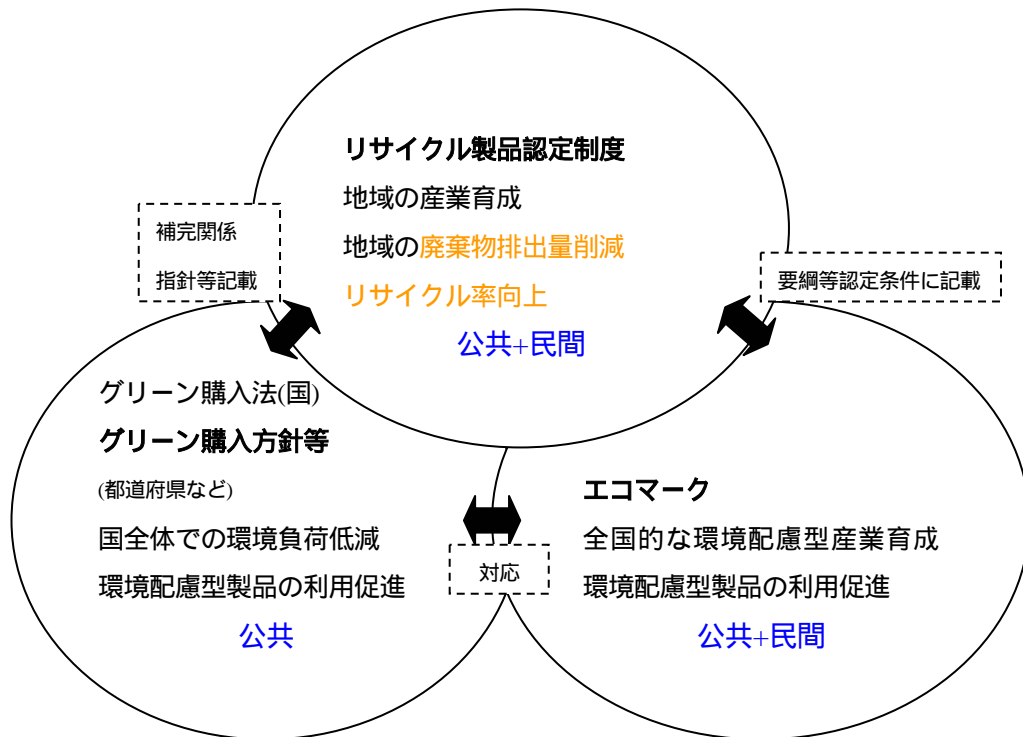


図 2-2：リサイクル製品認定制度の位置づけ<sup>3)</sup>

リサイクル製品認定制度の認定基準に関しては、次章の 3-7-5-4 で詳細を示す。また、リサイクル製品認定の手続きの内容に関しては、4 章の 4-4-3-1 で詳細を示す。

## 2-5 リサイクル製品認定制度の制定状況

2007年11月現在、リサイクル製品認定制度は群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、兵庫県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を除く35の自治体で実施されている<sup>4)</sup>。リサイクル製品認定制度の基本情報(制度の名称・認定期間・根拠条例等)を表2-2に示す。

表 2-3：リサイクル製品認定制度の基本情報

都道府県名	名称	認定期間	根拠法令等
北海道	北海道リサイクル製品認定制度	3年	北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱
青森県	青森県リサイクル製品認定制度	3年	青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則
岩手県	岩手県再生資源利用認定制度	3年	
宮城県	宮城県グリーン製品	3年	グリーン購入促進条例
秋田県	秋田県リサイクル製品認定制度	5年	秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則
山形県	山形県リサイクル製品認定制度	3年	山形県リサイクル製品認定制度実施要綱
福島県	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度	3年	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱
茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度 茨城県リサイクル建設資材評価認定制度	3年	茨城県リサイクル建設資材評価認定制度実施要綱
栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度～とちの環工製品～	3年	栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱
山梨県	山梨県リサイクル製品認定制度	3年	山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱
長野県	信州リサイクル製品認定制度	3年	信州リサイクル製品認定制度実施要綱
富山県	富山県リサイクル認定制度	3年	富山県リサイクル認定事業実施要綱
石川県	石川県リサイクル製品認定制度	3年	石川県リサイクル製品利用推進要綱
岐阜県	岐阜県廃棄物リサイクル認定製品	3年	岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例実施要綱
静岡県	静岡県リサイクル製品認定制度	3年	静岡県リサイクル製品利用推進要綱
愛知県	愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる)	3年	愛知県リサイクル資材評価制度実施要領
三重県	三重県リサイクル認定制度	5年	三重県リサイクル製品利用推進条例
福井県	福井県リサイクル製品認定制度	5年	福井県リサイクル製品認定要綱
滋賀県	滋賀県リサイクル製品認定制度(びわ湖エコップ)	5年	滋賀県リサイクル製品利用促進要綱
大阪府	大阪府リサイクル製品認定制度	3年	大阪府リサイクル製品認定要領
奈良県	奈良県リサイクル製品認定制度	3年	奈良県リサイクル製品利用促進要綱
和歌山県	和歌山県リサイクル製品認定制度	5年	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則
鳥取県	鳥取県認定グリーン商品と認定制度	3年	鳥取県グリーン商品認定要綱
島根県	しまねグリーン製品認定制度	3年	しまねグリーン製品認定要綱
岡山県	岡山県エコ製品認定制度	5年	
広島県	広島県リサイクル製品登録制度	3年	広島県生活環境の保全等に関する条例・条例施行規則 広島県リサイクル製品登録制度実施要領
山口県	山口県リサイクル製品認定制度	3年	山口県リサイクル製品利用推進要綱
徳島県	徳島県リサイクル認定制度	3年	徳島県リサイクル認定制度実施要綱
香川県	香川県認定環境配慮モデル	3年	香川県環境配慮モデル普及促進要綱
愛媛県	愛媛県認定優良リサイクル製品	2年	
高知県	高知県リサイクル製品等認定制度	3年	高知県リサイクル製品等認定要綱
福岡県	福岡県リサイクル製品認定制度	2年	福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱
佐賀県	佐賀県廃棄物リサイクル製品認定制度	3年	佐賀県リサイクル製品利用推進要綱
大分県	大分県リサイクル製品認定制度	5年	大分県リサイクル製品利用推進要綱
沖縄県	沖縄県リサイクル評価資材認定制度(ゆいくる)	3年	沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領

## 2-6 リサイクル製品認定制度の実施開始時期

リサイクル製品認定制度の実施開始時期は表 2-3 のとおりである。

表 2-4：リサイクル製品認定制度の実施開始時期

平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年
福島県	岐阜県	石川県	宮城県 茨城県 福井県	山口県	三重県 愛媛県 香川県 佐賀県	岩手県 富山県 愛知県 岡山県	山形県 山梨県 奈良県 和歌山 鳥取県 広島県 大分県	北海道 秋田県 栃木県 長野県 大阪府 島根県 徳島県 高知県 沖縄県	青森県 静岡県 滋賀県 福岡県

表から分かるとおり、リサイクル製品認定制度は実施し始める自治体が徐々に増えていき、2004年に最も多く実施され始めている。

第三章では、表 2-2 で挙げた条例等を分析して、書かれている内容(= 制定実態)を明らかにする。第四章では、第三章で明らかになった内容を踏まえてアンケート調査を行い、その結果を分析しリサイクル製品認定制度の実施実態を明らかにする。第五章では、リサイクル製品認定制度に登録している事業者の現状を明らかにする。

### <参考文献>

- 1) 小西 和正：自治体におけるリサイクル認定制度の実態と効果の解明に関する研究，本専攻 卒業論文，(2004)
- 2) 環境 goo リサイクル製品認定制度のページ  
<<http://www.eco.goo.ne.jp/word/ecoword/E00240.html>>，2007-12-3
- 3) 大迫政浩・肴倉宏史：【スライド】リサイクル製品認定制度の課題と展望，第 13 回自治体連絡会，2008-10-16 きららホール  
<[http://www.jsim.or.jp/ecoslag/pdf/kouen/081208\\_1.pdf](http://www.jsim.or.jp/ecoslag/pdf/kouen/081208_1.pdf)>
- 4) リサイクル製品認定制度情報サイト  
<<http://www.recycle.eco.coocan.jp>>，2007-11-29

### 第三章

## リサイクル製品認定制度の自治体の制定実態



### 第三章 リサイクル製品認定制度の自治体の制定実態

#### 3-1 はじめに

本章では、各自治体のリサイクル製品認定制度の制定実態を把握し、分かったデータを分析・比較し、リサイクル製品認定制度の詳細を把握する。

#### 3-2 目的

リサイクル製品認定制度の制定実態を明確にする目的で行った。

#### 3-3 調査方法

まず、条例等を読んで、書かれている内容を把握した。その後、条例等の分析により把握することができなかった内容やより詳しく知りたいと思った内容等をアンケート調査票にして、平成 20 年 9 月 5 日に送付した。返信期限を平成 20 年 9 月 30 日とした。また、アンケート調査の結果を受けて追加アンケート調査を実施した。追加アンケート調査は平成 20 年 11 月 7 日に送付した。返信期限を平成 20 年 11 月 20 日とした。

#### 3-4 調査対象

調査対象は、リサイクル製品認定制度を実施している 35 自治体である(茨城県に関しては、建設資材以外の製品については生活環境部で、建設資材のみを土木課で行っているということであったので、双方の部に対してアンケート調査を実施した)。結果、31 自治体から返信があった。また、追加アンケート調査の対象はアンケート調査において返信があった 31 自治体である。結果、29 自治体から返信があった。

#### 3-5 条例等の比較項目の選定

32 の自治体の条例等を読んで、主な記載内容を抽出した。その結果、表 3-1 の 64 項目の記載項目が抽出された。なお、これらの 64 項目は 8 つのグループ(審査会・委員会について、申請についてなど)に大別された。

表 3-1：条例等の比較項目

条例等について	審査会・委員会について	認定について	認定事業者への支援	知事への報告(販売実績等)
目的	審査会及び認定の決定	認定要件・認定対象製品	経過措置	製品の安全の維持
定義	立入検査等	認定の取消	実績の概要の公表	問題が生じた時の処理責任
条例等の見直し	県の事前立入調査	認定の取り下げ	是正又は改善の勧告	関係資料の保存
庶務・所掌	審査会から知事への結果報告	認定証の有効期間	公共事業の際の製品の掲示	申請・検査等に係る費用の負担
業務の委託	申請について	認定の効力の失効・認定の更新	県の製品の優先利用	申請に係る資料の提出義務
その他	募集(回/年)	評価基準の変更等	立入調査の際の身分証明書の提示	(消費者・県への)製品の情報提供
施行期日	申請書類の内容	認定基準の詳細	認定の義務	用途目的以外での販売の禁止
表示について	申請者の欠格要件	認定の対象品目の追加申出	他の都道府県との連携	定期検査の実施
認定製品に係る表示	変更の届出	認定基準等の変更に提案	リサイクル認定事業者の責務について	県民・民間団体の責務について
認定証の交付	不誠実行為の禁止	県の責務について	損害に対する責任	(消費者)認定製品選択の努力義務
認定の公表	軽微な変更	県と市長の協働・要請等	誤認表示の禁止	
		広報・啓発	知事への報告(認定基準の適合状況等)	

表 3-1 の条例等の比較項目について、説明が必要と思われるものについて以下に示す。

目的	…リサイクル製品認定制度を制定した目的
定義	…条例等に出てくる用語の説明
条例等の見直し	…条例を見直す時期等についての記述
庶務・所掌	…リサイクル製品認定制度を担当部署等の記述
施行期日	…リサイクル製品認定制度を施行する期日の説明
認定製品に係る表示	…認定事業者に対する、認定マーク等の表示についての記述
認定証の交付	…知事から事業者への認定証の交付についての記述
認定の公表	…知事による、認定の公表についての記述
審査会及び認定の決定	…審査会の運営に関する事項の記述
立入調査等	…認定されてからの、立入調査に関する記述
事前審査	…認定される前の、立入調査についての記述
審査会から知事への結果報告	…審査会から知事への結果報告についての記述
募集(回/年)	…申請を募る頻度の記述
申請書類の内容	…申請書類に明記する事柄の記述
申請者の欠格要件	…申請することができない人についての記述
変更の届出	…リサイクル認定製品に変更があったときの手続きについての記述
不誠実行為の禁止	…偽装等の不誠実行為を禁止する旨の記述
認定要件・認定対象製品	…認定を得るための、事業所や製品の条件についての記述
認定の取消し	…認定を取消すときの条件についての記述
認定の取り下げ	…認定を取下げるときの条件についての記述
認定証の有効期間	…認定証の有効期間についての記述
認定の効力の失効・認定の更新	…認定が失効するときの説明、また更新の手続きの方法についての記述
評価基準の変更等	…評価基準に変更があったときの、既にある認定製品への対応についての記述
認定基準の詳細	…認定基準の具体的数値の記述
認定の対象品目の追加申出	…新たに認定を申し込むときの手続きについての記述
認定基準等の変更提案	…事業者が、認定基準の変更を提案することができるという旨の記述
経過措置	…前制度から現行制度に移行する際の、前制度から認定されている製品への対応についての記述
実績の概要の報告	…県が、使用実績を県民に対して公表するという旨の記述
是正又は改善の勧告	…県の、認定事業者に対する是正又は改善の勧告についての記述
認定の義務	…知事が、認定条件を満たした事業者に対して認定を与えなければならない

### ないという旨の記述

損害に対する責任 …… 損害に対して，認定事業者が責任を負うという旨の記述

誤認表示の禁止 …… 事業者が，製品に対して虚偽の表示や誤認表示を行ってははいけ  
ないという旨の記述

以下，本章・次章にかけて，64 項目の中からいくつかをピックアップして制定実態・実施実態を明確にしようとする。

### 3-6 アンケート内容

アンケート票の質問内容は 3-5 で示した 8 つのグループについてである。アンケートの各質問項目の質問内容，回答方法，有効回答数を表 3-2 に示す。なお，表 3-2 に示すものは自治体に対するアンケート調査及び追加アンケート調査の質問内容である。アンケート調査票の本文は付録 1 及び 2 に掲載する。

表 3-2：アンケート内容

アンケート内容		回答方法		回答数
リサイクル製品認定制度の策定実態に関する事項				
1	既存条例等の有無	選択式	単数回答	n=29
2	参考自治体の提供の可否	選択式	単数回答	n=25
3	参考自治体とその理由	記述式	—	n=26
4	条例の制定目的	選択式	複数回答	n=32
5	条例等を制定された最も大きな要因	選択式	複数回答	n=32
6	条例・要綱の見直しの有無	選択式	単数回答	n=29
7	認定証の交付の有無	選択式	単数回答	n=29
8	申請を募る頻度	選択式	単数回答	n=32
9	申請者の欠格要件の有無	選択式	単数回答	n=29
10	申請者の欠格要件の具体的内容	記述式	—	n=9
11	変更の届出の義務付けの有無	選択式	単数回答	n=29
12	県内で発生した再生資源を使っていることを要件とするか否か	選択式	単数回答	n=30
13	審査を通過した製品に対する認定の義務の有無	選択式	単数回答	n=28
14	リサイクル認定事業者に対する誤認表示の禁止の有無	選択式	単数回答	n=29
15	リサイクル認定事業者に対する，誤認表示があったときの対応	選択式	単数回答	n=25
16	リサイクル認定事業者以外に対する誤認表示の禁止の有無	選択式	単数回答	n=25
17	リサイクル認定事業者以外に対する，誤認表示があったときの対応	選択式	単数回答	n=18
18	立入調査に係る資料の提出義務	選択式	単数回答	n=28
19	製品の安全維持の義務の有無	選択式	単数回答	n=27
20	申請に係る資料の提出義務の有無	選択式	単数回答	n=28

### 3-7 結果及び考察

#### 3-7-1 各自治体の項目記載率

各自治体の条例等を読んで，各自治体の記載項目数を明確にした。結果を図 3-1 に示す。ま

た、各自治体の項目記載率(= (当該自治体の条例等に記載されていた項目数/条例等の比較項目64項目)×100)を明確にした 条例等を手に入れることができた 32 の自治体を対象に記載項目率を抽出した。結果を図 3-2 に示す。

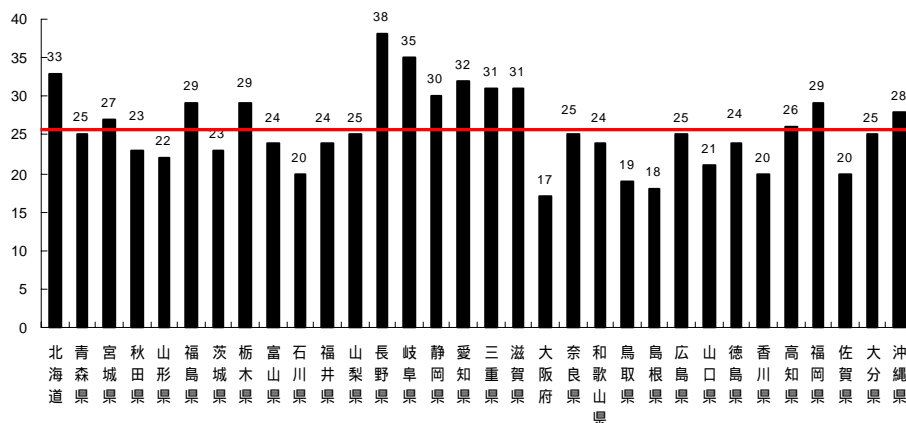


図 3-1：項目記載数

記載項目数の平均は約 25.7 項目であった。条例等の記載項目数の平均を超えた自治体は 32 自治体中 13 自治体であった。

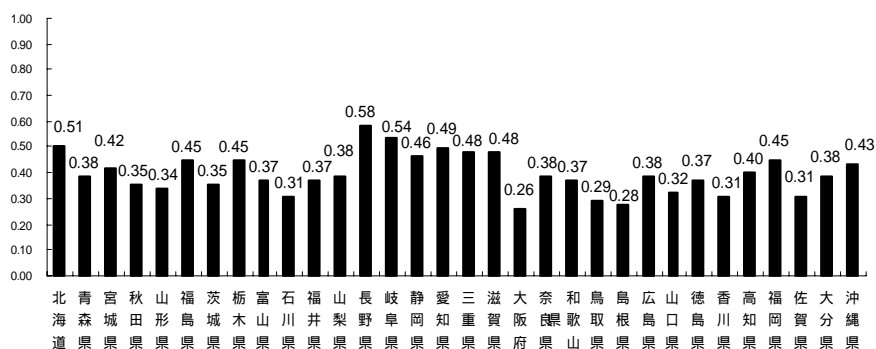


図 3-2：項目記載率

記載項目率は最も高い自治体で 58%，最も低い自治体で 26%であった。

### 3-7-2 条例等に関する項目

#### 3-7-2-1 条例等の制定について

条例等を調査する上で、目に付く点がある。それは、類似している条例等の存在である。条例等の構成、内容など他の自治体の条例等と似たものがいくつか存在する。これは、条例等を制定する際に他の自治体の先行事例を参考に作成したと考え、その実態を明らかにするため調査票での調査を行った。表 3-3 に、参考条例等の有無の回答結果、表 3-4 に、参考自治体の提供の可否の回答結果を示す。

表 3-3 参考条例等の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率
有	26	90
無	3	10
合計	29	100

表 3-4 参考自治体の提供の可否(n=25)

	回答自治体数	回答数
有	25	100
無	0	0
合計	25	100

無回答である 2 自治体中 1 自治体は、制定時に担当していなかったため、詳細不明とのこと。

表 3-3, 表 3-4 より, 既存の条例等を参考にしたと回答した自治体は 29 自治体中 25 自治体であり, その内 23 の自治体が参考にした自治体名を挙げてくれた。表 3-5 に, 参考自治体とその理由の回答結果を示す。

表 3-5 参考自治体とその理由

自治体	参考自治体	理由
A 県	P 県, AD 県, X 県, U 県	他に先駆けて取り組んでおり, 事例が豊富であった。
B 県	F 県	四国内の先進事例として
D 県	AC 県, AE 県, P 県, X 県(条例), 他要綱制定 11 県	制度の骨格を検討するにあたり先行して制度化した県の状況を参考とした。
E 県	AA 県, Q 県, AC 県, Z 県, J 県, C 県, AB 県	中国地方 4 県及び先進県
F 県	P 県など, H13 年度の段階で制定していた県。	
G 県	C 県, AF 県, AB 県, P 県, X 県, Q 県, F 県, W 県, J 県	既にリサイクル認定制度により, リサイクル製品の認定を行っている県の制度を比較検討するため, 上記 9 県の認定制度を参考にしている。
H 県	AD 県	建設資材に絞った制度であったから
I 県	X 県	近隣であり, 参考に値する
J 県	P 県, AF 県, C 県, AB 県, Q 県 他	先行事例のため
K 県	P 県, AF 県, C 県 他	本県制定時(H16 年度)において既に制定, 運用実績があったため
L 県	AB 県, X 県, P 県	リサイクル認定制度が既に実施されていたため
N 県	AD 県	品目個別基準や環境安全性基準などの判断基準をもっているため
O 県	Q 県	制度開始が比較的早く, ユニークな認定製品があったため
P 県	R 県, AE 県, C 県, U 県, X 県, V 県	条例化を検討する段階で既に条例制定がされていたため
Q 県	H12 年度(制度創設)以前に先行実施していた 2~3 団体	
R 県	U 県(主に U 県を参考としたが, 他に先進県についても参考とした。)	認定制度のみに係る条例を制定しており, また, 隣接する県において趣旨を同じくする制度を設けている場合において, 具体的な制度内容が大きく異なることは適切ではないから。
S 県	F 県	四国内で先行してリサイクル製品の認定を W 県と F 県が行っており, F 県がすでに要綱を作成していたため
T 県	AE 県, C 県, G 県, AF 県, P 県, AD 県, X 県, AA 県, Q 県, F 県, W 県, J 県, AB 県	H15 年度の制度設立時において, 同様の制度を設けていたため
U 県	AE 県, P 県, X 県, AC 県, AD 県	条例検討及び制定実施に際しての先進事例として
V 県	X 県, U 県, R 県, Z 県, Q 県, AE 県, P 県, AG 県, AC 県	
W 県	C 県, AF 県, AB 県, P 県, Q 県	既にリサイクル製品認定制度を実施していた全県を参考とした。
Y 県	H14 年以前に制度が創設されていた自治体	認定の条件, 手続きなどを参考にするため
AA 県	AB 県, AF 県, Q 県	既に制度を創設し, 運用していたから
AB 県	P 県	循環型社会形成のため, 全国に先駆けて制度を導入し, リサイクル制度の普及を図っていたから
AF 県	P 県	先行して制度を開始した P 県を参考にした。

最も多い回答は、「既存の自治体の条例等を参考にして作った」というものであった。また、その中でも、近隣自治体の条例等を参考にしている自治体が目立った。建設資材に絞ってリサイクル製品認定制度を行っている H 県は、同等の制度を既に行っていた AD 県を参考にしたとのことであった。

### 3-7-2-2 目的

リサイクル製品認定制度自治体によって、条例等を制定した目的は異なる。表 3-6 に条例の制定目的を示す。

表 3-6 条例等の制定目的(n=32)(複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
循環型社会の構築	30	94
リサイクル製品の普及	25	78
資源の有効利用	23	72
リサイクル産業の育成	23	72
廃棄物の発生抑制	18	56
リサイクル意識の向上	13	41
その他	3	9

一番多いのは、循環型社会の構築で、ほとんど全ての自治体が目的として掲げている。以下、リサイクル製品の普及、有効資源の活用と続くが、これらから、かつての大量生産・大量消費の生活様式を改めるために条例等を制定したことが伺える。

その他の条例等の制定目的を表 3-7 に示す。

表 3-7 その他の条例等の制定目的(自由記述式)

C 県	県内事業者の支援，県産物の普及，県内廃棄物の利用促進
O 県	県の公共工事で，リサイクル建設資材を積極的に活用するため
A 県	最終処分場の延命化

このように、リサイクル製品認定制度における取り組みを、県内産業の育成や最終処分場の延命化などに繋げるという、複合した目的を持つ自治体も存在する。

### 3-7-2-3 定義

条例等で定義について明記していた自治体は 32 自治体中 28 自治体であった。各自治体の条例等の中で出てくる語句の定義を表 3-8、表 3-9、表 3-10 の 3 つに分けて示す。

表 3-8：条例等に出てくる定義

自治体	説明している用語	
北海道	循環資源	次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。 (1)廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)(又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の活動に伴い副次的に得られた物品(1)に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)
	リサイクル製品	循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品(品質を一定に維持できるものに限る。)をいう。
青森県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。
	認定リサイクル製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
宮城県	グリーン購入	物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務のかんきょう情報又は事業者に関するかんきょう協情報を勘案して行うことをいう。
	環境物品等	樹になどにより環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。
	環境に配慮した事業活動	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。)第2条第3項に規定する環境に配慮した事業活動をいう。
	環境情報	環境配慮促進法第2条第2項に規定する環境情報をいう。
	地方独立行政法人等	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進にかんする法律(昭和47年法律第82号)第10条第1項に規定する土地開発公社であって、県が設立したものをいう。
秋田県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。)を原材料の全部又はその一部として製造又は加工される製品をいう。
	半製品等	リサイクル製品のうち、他のリサイクル製品の原材料として利用されるものをいう。
	認定リサイクル製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
	認定事業者	その製品、加工又は販売(以下「製造等」という。)(に係るリサイクル製品について条例に伴い認定を受けた者をいう。
山形県	資源循環	廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し不要となる物品(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)のうち、資源として再利用されるものをいう。
	リサイクル製品	県内で発生する循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質等が均一であるものをいう。
福島県	循環資源	次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。 ア廃棄物(廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) イ一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)(又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建設に関する工事、農畜産物の生産その他の活動に伴い副次的に得られた物品(ア)に掲げるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)
	循環資源利用製品	循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品のうち、品質等が均一であるものをいう。
栃木県	栃木県リサイクル製品	要綱に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
	廃棄物等	循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
	循環資源	循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。
	リサイクル製品	循環資源を原料の全部又は一部を利用して製造される製品をいう。
	認定事業者	要綱に伴い認定を受けた事業者をいう。
山梨県	リサイクル製品	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源、または同条第5項に規定する再生部品を利用することにより、生産または加工される製品をいう。
長野県	循環資源	廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し不要となる物品(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)のうち、有用なものをいう。
	再生利用	資源循環の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
	リサイクル製品	県内で発生する循環資源を再生利用して、県に垂の事業所で製造加工される製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。
	リサイクル資材	リサイクル製品のうち、県が発注する建設工事での使用を考慮して別に定める信州リサイクル製品評価基準で指定する品目の建設資材をいう。

表 3-9：条例等に出てくる定義

自治体	説明している用語	
石川県	リサイクル製品	再生資源を利用し、製造加工された製品をいう。 次に掲げるもののうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。 (1)廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。) (3)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建設に関する工事、農畜産物の生産その他の活動に伴い副次的に得られた物品((1)に掲げるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
	リサイクル認定製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
岐阜県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。
静岡県	リサイクル製品	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物をそのままに、または原材料として製造若しくは加工されたもの
三重県	リサイクル製品	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源又は同条第5項に規定する再生部品(規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。)を利用することにより、生産または加工(以下「生産等」という。)される製品をいう。
福井県	リサイクル製品	再生資源を利用し、製造加工された物であって、福井県リサイクル製品認定対象品目またはこれらに類するものをいう。
	再生資源	一度使用され、若しくは使用されずに廃棄されたものまたは製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物であって、原材料として利用することができるものまたはその可能性のあるものをいう。
滋賀県	循環資源	(1)家庭、事業所等なら排出される廃棄物 (2)製造過程において、または土木建築工事、脳畜産物の生産等に伴って発生する副産物 (3)間伐材、小径材ならびに森林、河川および湖の管理に伴い副次的に得られるヨシ、水草、浚渫土およびこれらに類するもの
	循環的な利用	循環資源の全部または一部を部品その他製品の一部として使用し、または原材料として利用することをいう。
	リサイクル製品	循環資源の循環的な利用により製造、または加工される製品(最終製品に限る。)をいう。
奈良県	循環資源	循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。
	循環的な利用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用し、又は原材料として使用することをいう。
和歌山県	リサイクル製品	資源循環(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。
	認定リサイクル製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
鳥取県	資源循環	次に掲げる物のうち資源として利用できるものをいう。 (1)廃棄物 (2)生産活動等に伴い副次的に得られた物
	グリーン商品	循環資源を原材料として県内で製造され又は加工され、県内外で販売される物をいう。
鳥根県	循環資源	(1)廃棄物 (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。) (3)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、脳畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
広島県	リサイクル製品	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源又は同条第5項に規定する再生部品(以下「再生資源等」という。)を利用することにより、生産又は加工(以下「生産等」という。)される製品をいう。

表 3-10：条例等に出てくる定義

自治体	説明している用語	
山口県	廃棄物等	(1)廃棄物 (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。 )又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品((1)に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。 )
	リサイクル製品	循環資源の循環的な利用により、県内において製造加工された物をいう。
	循環資源	廃棄物等のうち有用なものをいう。
	循環的な利用	再使用及び再生利用をいう。
	再使用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
	再生利用	循環資源の全部又は一部を製品の原材料として利用することをいう。
	環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
徳島県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。 )第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。 )の全部又は部品その他製品の一部として使用して製造加工された製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。ただし、循環資源を製品としてそのまま使用したもの(修理を行って使用するものを含む。 )及び循環資源の製造加工の度合いが低いものは除く。
	3Rモデル事務所	本研究の対象から外れるため、省略する。
香川県	廃棄物等	(1)廃棄物 (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。 )又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、脳畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(廃棄物を除く。 )
	リサイクル製品	循環資源の循環的な利用により、県内において製造加工された物をいう。
	循環的な利用	再使用及び再生利用をいう。
	再使用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
	再生利用	循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
高知県	リサイクル製品	循環資源を再使用又は再生利用して製造加工された製品をいう。
	循環資源	使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されている物を除く。 )又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。 )のうち有用なものをいう。
	再使用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
	再生利用	資源循環の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
福岡県	再生資源	次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。 (1)廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。 )第2条第1項に規定する廃棄物をいう。 ) (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。 )又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品((1)に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。 )
	リサイクル製品	再生資源を原材料の全部又は一部に使用して製造又は加工(以下「製造等」という。 )がなされる製品をいう。
	認定リサイクル製品	知事が、要綱に規定により認定したリサイクル製品をいう。
佐賀県	リサイクル製品	再生資源を利用し、製造加工されたものをいう。
	再生資源	一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。 )又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。 )のうち有用なものであって、原材料として利用することができる物又はその可能性のある物をいう。
大分県	リサイクル製品	製造過程で生じた廃棄物、あるいは一度使用され不要となった物(以下「廃棄物」という。 )をそのままに、又は加工をした後、原材料として使用して製造された物をいう。
沖縄県	評価基準	リサイクル建設資材の評価認定基準
	評価委員会	リサイクル建設資材の品質性能等が評価基準に適合するものが審議し、評価する機関。
	受付等機関	認定資材に係る認定の申請の受付、認定証の交付等の事務を行う機関。
	認定資材	評価委員会により評価基準等に適合するものとして評価され、沖縄県から認定された資材。
	認定マーク	認定資材に付けることが認められているマーク。

最も多く出てきた説明語句は、「リサイクル製品」で、27 自治体中 21 自治体が説明していた。同じ語句の説明を自治体同士で比べてみると、非常に似通った説明となっており語句の定義はほぼ等しいといえる。

3-7-2-4 条例等制定に至った要因  
 条例等を制定するに至った要因を調べた。表 3-11 に結果を記す。

表 3-11 条例等を制定された最も大きな要因(n=32)(複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
リサイクル製品生産事業者からの要望があった	7	22
他自治体が制定・施行していたから	2	6
地域住民の要望	0	0
その他	26	81

ほとんどの自治体は、その他の最も大きな要因を選択している。その詳細を自由記述欄に回答してもらった。その結果、その内容は似通っているものが多かった。よって、自由記述の回答を分類して集計した。表 3-12 に結果を示す。

表 3-12 その他の最も大きな要因(n=26)(複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
循環型社会の形成に資するため	10	38
3 R 推進のため	8	31
リサイクル製品の利用推進・グリーン調達のため	6	23
県産業育成・支援のため	3	12
資源の有効利用のため	2	8
公共工事で率先して使用するため	2	8
リサイクル製品の開発・製造・販売に着手する事業者を増大させるため	1	4
議員の提案	1	4
リサイクル製品の認定制度に対する信頼性を確保するため	1	4
行政による立入検査権限を明確化するため	1	4
秋田、青森両県と協同步調による広域産業廃棄物対策(知事サミット合意)	1	4

表 3-6 と表 3-12 を比較すると、条例等を制定した目的と、制定に至った要因にあまり差異がないことが分かる。

#### 3-7-2-5 条例等の見直し

条例等の見直しをどのくらいの頻度で行っているのかを調べた。まず、条例に条例等の見直しに関して条例等の中に明記されている自治体は 32 自治体中 2 自治体であった。しかし、実際に条例等の見直しを行っている自治体はどのくらいあるのかを明確にしたいと思い、自治体にアンケートを行った。また、条例等の見直しを行っている自治体に対しては、その頻度も聞いた。その結果を表 3-13 に示す。

表 3-13：条例等の見直しの有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
不定期ではあるが行っている	21	72
定期的に行っている	3	11
行ったことはない	5	17
合計	29	100

実際には、72%の自治体が条例等の見直しを行っているということが分かった。条例に明記されていた2自治体のうち、1自治体は定期的に見直しを行っており、他の1自治体は不定期ではあるが行っているとのことであった。

### 3-7-3 表示に関する項目

#### 3-7-3-1 認定製品に係る表示

認定製品に係る表示に関して何か規定を設けているかを明確にするために、条例等を調べたところ、32自治体全てにおいて認定マークに関する内容が明記されていた。なお、認定マークの使用を努力義務としている自治体と、認定マークの使用を事業者に委ねている自治体があった。詳細は表3-14のとおりである。

表 3-14：認定マークの表示(n=32)

	記載自治体数	記載率(%)
認定マークを表示することができる	28	88
原則として、認定マークを付すこととする	1	3
表示するものとする。	1	3
認定マークを表示するよう、努めるものとする	1	3
「A 県リサイクル認定製品の表示」 認定製品マークの表示、 の同時表示 のいずれかの表示に努めるとしている。	1	3
合計	32	100

条例等に認定マークを表示できると記載している自治体は88%であった。これらの自治体は認定マークの表示をリサイクル認定事業者の意思に委ねている。なお、認定マークを表示できると明記している自治体は、認定マークを使用する際には表示方法を指定している。

他の12%の自治体に関しては、表現方法は微妙に異なるものの、認定マークの表示を義務としている。

#### 3-7-3-2 認定証の交付

条例等で認定証を交付すると明記されていた自治体は32自治体中27自治体であった。明記されていなかった5自治体のうち、「認定する旨を事業者に通知する」という表現で書かれていた自治体は4自治体であった。アンケートを実施したところ、「通知する」という表現を使っていた4自治体も、実際は認定証を交付していることが明らかになった。認定証の有無に関して確認することのできなかった残りの1自治体についても、認定証の有効期間を条例等の中で明記していることから、認定証を交付していると推測することができる。よって、条例等を確認することができた32自治体全てで認定証を交付していることが分かった。また、リサイクル製品認定制度を実施している35自治体のうち、条例等を確認することができなかった3自治体についてもアンケート調査にて認定証を交付していることが明らかになった。つまり、

リサイクル製品認定制度を実施している 35 自治体全てで認定証を交付していることが分かった。

### 3-7-4 申請に関する項目

#### 3-7-4-1 募集（回/年）

一般事業者に対して，リサイクル製品認定制度への申請を募る頻度が各自治体によって異なるが，条例等を読んでも全ての自治体の詳細を把握することが出来なかったため，アンケート調査を実施した．結果を表 3-15 に示す．

表 3-15 申請を募る頻度(回/年)(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
一年に二回	13	41
一年に一回	11	34
不定期(いつでも)	6	19
その他	2	6
合計	32	100

このことから，半数以上の自治体が，一年に二回ないしは一回の決まった時期に申請を募っていることが分かった．約 20%の自治体は常に一般事業者が申請をすることができるようになっていることが明らかになった．

#### 3-7-4-2 申請書類の内容

申請書類の内容や様式がホームページや条例等に記載されていて閲覧可能な自治体は 32 自治体中 30 自治体であった．ほとんどの自治体がホームページなどでダウンロードできる仕組みを整えている．

#### 3-7-4-3 申請者の欠格要件

申請の欠格要件を条例等に明記している自治体が 32 自治体中 3 自治体だけあった．実際に欠格要件を決めている自治体がどのくらいあるのかを明確にしたいと思いアンケート調査を行った．「ある」を選んだ自治体に対してはその具体的要件を，「その他」を選んだ自治体に対しては詳細を聞いた．結果を表 3-16 に示す．

表 3-16：申請者の欠格要件の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
無	15	52
有	12	41
その他	2	7
合計	29	100

その他を選んだ自治体に対して，具体的方法を聞いた．その結果，1 自治体は「関係機関へ

依頼し、環境法令等の適合条件に係る調査を実施」とのことであった。他の1自治体は「廃棄物適正処理に関する確認等を行っている。法令等を遵守していない場合が申請できない」という回答が返ってきた。また、申請者の欠格要件が「ある」を選んだ自治体に対しては、その具体的内容も合わせて聞いた。その結果を表3-17に示す。

表3-17：申請者の欠格要件の具体的内容(n=9)(自由記述式)

茨城県(土木部)	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合
栃木県	認定を取り消された者で、当該取消しのあった日から起算して5年以内の場合
長野県	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合
岐阜県	認定を取り消された者で、当該取消しのあった日の翌日から起算して5年以内の場合
三重県	不正等により認定の取り消しを受けた事業者は、5年間申請はできない
滋賀県	生活環境の保全を目的とする法令および製造に必要な法令の違反
愛媛県	過去5年間に産廃廃棄物処理業の許可の取消しを受けたなど不適正な事業者から申請があった場合
香川県	(1)重大な違法行為や地域住民とのトラブルなどを抱えているとき (2)県の指導や助言に対して真摯に対応しない、又はそのおそれがあるとき (3)県税や県及び市の機関の使用料・手数料等に未納があるとき
福岡県	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合

申請者の欠格要件があると回答した15自治体のうち、9自治体から具体的要件教えていただいた。表3-17から分かるとおり、過去5年に不正等があったことを欠格要件としている自治体が最も多く、9自治体中4自治体であった。次に多かったのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に該当することを欠格要件としている自治体で、9自治体中3自治体であった。

#### 3-7-4-4 変更の届出

変更の届出について条例等に明記していた自治体は32自治体中28自治体であり、88%の自治体が明記していることが分かった。では実際に、リサイクル認定製品に何か変更点があったときに、その旨を届出することを義務化しているか否かを聞いた。結果を表3-18に示す。

表3-18：変更の届出の義務付けの有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
有	27	94
無	1	3
その他	1	3
合計	29	100

リサイクル認定製品に何か変更点があったときに、その旨を届け出ることを義務化している自治体は全体の94%であった。その他を選んだ1自治体にその詳細を聞くと、「製品の変更に係る規定はない。評価基準に適合しなくなった場合は、認定に取消しとなる」ということであった。

#### 3-7-4-5 不誠実行為の禁止

不誠実行為の禁止について明記している自治体は 32 自治体中 3 自治体であり，9%の自治体が明記していることが分かった。

#### 3-7-5 認定に関する項目

##### 3-7-5-1 認定要件・認定対象品目

条例等で，認定要件を明記している自治体は 32 自治体中 27 自治体あった。どのような要件があるのかを，各自治体の条例等を読んで抽出したところ，14 項目の要件が該当した。以下 14 項目を挙げ，各自治体の認定要件の記載状況を表 3-19 に示す。

##### ・認定要件(14 項目)

- (1)主として県内で発生した循環資源を利用し，県内で製造加工される製品であること
- (2)廃棄物等の減量及び循環資源の有効利用が促進され，製造過程等において循環負荷の低減に配慮されたもの製品であること
- (3)環境保全のために必要な措置が講じられ，適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること
- (4)現在県内で販売されているもの又は申請から 6 ヶ月以内に県内に販売されることが確実なものであること
- (5)リサイクル認定製品認定基準に適合していること
- (6)製品の普及を通じて，県内の廃棄物の排出抑制及び循環資源の利用の促進について，具体的な効果が期待できるものであること
- (7)県内で製造又は加工されるものであること
- (8)製品に関する消費者とのコミュニケーション体制及び消費者の視点に立った適切な情報公開体制が講じられている事業所において製造された製品であること。
- (9)その製品の製品加工に係る事業所は生活環境の保全を目的とする法令に違反していないこと，およびその製品の製造に必要な法令に違反していないこと。
- (10)県内に事業所を有する者により，製造加工される製品であること。
- (11)性状不安定な廃棄物を原料とするリサイクル製品については，認定基準に適合するリサイクル製品が安定的かつ均質に製造できる技術を有するとともに，製品の品質管理のための検査体制等必要な措置が講じられている事業所において，製造加工されること。
- (12)認定製品認定対象品目に該当すること。
- (13)品質，環境安全性への配慮及び循環資源の配合率に関する基準に適合していること。
- (14)原材料である再生資源の入手の経路及び供給者が明らかであること。

表 3-19：認定要件・認定対象製品(n=27)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
北海道	○	○		○		○			○				○	
青森県	○		○				○							
宮城県	○						○							
秋田県	○		○		○		○		○					
山形県					○	○		○	○					
福島県	○		○	○	○	○								
栃木県	○		○	○	○				○	○				
山梨県	○		○	○	○	○								
長野県		○	○	○	○	○		○						
石川県	○		○	○	○									
岐阜県	○		○		○		○		○					
静岡県			○	○	○		○							
三重県	○				○	○	○		○					
福井県	○		○	○	○	○								
滋賀県	○			○	○	○			○					
大阪府	○		○	○								○		
奈良県	○		○	○	○	○			○					
和歌山県			○		○	○								
島根県			○	○	○		○							
広島県	○	○		○	○		○							
山口県			○	○	○	○	○							
徳島県	○	○	○	○	○									
香川県	○		○	○	○	○					○			
高知県	○		○	○	○	○								
福岡県				○	○				○					○
佐賀県	○		○	○	○	○				○				
大分県	○		○	○	○	○						○		
合計	20	4	20	20	23	14	9	2	8	2	1	1	1	1

最も多くの記載されていた項目は、27自治体中23自治体、つまり全体の85%が記載していた「リサイクル認定製品認定基準に適合していること」という項目であった。次に多かったのは、20自治体が記載していた「主として県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること」「環境保全のために必要な措置が講じられ、適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること」「現在県内で販売されているもの又は申請から6ヶ月以内に県内に販売されることが確実なものであること」という3つの項目であった。

アンケートでも、認定対象製品として、県内で発生した再生資源を利用することを要件としているか否かを聞いた。結果を表3-20に示す。

表 3-20：県内で発生した再生資源を使っていることを要件とするか否か(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
要件とする	21	70
要件としない	6	20
その他	2	10
合計	30	100

「要件とする」と回答した自治体は、条例等に明記されていた18自治体+条例等に明記され

ていなかった 3 自治体の 21 自治体であった。よって、リサイクル認定制度を実施している 35 自治体のうち、条例等に記載されているがアンケートの返信がなかった 3 自治体も合わせた、24 自治体が県内で発生した再生資源を使っていることを要件としている。その他を選んだ 2 自治体に対して詳細を聞いたところ、2 自治体中 1 自治体は、「主として県内で発生する循環資源を再生利用したものであること(内規により概ね 50%以上)」であり、残りの 1 自治体は、「生分解性プラスチック(とうもろこし)を使用した製品など環境配慮型の製品も認定している」とのことであった。

#### 3-7-5-2 認定証の有効期間

認定証の有効期間も各自治体によって異なる。認定証の有効期間を条例等に明記していた自治体は 32 自治体中 31 自治体であった。条例等に明記していなかった 1 自治体についてもホームページに掲載されていた。また、条例等入手できなかった 3 自治体についてもホームページで確認することができた。結果を表 3-21 に示す。

表 3-21：認定証の有効期間 (n=35)

	自治体数	割合(%)
3 年	27	77
5 年	6	17
2 年	2	6
合計	35	100

最も多かったのは 3 年で、77%の自治体がそうであった。次に多かったのは 5 年で、17%の自治体がそうであった。

#### 3-7-5-3 認定の効力の失効・認定の更新

認定の効力の失効・認定の更新について条例等に明記している自治体は 32 自治体中 22 自治体で 69%であった。

#### 3-7-5-4 認定基準の詳細

認定基準の詳細がホームページや条例等に記載されていて閲覧可能な自治体は 32 自治体中 27 自治体であった。認定基準は主に(1)環境安全性基準と、(2)品質基準に分かれているところが多い。(1)に関しては、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)や廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等に適合していることを条件としており、(2)に関しては、日本工業規格(JIS)やエコマーク認定基準など、既に存在する規格等に適合していることを条件とするところが多かった。(1)の詳細は表 3-22<sup>1)</sup>、(2)の詳細は表 3-23<sup>1)</sup>に示す。

表 3-22：都道府県のリサイクル製品認定における環境安全性基準<sup>1)</sup>

都道府県	制度名称	土壌環境基準	土壌環境基準(含有量も明記)	特別管理廃棄物の除外	ダイオキシン特措法	環境基準法に基づく環境基準	品目別個別基準	その他知事が認めるもの
北海道	北海道リサイクル製品認定制度							
青森県	青森県リサイクル製品認定制度							
岩手県	岩手県再生資源利用認定製品							
宮城県	宮城県廃棄物再生資源利用製品							
秋田県	秋田県リサイクル製品認定制度							
山形県	山形県リサイクル製品認定制度							
福島県	うつくしま、エコ・リサイクル認定制度							
茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度							
栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度							
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
山梨県	山梨県リサイクル製品認定制度							
長野県	信州リサイクル製品認定制度							
新潟県								
富山県	富山県リサイクル認定制度							
石川県	石川県リサイクル製品認定制度							
岐阜県	岐阜県廃棄物リサイクル認定制度							
静岡県	静岡県リサイクル製品認定制度							
愛知県	愛知県リサイクル資材評価制度							
三重県	三重県認定リサイクル製品							
福井県	福井県認定リサイクル製品							
滋賀県	滋賀県リサイクル製品認定制度							
京都府								
大阪府	大阪府リサイクル製品認定制度							
兵庫県								
奈良県	奈良県リサイクル製品認定制度							
和歌山県	和歌山認定リサイクル製品							
鳥取県	鳥取県グリーン商品認定制度							
島根県	しまねグリーン製品認定							
岡山県	岡山県エコ製品							
広島県	広島県リサイクル製品登録制度							
山口県	山口県認定リサイクル製品							
徳島県	徳島県リサイクル認定制度							
香川県	香川県リサイクル製品認定制度							
愛媛県	愛媛県資源循環優良モデル認定制度	愛媛県資源循環優良モデル認定審査会にて審査						
高知県	高知県リサイクル製品等認定制度							
福岡県	福岡県リサイクル製品認定制度							
佐賀県	廃棄物リサイクル製品							
長崎県								
熊本県								
大分県	大分県リサイクル認定製品							
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県	沖縄県リサイクル資材評価認定制度							

表 3-23：都道府県リサイクル製品認定における品質基準<sup>1)</sup>

都道府県	制度名称	JIS・JAS	国の共通仕様書	自治体の共通仕様書	エコマーク基準	その他の公的機関の基準	グリーン購入法基準	品目別個別基準	その他知事が認めるもの
北海道	北海道リサイクル製品認定制度								
青森県	青森県リサイクル製品認定制度								
岩手県	岩手県再生資源利用認定製品								
宮城県	宮城県廃棄物再生資源利用製品								
秋田県	秋田県リサイクル製品認定制度								
山形県	山形県リサイクル製品認定制度								
福島県	うつくしま、エコ・リサイクル認定制度								
茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度								
栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度								
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
山梨県	山梨県リサイクル製品認定制度								
長野県	信州リサイクル製品認定制度								
新潟県									
富山県	富山県リサイクル認定制度								
石川県	石川県リサイクル製品認定制度								
岐阜県	岐阜県廃棄物リサイクル認定制度								
静岡県	静岡県リサイクル製品認定制度								
愛知県	愛知県リサイクル資材評価制度								
三重県	三重県認定リサイクル製品								
福井県	福井県認定リサイクル製品								
滋賀県	滋賀県リサイクル製品認定制度								
京都府									
大阪府	大阪府リサイクル製品認定制度								
兵庫県									
奈良県	奈良県リサイクル製品認定制度								
和歌山県	和歌山認定リサイクル製品								
鳥取県	鳥取県グリーン商品認定制度								
島根県	しまねグリーン製品認定								
岡山県	岡山県エコ製品								
広島県	広島県リサイクル製品登録制度								
山口県	山口県認定リサイクル製品								
徳島県	徳島県リサイクル認定制度								
香川県	香川県リサイクル製品認定制度								
愛媛県	愛媛県資源循環優良モデル認定制度	愛媛県資源循環優良モデル認定審査会にて審査							
高知県	高知県リサイクル製品等認定制度								
福岡県	福岡県リサイクル製品認定制度								
佐賀県	廃棄物リサイクル製品								
長崎県									
熊本県									
大分県	大分県リサイクル認定製品								
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県	沖縄県リサイクル資材評価認定制度								

### 3-7-6 県の責務に関する項目

#### 3-7-6-1 製品の優先利用

「県が優先してリサイクル認定製品を調達する」という内容を条例等に明記している自治体は 32 自治体中 27 自治体であった。

#### 3-7-6-2 認定の義務

条例等にて、「認定できると判断された製品に対しては、知事は認定しなければならない・または認定することができる」というように記載されている自治体は 32 自治体中 24 自治体であった。では、実際審査の結果、認定することができる製品に対して必ず認定しているのかを

明確にしたいと思い、アンケート調査を実施した。結果を表 3-24 に示す。

表 3-24：審査を通過した製品に対する認定の義務の有無(n=28)

	回答自治体数	回答率(%)
認定している	26	100
認定していない	0	0
合計	26	100

認定することができる判断された製品に対して、全ての自治体で必ず認定しているという回答を得た。

### 3-7-7 リサイクル認定事業者の責務に関する項目

#### 3-7-7-1 誤認表示の禁止

条例等に、誤認表示の禁止について明記している自治体が 32 自治体中 25 自治体あった。誤認表示とは、例えば、認定製品でない製品に対して、県の認定マークを表示するなどの誤った表示のことである。実際に、誤認表示を禁止している自治体がどのくらいあるのか、また誤認表示があった場合に何か対処法があるのかをアンケートで聞いた。リサイクル認定事業者に対する禁止の有無の結果を表 3-25 に、リサイクル製品認定事業者に対する、誤認表示があったときの対応を表 3-26 に示す。

表 3-25：リサイクル認定事業者に対する誤認表示の禁止の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
はい	25	86
いいえ	4	14
合計	29	100

表 3-26：リサイクル認定事業者に対する、誤認表示があったときの対応(n=25)

		回答自治体数	回答率(%)
県から改善の勧告・行政指導をする		18	72
罰則規定がある		2	8
何もしない		0	0
その他	特に条例で定められた事項はないが行政指導を行うこととなる	2	8
	県が特に必要と認める場合には、認定を取消することができる	1	4
	認定表示に関して必要な事項は、知事が別に定める そのような状況になったことがないので未定	1	4
合計		25	100

誤認表示があったときの対応については約 70%の自治体が県から改善の勧告・行政指導をする回答した。誤認表示は禁止するものの、その違反があったときにすぐに罰則を下すのではなく、勧告・指導という形で注意を促すということであった。

罰則規定を設けているところにその内容を聞いたところ、2 自治体中 1 自治体から「5 万円

以下の過料」という回答が返ってきた。

次に、リサイクル認定事業者以外の人に対しての有無の結果を表 3-27 に、リサイクル製品認定事業者以外の人に対する、誤認表示があったときの対応を表 3-28 に示す。

表 3-27：リサイクル認定事業者以外に対する誤認表示の禁止の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
はい	18	62
いいえ	11	38
合計	29	100

リサイクル認定事業者以外の人に対して誤認表示を禁止している自治体は 29 自治体中 18 自治体で 62%であった。先に述べたように、リサイクル認定事業者に対して誤認表示を禁止している自治体が 82%であったのに対して、リサイクル認定事業者以外の人に対して禁止している自治体は低かった。

表 3-28：リサイクル認定事業者以外に対する、誤認表示があったときの対応(n=18)

		回答自治体数	回答率(%)
県から改善の勧告・行政指導をする		11	62
罰則規定がある		2	11
何もしない		0	0
その他	特に条例で定められた事項はないが行政指導を行うこととなる	3	17
	実施要綱上、違反した場合における特別の規定はない	1	5
	そのような状況になったことがないので未定	1	5
合計		18	100

リサイクル認定事業者以外の人に誤認表示があったときの対応で、最も多かったのは「県からの改善の勧告・行政指導をする」で 62%の自治体が回答した。次に多かったのは「罰則規定がある」で 11%の自治体が回答した。

このことから、リサイクル製品認定事業者以外の人に誤認表示があったときの対応は、リサイクル製品認定事業者に誤認表示があったときの対応とほとんど同じであることが分かった。

### 3-7-7-2 審査に係る資料の提出など

立入調査を行う際に、審査に係る資料を提出しなければならないとされている自治体がどれだけあるのかを明確にするため、アンケート調査を実施した。結果を表 3-29 に示す。

表 3-29：立入調査に係る資料の提出義務(n=28)

	回答自治体数	回答率(%)
有	15	54
無	11	39
立入調査は行っていない	2	7
合計	28	100

立入調査に係る資料の提出義務がある自治体は54%であった。半数以上の自治体は立入調査の際に過去の資料等も調査の対象にしていることが分かった。

#### 3-7-7-3 知事への報告(認定基準の適合条件など)

条例等の中で「事業者は知事へ認定基準の適合条件を報告しなければならない」ということを明記している自治体は32自治体中24自治体であった。

#### 3-7-7-4 知事への報告(販売実績など)

条例等の中で「事業者は知事へ販売実績等の適合条件を報告しなければならない」ということを明記している自治体は32自治体中16自治体であった。

#### 3-7-7-5 製品の安全の維持

条例等の中で製品の安全の維持について明記していた自治体は32自治体中16自治体であった。実際の状況をアンケート調査で聞いた。結果を表3-30に示す。

表 3-30：製品の安全の維持の有無(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
有	24	89
無	3	11
合計	27	100

製品の安全性の維持を義務づけている自治体は32自治体中24自治体で89%の自治体であった。条例等で明記している自治体は32自治体中16自治体で50%の自治体であったが、実際は89%の自治体が製品の安全性の維持を義務づけていることが分かった。

#### 3-7-7-6 申請に係る資料の提出義務

条例等の中で申請に係る資料を提出しなければならないと明記している自治体は32自治体中25自治体であった。実際の状況をアンケート調査で聞いた。結果を表3-31に示す。

表 3-31：申請に係る資料の提出義務の有無(n=28)

	回答自治体数	回答率(%)
有	26	93
無	2	7
合計	28	100

申請に係る資料の提出義務を課している自治体は28自治体中26自治体で、93%の自治体であった。ほぼ全ての自治体が申請のために必要な書類を定めていて、それを提出しなければならないということが分かった。

### 3-8 まとめ

本章では、リサイクル製品認定制度の制定状況を明確にするために、条例等の分析と、リサイクル製品認定制度を実施している自治体に対するアンケート調査を用いた。それらの調査結果のまとめを記す。

まず、リサイクル製品認定制度の項目記載率を 75～100%、50～75%、25～50%、0～25% に分類した。表 3-32 に示す。

表 3-32：リサイクル製品認定制度の項目記載率

75%～100%	目的、定義、施行期日、認定表示に係る表示、認定証の交付、認定の公表、審査会及び認定の決定、申請者の要件・認定対象製品、変更の届出、認定の取消、認定証の有効期間、認定基準の詳細、広報・啓発、県の製品の優先利用、認定の義務、誤認表示の禁止、知事への報告(認定基準の適合状況等)、申請に係る資料の提出義務、
50%～75%	庶務・所掌、立入検査等、認定の取下げ、認定の効力の失効・認定の更新、県と市町の協働・要請等、損害に対する責任、知事への報告(販売実績等)、製品の安全の維持、問題が生じた時の処理責任、
25%～50%	募集(回/年)、実績の概要の公表、関係資料の保存、定期検査の実施、認定製品選択の努力義務
0%～25%	条例・要綱の見直し、業務の委託、事前審査、審査会から知事への結果報告、申請書類の内容、申請者の欠格要件、不誠実行為の禁止、軽微な変更、評価基準の変更等、認定の対象品目の追加申出、認定基準等の変更提案、認定事業者への支援、経過措置、是正又は改善の勧告、公共工事の際の製品の掲示、立入調査の際の身分証の提示、他の都道府県との連携、申請・検査等に係る費用の負担、(消費者・県への)製品の情報提供、用途の目的以外での販売の禁止、

0%から 25%の部分に該当する項目は、申請者の欠格要件や、公共工事の際に製品の掲示、経過措置など実際に多くの自治体では行われていないような、各自治体のリサイクル製品認定制度を特徴づけるような内容が含まれている。

次に、条例等にかかれていないが実際には実施している項目があった。つまり、表 3-32 においては低い割合の部分に位置しているにも関わらず、実際にはもっとたくさんの自治体を実施しているという項目である。実際に実施している自治体が多かったものを表 3-33 に示す。

表 3-33：リサイクル製品認定制度の比較項目の実施率(表 3-32 と比較)

75%～100%	誤認表示の禁止、製品の安全の維持
50%～75%	条例・要綱の見直し、
25%～50%	申請者の欠格要件
0%～25%	

「誤認表示の禁止」や「製品の安全の維持」などは、条例等にかかれていなくても最低限の社会的常識としてみなされているゆえに条例等に明記されていなかったのではないかと推測する。

一方、「条例等の見直し」や、「申請者の欠格要件」などは、条例等には書かれていないが実際には実施されている、もしくは規定があることが分かった。しかし、条例等に明記されていないことから、認定事業者には認識されていないことが推測される。

次に、本章では、条例等を分析して、自治体へのアンケート調査の結果をもとに分析を行った。その結果、主に以下の4点が明らかになった。

- 1) 条例等の見直しを行っている自治体は全体の83%であった。
- 2) 県内で発生した再生資源を使用していることを、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。
- 3) 申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であった。
- 4) 認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった。

上記の4点について以下に記す。

条例等の見直しについて条例等に明記されていた自治体は32自治体中わずか2自治体で、全体の6%であった。アンケート調査で実際には、83%の自治体が条例等の見直しを行っているということが分かった。そのうちの72%は不定期に条例等を見直しているということであった。なお、条例に明記されていた2自治体のうち、1自治体は定期的に見直しを行っており、他の1自治体は不定期ではあるが行っているとのことであった。

県内で発生した再生資源を使用することを、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。リサイクル製品認定制度が都道府県レベルで実施されていることが、この結果に繋がったのではないかと推測する。

申請者の欠格要件について条例等に明記されていた自治体は32自治体中3自治体で、全体の9%であった。アンケート調査で実際には申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であることが分かった。欠格要件の内容は、過去5年に不正等があったことを欠格要件としている自治体が最も多く、9自治体中4自治体であった。次に多かったのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に該当することを欠格要件としている自治体で、9自治体中3自治体であった。

認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった。次に多かったのは5年で、17%の自治体がそうであった。残りの6%は2年であった。

#### <参考文献>

- 1) 宮脇 健太郎・他：都道府県等におけるリサイクル製品認定制度の現状と課題 - 制度調査と問題事例 - ，廃棄物学会誌，Vol.18No.3，pp182-193(2007)



## 第四章

# リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態



## 第四章 リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態

### 4-1 はじめに

第四章では、リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態を示す。前章では条例等に記載されている内容を明確にしたが、条例等には書かれていないことを明確にする必要があると考えた。よって、本章では条例等に記載されていない内容を主に示す。

### 4-2 目的

リサイクル製品認定制度の実施実態を明確にする目的で行った。

### 4-3 調査方法

#### 4-3-1 調査方法及び調査対象

調査方法及び調査対象は、第3章 3-3 及び 3-4 で述べたとおりである。

なお、条例等を読んでも分からないリサイクル製品認定制度の実施実態をアンケート調査票で質問した。アンケート票の質問内容は第3章 3-5 で示した8つのグループについてである。アンケートの各質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数を次ページの表4-1に示す。なお、表4-1に示すものは自治体に対するアンケート調査及び追加アンケート調査の質問内容である。アンケート調査表の本文は付録1及び2に掲載する。

### 4-4 結果及び考察

#### 4-4-1 条例等に関する項目

##### 4-4-1-1 業務の委託

リサイクル製品認定制度の運用を他の団体へ委託している自治体の割合を明確にする。表4-2がその結果である。

表 4-2：他の団体への委託の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
無	29	91
有	3	9
合計	32	100

運用を他の自治体に委託している自治体に割合はわずか9%にとどまった。ほとんどの自治体が廃棄物関連の部署、または環境政策関連の部署で運用していることが明確になった。委託を受けている団体は表4-3のとおりである。

表 4-3：リサイクル製品認定制度を委託されている団体(n=3)

A 県	(社)A 県環境資源協会
H 県	H 県建設技術管理センター
Z 県	(財)Z 県環境保全公社

A 県、Z 県は環境関連団体に委託していることが分かった。H 県は、建設リサイクルを専門に扱っているため、委託先も建設関連の団体となっている。

表 4-1：アンケート内容

アンケート内容		回答方法	回答数
リサイクル製品認定制度の実施実態に関する事項			
21	他の団体への委託の有無	選択式	単数回答 n=32
22	リサイクル製品認定制度を委託されている団体	記述式	n=3
23	リサイクル製品を認定する審査会の人数	記述式	n=29
	リサイクル製品を認定する審査会の構成	選択式	複数回答 n=32
24	リサイクル製品を認定する審査会の頻度	選択式	単数回答 n=31
25	県民の審査会公聴の可否	選択式	単数回答 n=27
26	審査会の議事録閲覧の可否	選択式	単数回答 n=27
27	県民の審査員登録の可否	選択式	単数回答 n=26
28	一般住民を審査員として採用する方法	選択式	単数回答 n=2
29	リサイクル認定製品を販売している事業者に対する立入調査の有無	選択式	単数回答 n=31
30	立入調査の頻度	選択式	複数回答 n=24
	立入調査の内容	選択式	複数回答 n=24
31	審査会の、認定決定の権利の有無	選択式	単数回答 n=29
32	審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか否か	選択式	単数回答 n=25
33	事前の立入調査を行わない理由	選択式	単数回答 n=2
34	リサイクル製品を認定する審査会及び有識者から知事への結果報告の義務付け	選択式	単数回答 n=30
35	申請から認定までに要する時間	選択式	単数回答 n=31
36	認定を決定するときの手続き	選択式	複数回答 n=32
37	認定製品の取消し件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=31
38	取消し件数の公表の可否	選択式	単数回答 n=31
39	認定製品の取下げ件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
40	取下げ件数の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
41	申請件数と認定件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
42	申請件数と認定件数の把握の公表の可否	選択式	単数回答 n=31
43	認定することができなかったときの、申請事業者に対する通知の有無	選択式	単数回答 n=30
44	県(知事)から県民へ認定に関して公表する内容	選択式	複数回答 n=32
45	各自治体からリサイクル認定事業者への支援の有無	選択式	単数回答 n=32
46	各自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容	記述式	n=21
47	リサイクル認定製品に関して何か問題が発生したときの処理責任者	選択式	単数回答 n=32
48	リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
49	リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
50	リサイクル製品認定事業者に関して問題が発生したときの、事業者に関する是正または勧告の有無	選択式	単数回答 n=26
51	公共工事においてリサイクル認定製品を利用の際の、掲示の有無	選択式	単数回答 n=29
52	認定製品の利用が可能な際の、事業者に認定製品の利用義務づけの有無とその方法	選択式 & 記述式	単数回答 n=32
53	申請又は認定事業者に対する申請又は認定に係る資料の保存を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=32
54	申請や検査に係る費用の負担	選択式	単数回答 n=32
55	認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査を義務付けの有無	選択式	単数回答 n=30
	認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査の頻度	記述式	n=17
56	県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=30
57	県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の有無	選択式	単数回答 n=4
	県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の内容	記述式	n=2
58	県の利用実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
59	県の利用実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=19
60	リサイクル認定製品の利用率の把握の有無とその数値	選択式	単数回答 n=31

#### 4-4-2 審査会・委員会に関する項目

##### 4-4-2-1 審査会の人数と構成

審査会の人数は表 4-4 のようになった。

表 4-4：リサイクル製品を認定する審査会の人数(n=29)

審査会の人数	10人	8人	6人	5人	7人	9人	11人	12人	13人	15人	18人	19人
自治体数	8	4	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1

これを図 4-1 に示す。

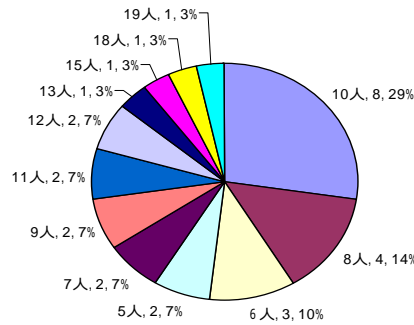


図 4-1 : リサイクル製品を認定する審査会の人数(n=29)

最も多かったのは 10 人という回答で、28%の自治体に該当する。次に多かったのは 8 人という回答であった。最も多く審査員を有する自治体は 19 人であった。

続いて、リサイクル製品を認定する審査会の構成を表 4-5 に示す。

表 4-5 リサイクル製品を認定する審査会の構成(n=32) (複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
有識者	28	88
県の職員	20	62
一般住民	5	16
リサイクル認定事業者	0	0
その他	14	44

最も多かったのは、有識者という回答で 88%の自治体に該当する。その次に多かったのは県の職員という回答で 62%の自治体に該当する。一方、一般住民 (= 県民) が参加することができる自治体が 16%にとどまった。なお、「その他」の回答を、表 4-6 に示す。

表 4-6 : 表 4-5 「その他」の回答

A県	消費者、流通関係者、廃産の排出事業者・処分業者
C県	認定基準を明確に示していることから、外部委員等を設けず事務所のみでの審査を行っている
E県	経済団体、消費者団体、環境関連団体(NPOを含む)の代表者
G県	経済団体、スーパーマーケット協議会、産業廃棄物協会、消費者団体、行政(市町村)
H県	民間
L県	産業経済界代表、消費者代表
O県	消費者団体、廃棄物処理業界、リサイクル推進団体等
R県	関連団体、消費者団体
T県	産業経済団体
U県	消費者団体代表、環境カウンセラー、企業支援組織、公募委員
V県	マスコミ、経済・経営、NPO、男女共生、土木・建築
W県	消費者団体、小売業関係団体
AA県	消費者団体
AC県	排出事業者、再生事業者、消費者団体、行政

「その他」で最も多かった回答は消費者団体であった。他、経済団体やNPOなどの回答があった。

#### 4-4-2-2 審査会の開催頻度

リサイクル製品認定制度を認定する審査会の頻度を明確にした。結果を表 4-7 に示す。

表 4-7 リサイクル製品認定制度を認定する審査会の頻度(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
半年に一回	16	52
一年に一回	10	32
一ヶ月に一回	0	0
申請がある都度開催	0	0
その他	5	16
合計	31	100

リサイクル製品認定制度を認定する審査会の頻度の中で最も多かったのは半年に一回で約半数の自治体が回答した。次に多かったのは一年に一回で32%の自治体に該当した。一方申請がある都度開催する自治体や一ヶ月に一回開催するという自治体はなかった。

#### 4-4-2-3 審査会の透明性について

審査会の透明性を明確にしたいと思い、アンケート調査を行った。審査会の透明性を把握するため、(1)審査会を県民が公聴することは可能か、(2)審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、(3)一般住民(=県民)が審査員として、審査会に参加することは可能か、また、可能であるならばどのような方法で審査会に採用されるのか、の3つの事柄に焦点を当てた。まず、(1)の結果を表 4-8 に示す。

表 4-8：県民の審査会公聴の可否(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
否	22	81
可	5	19
合計	27	100

「県民が審査会の公聴をできる」と回答した自治体は27自治体中5自治体存在し、20%弱にとどまった。なお、5自治体中1自治体では「審査会の日を広報していないので、これまで事業者や県民からの公聴希望はない。」との回答があった。このことから、ほとんどの自治体では審査会の様子を県民に公開していないことが分かる。

次に、(2)の結果を表 4-9 に示す。

表 4-9：審査会の議事録閲覧の可否(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
否	25	93
可	2	7
合計	27	100

議事録を閲覧できる自治体は 27 自治体中 2 自治体のみで、割合にすると 7%にとどまった。なお、「県民が審査会を公聴できる」を選んだ自治体と「審査会の議事録を閲覧できる」を選んだ自治体に重なりはなかった。よって、(1)と(2)の両方が可となっている自治体はなく、74%の自治体は公聴を出来ず、また議事録も閲覧できないようになっている。

最後に(3)の結果を表 4-10 に示す。

表 4-10：一般住民(=県民)の審査員登録の可否(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
否	23	88
可	2	8
その他	1	4
合計	26	100

一般住民(=県民)が審査員として参加できる自治体は、26 自治体中 2 自治体であり、割合で表すと 8%であった。このことから、ほとんどの自治体では、一般住民(=県民)が認定製品決定の手續きに参加することができないようになっていることが分かる。なお、「審査員として参加することができる」を選んだ 2 自治体は、共に、(1)、(2)の両方が不可になっている自治体であった。一般住民(=県民)が審査員として参加できると回答した 2 自治体に対して、どのような形で審査員に採用されるのかを聞いた。結果を表 4-11 に示す。

表 4-11：一般住民(=県民)を審査員として採用する方法(n=2)

	回答自治体数	回答率(%)
公募	1	50
県から指名	1	50
その他	0	0
合計	1	100

2 自治体中 1 自治体が公募で募るということであった。残りの 1 自治体は県から指名するということであった。その他の方法を選んだ自治体なかった。

よって、(1)、(2)、(3)の全てに回答した自治体のうち、17 の自治体では県民が審査会の公聴をすることができず、議事録も閲覧できず、審査員として参加できないことが分かった。

#### 4-4-2-4 立入検査など

条例等を読んでいると、リサイクル認定事業者に対する立入調査に関して記述している自治

体があった。そこで、リサイクル認定事業者に対する立入調査の有無を明確にした。また、リサイクル製品認定事業者に対して立入調査を実施している自治体に対してはその頻度を聞いた。表 4-12 に結果を示す。

表 4-12 リサイクル認定事業者に対する立入調査の有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
有	24	77
無	7	23
合計	31	100

実際に立入調査を実施している自治体は 31 自治体中 24 自治体であり、全体の 77%であった。77%の自治体に対して、立入調査を実施しているのか、その頻度を聞いた。結果を表 4-13 に示す。

表 4-13：立入調査の頻度(n=24) (複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
一年に一回程度	10	42
問題が発生したとき	10	42
不定期	5	21
半年に一回程度	0	0
その他	6	26

最も多かった回答は、「一年に一回程度と問題が発生したとき」で、42%の自治体がそれに該当する。さらに、立入調査の具体的内容を聞いた。結果を表 4-14 に示す。

表 4-14：立入調査の調査内容(n=24) (複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
資料の提出	11	46
意見の聴取	11	46
製品の品質の検査	10	42
その他	11	46

立入調査の内容は「資料の提出」、「意見の聴取」、「製品の品質」の検査それぞれ 50%弱の自治体を実施していた。その他の立入調査の内容を選択した 11 自治体中 10 自治体からその詳細を聞くことができた。結果を表 4-15 に示す。

表 4-15：立入調査の内容(その他)(n=10)(自由記述式)

A 県	安全性の確認(試験成績書の確認), 執政どおりの行程, 設備で製造しているか確認, 原料となる廃棄物の受入状況の確認(マニフェスト, 受入伝票等)
C 県	伝票等による原材料の調達状況・製造・出荷量が分かる資料での確認・それらの資料を基に「原材料」の調達量と「製品」の生産出荷数量の均衡がとれているかなどを確認.
D 県	当該製品の製造事業所における品質管理状況の確認(リサイクル資材の場合のみ)
G 県	製品の安全性の検査(土壌の溶出試験の実施)
K 県	原料廃棄物の保管状況, 製品工程・製品の性状及び保管の状況, 廃棄物処理法などの法令順守状況など
N 県	製造工程(プラント)の確認, 品質性能・環境安全性の試験結果の確認, 原料の受入, 製品の販売状況の確認, サンプルの採取
P 県	製造工程等の確認, 環境関連法規への対応状況確認
T 県	申請内容との整合性, 環境関係法令への適合状況などの確認
U 県	必要に応じた製品の品質検査
AD 県	品質管理の検査

表から分かるとおり, 製品によっては特殊な品質基準があり, その品質検査・又はその品質管理の検査をする自治体が多かった. そのほかは原材料の調達先等を確認するという回答もあった.

#### 4-4-2-5 認定の決定

審査会が, 認定を決定する権利を有するのか否かを明確にした. 結果を表 4-16 に示す.

表 4-16：審査会の, 認定決定の権利の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
無	25	86
有	2	7
審査会を開催していない	2	7
合計	29	100

全体の 86%の自治体では審査会は認定を決定する権利を有していないということであった. 審査会を開催していない 2 自治体についてはそれぞれ, 「認定基準を明確に示していることから, 外部委員などの審査会は設けていない」「審査会は開催しておらず, 環境部局, 土木部局, 農林部局への意見照会で特に問題がないと認められた場合に認定している」という回答が返ってきた. 審査会が認定を決定する権利を有していない自治体に対して決定する権利者を聞いたところ, 25 自治体中 22 自治体から, 「知事である」という回答が返ってきた. 残りの 3 自治体は無回答であった.

また, 審査会が認定を決定する権利を有していない自治体に対して, 審査会で話し合った結果と実際の決定が異なる場合があるのかを聞いた. 結果を表 4-17 に示す.

表 4-17：審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか否か(n=25)

	回答自治体数	回答率(%)
ない	24	96
ある	1	4
合計	25	100

全体の96%の自治体が審査会の決定と認定の決定が異なることはないと回答した。一方、審査会の決定と認定の決定が異なることがあると回答した1自治体に対し、具体的な場合を聞いたところ、「審査会で決定後に、不適合要件が判明した場合や、倒産した場合など」という回答が返ってきた。

#### 4-4-2-6 審査会から知事への結果報告

条例等に、審査会への結果報告に関する記述がある自治体が存在したので、現状を明確にした。結果を表4-18に示す。

表 4-18：リサイクル製品を認定する審査会および有識者から県(知事)への結果報告の義務づけの有無(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
有	19	63
無	11	37
合計	30	100

審査会の結果を県(知事)に報告することを義務づけている自治体は30自治体中19自治体で全体の63%を占めた。いいえを選んだ自治体については、県も事務局として出席するため、県(知事)に報告する必要はないという自治体が存在した。

#### 4-4-2-7 申請から認定までにかかる時間

申請から認定までに、どのくらいの時間を要するのかが不明確であったため、明確にしたいと、自治体に聞いた。図4-2に結果を示す。

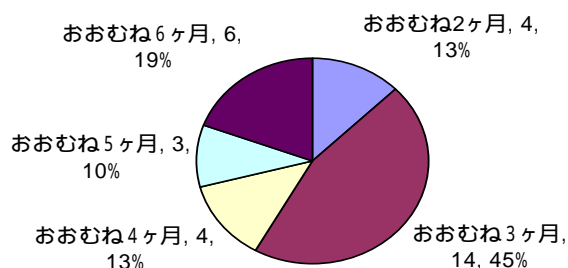


図 4-2：申請から認定までにかかる時間(n=31)

申請から認定までに要する時間は3ヶ月であるという自治体が全体の60%を占めた。次に多かったのはおおむね6ヶ月という回答で19%を占めた。

#### 4-4-3 申請に関する項目

##### 4-4-3-1 申請の可否の報告手続きの内容

認定を決定するまでに、どのような手続きを経ているのかを明確にした。表4-19に結果を示す。

表4-19：認定を決定するときの手続き(n=32) (複数回答式)

	自治体回答数	回答率
事業者に対して申請書の提出を義務づけている	32	100
県による事前の立入調査	30	94
審査会への意見の聴取	26	81
有識者への意見の聴取	10	31
その他	8	25

当然の事であるが、全ての自治体で申請書の提出を義務づけているという結果が出た。以下、県による事前の立入調査をしている自治体が94%であるからほとんどの自治体で書類のみを見て認定することはないということが分かる。

認定する前に県による事前の立入調査をしないと答えた自治体が2つあった。アンケートで、その理由を聞いた。結果を表4-20に示す。

表4-20：事前の立入調査を行われない理由(n=2)

	回答自治体数	回答率(%)
リサイクル認定事業者を信頼しているから	1	50
費用がかかるから	0	0
その他	1	50
合計	2	100

「その他」と答えた自治体は、回答者がリサイクル製品認定制度を制定した当時制定に関わっていなかったため、詳細不明とのことであった。

2自治体とも費用はリサイクル認定事業者が負担するため、「費用がかかるから」を選んだ自治体はなかった。

2自治体中1自治体は事業者を信頼していると回答しており、県の認定基準を満たしているかどうかはリサイクル認定事業者自身に委ねられている。

#### 4-4-4 認定に関する項目

##### 4-4-4-1 認定の取消し

場合によっては、県から認定を取り消すこともあると考えられるが、その件数の把握の有無を聞いた。結果を表 4-21 に示す。また、把握している自治体に対しては、公表の可否を聞いた。結果を表 4-22 に示す。

表 4-21：認定製品の取消し件数の把握の有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
有	30	97
無	1	3
合計	31	100

無回答の 1 自治体に関しては、取り消しの事例がないとのこと。

表 4-22：取消し件数の公表の可否(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
可	30	97
不可	1	3
その他	0	0
合計	31	100

取消し件数を把握している自治体のうち、97%の自治体に取消し件数を公表していただいた。この結果を表 4-23 に示す。

表 4-23：取消し件数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
A 県								0	0	0		0
B 県							0	0	0	0	1	1
C 県			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 県							0	0	0	0	0	0
E 県								0	0	0	0	0
F 県				1	0	0	0	0	0	0	0	1
G 県					0	0	0	0	0	0	0	0
H 県							0	0	0	3	0	3
I 県								0	0	0	0	0
J 県				0	0	0	0	0	0	0	0	0
K 県							0	0	0	3	0	3
L 県							0	0	0	0	0	0
M 県								0	0	0	0	0
N 県									0	0		0
O 県							0	0	0	0	0	0
P 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 県								0	0	0	0	0
S 県							0	0	0	0	0	0
T 県						0	2	0	0	0	1	3
U 県								0	0	0		0
V 県									0	0	0	0
W 県				1	0	0	0	0	0	0	0	1
X 県				0	0	0	0	0	4	0	0	4
Y 県						0	0	0	0	0	1	1
Z 県						0	1	0	0	0	0	1
AA 県						0	0	0	0	0	0	0
AB 県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
AC 県					0	0	0	2	0	0	0	2
AD 県					0	0	0	0	0	0	0	0
AF 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

30 自治体中 20 自治体が、過去に取消しを行ったことはないということであった。過去の取消し件数の合計で見ても、最も多かったのは X 県の 4 件という結果であった。

#### 4-4-4-2 認定の取下げ

場合によっては、事業者から認定の取下げを申し出ることもあると考えられるが、その件数の把握の有無を聞いた。結果を表 4-24 に示す。また、把握している自治体に対しては、公表の可否を聞いた。結果を表 4-25 に示す。

表 4-24：認定製品の取下げ件数の把握の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
有	29	90
無	3	10
合計	32	100

表 4-25：取下げ件数の公表の可否(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
可	26	100
不可	0	0
その他	0	0
合計	26	100

取下げ件数を把握している自治体の全ての自治体に取消し件数を公表していただいた。  
この結果を表 4-26 に示す。

表 4-26：取下げ件数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
A 県								0	0	0		0
B 県							0	0	0	1		1
C 県			0	0	0	0	0	0	0	4	2	6
D 県							0	0	0	0	0	0
E 県							1	6	4	1		12
F 県				12	0	0	0	0	0	0	0	12
G 県				0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 県							0	0	0	1	2	3
I 県								0	0	1	4	5
J 県				0	0	0	0	0	5	5	1	11
K 県							0	0	0	1	2	3
L 県						0	0	0	0	2	0	2
M 県							0	0	1	0	0	1
N 県									0	0		0
O 県							0	0	0	0	0	0
P 県	0	0	0	2	0	5	6	4	19	18	3	47
R 県								0	0	0	0	0
S 県							0	0	0	0	0	0
T 県						0	0	0	0	0	0	0
U 県							1	1	0	2		4
V 県								0	0	0	6	6
W 県				12	0	0	0	0	0	0	0	12
X 県				0	3	0	3	5	21	7	1	40
Y 県						0	0	3	1	1		5
Z 県						0	0	5	0	0	0	5
AA 県						0	0	2	4	3	2	11
AB 県		0	0	0	0	0	0	12	5	2	1	20
AC 県					0	0	0	22	0	39	1	61
AD 県					0	3	4	27	12	14	11	71
AF 県	0	0	0	0	0	6	4	4	15	8		37

取消し件数とは違い、事業者自らが認定を辞退する「取下げ」は、各自治体さまざまな結果が出た。取下げ件数の合計件数は、開始年度が早いP 県，AF 県を抜いて AD 県が最も多く 71 件であった。よって、リサイクル製品認定制度を実施している期間が長いからといって、取消し件数が多くなるとは限らない。

#### 4-4-4-3 申請件数と認定件数

各年度の申請件数と認定件数を把握しているかを聞いた。結果を表 4-27 に示す。また、把握

している自治体に対しては、公表の可否を聞いた。結果を表 4-28 に示す。

表 4-27：各年度の申請件数と認定件数を把握の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
有	32	100
無	0	0
合計	0	100

表 4-28：申請件数と認定件数の公表の可否(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
可	30	97
不可	0	0
その他	1	3
合計	31	100

申請件数と認定件数を把握している自治体のうち、93%の自治体からデータをいただいた。その中でも、認定件数・申請件数が共に把握でき、認定率(= (認定件数/申請件数) × 100)を把握することが出来た 18 の自治体のデータをもとに分析した。すると、例外はあるものの、大きく 5 つのグループに分類することができた。以下詳細を示す。

- (1) 申請件数・認定件数が全体的に上がっており、認定率も上がっている自治体  
該当自治体は 1 自治体であった。図 4-3 に結果を示す。

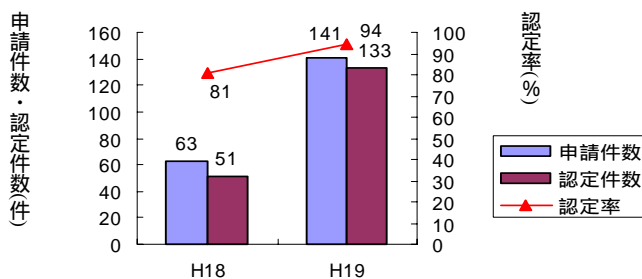


図 4-3：N 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

(2) 申請件数・認定件数が全体的に下がっており、認定率が上がっている自治体  
 該当自治体は4自治体であった。結果を図4-4、図4-5、図4-6、図4-7に示す。

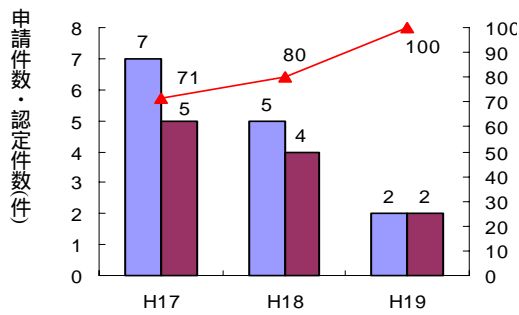


図4-4：A県の申請件数と認定件数，認定率の推移

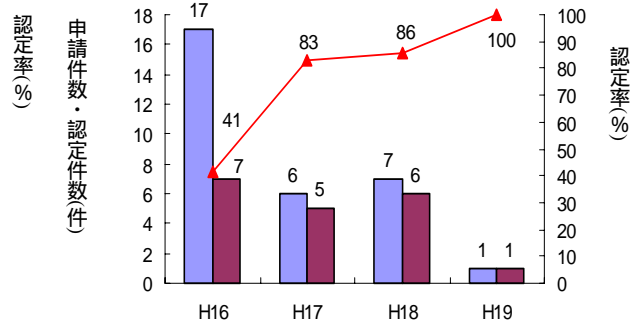


図4-5：B県の申請件数と認定件数，認定率の推移

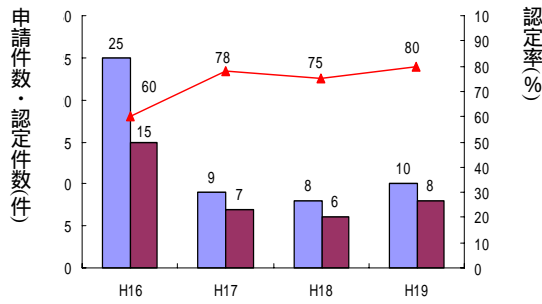


図4-6：D県の申請件数と認定件数，認定率の推移

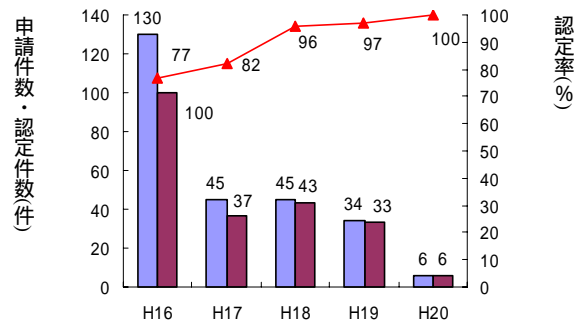


図4-7：U県の申請件数と認定件数，認定率の推移

(3) 申請件数・認定件数が全体的に上がっており、認定率が常に又はほぼ100%の自治体  
 該当する自治体は1自治体であった。結果を図4-8に示す。

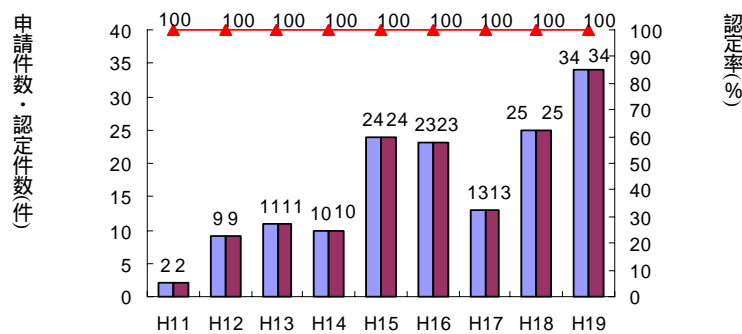


図4-8：C県の申請件数と認定件数，認定率の推移

(4) 申請件数・認定件数が全体的に下がっており、認定率も下がっている自治体  
 該当する自治体は2自治体であった。結果を図4-9、図4-10に示す。

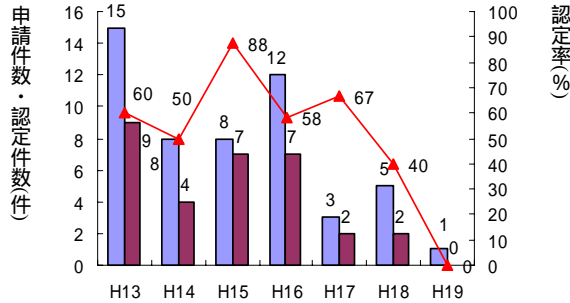


図4-9：F県の申請件数と認定件数，認定率の推移

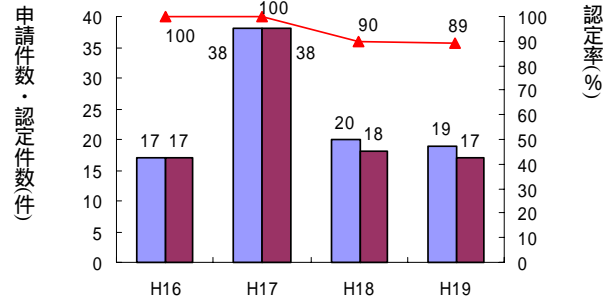


図4-10：K県の申請件数と認定件数、認定率の推移

(5) 申請件数・認定件数が全体的に下がっており、認定率が常に又はほぼ100%の自治体  
 該当する自治体は6自治体であった。結果を図4-11、図4-12、図4-13、図4-14、図4-15、図4-16に示す。

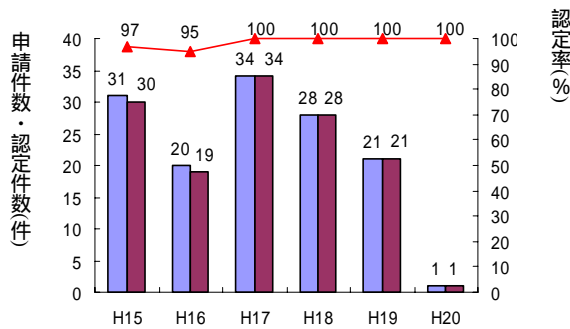


図4-11：G県の申請件数と認定件数，認定率の推移

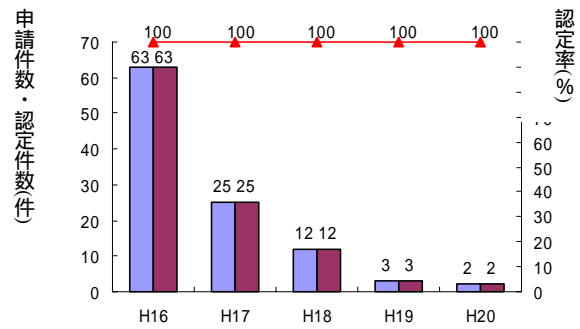


図4-12：H県の申請件数と認定件数、認定率の推移

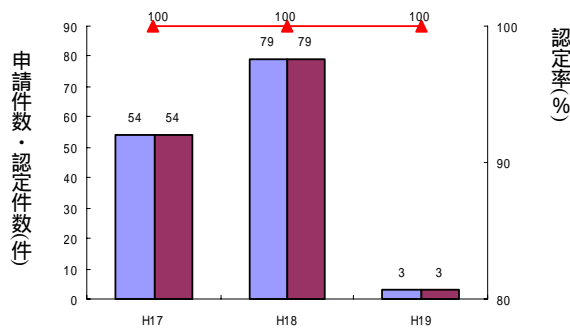


図4-13：I県の申請件数と認定件数，認定率の推移

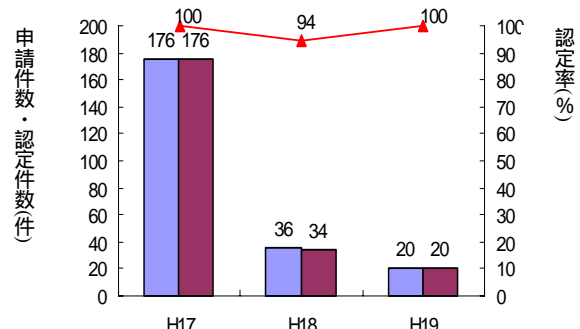


図4-14：V県の申請件数と認定件数、認定率の推移

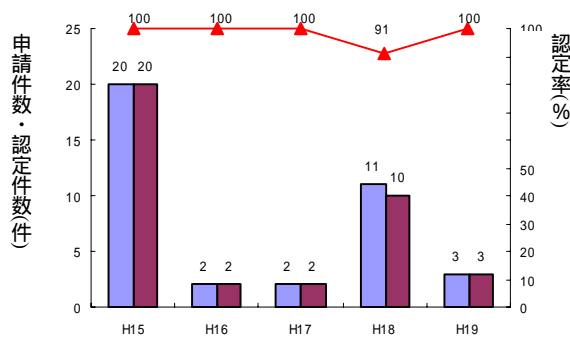


図 4-15：Y 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

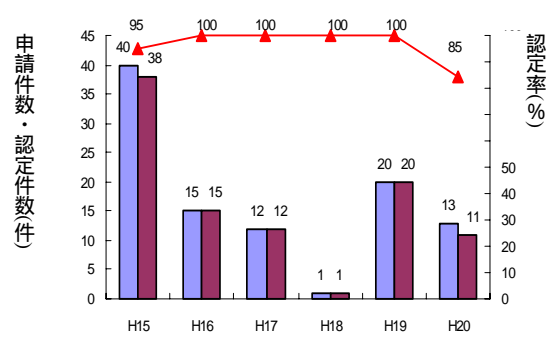


図 4-16：AA 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

例外) O 県：申請件数・認定件数が全体的に下がっていて，認定率がほぼ 40%

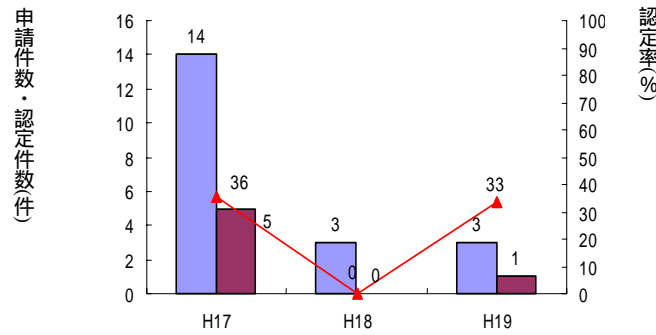


図 4-17：O 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

AF 県：申請件数・認定件数はある年でピークを迎えその後減少してきて，認定率がほぼ 100%

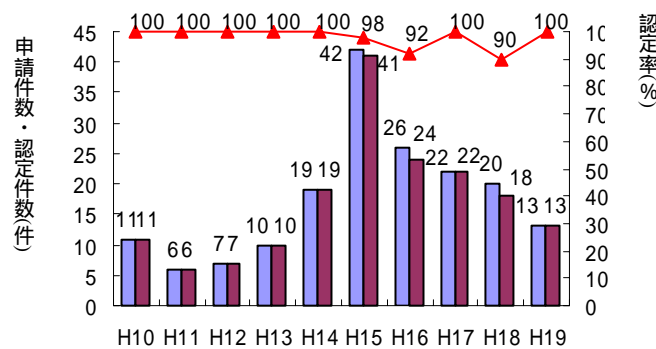


図 4-18：AF 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

J 県, L 県：申請件数・認定件数がバラバラで、認定率もバラバラ

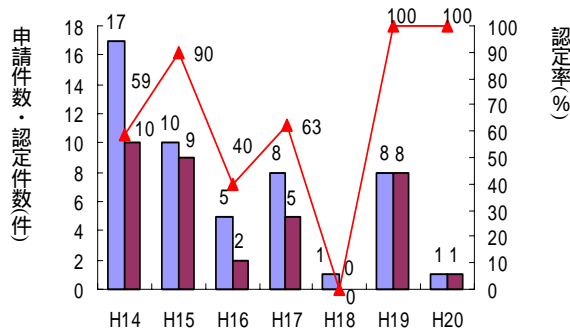


図 4-19：J 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

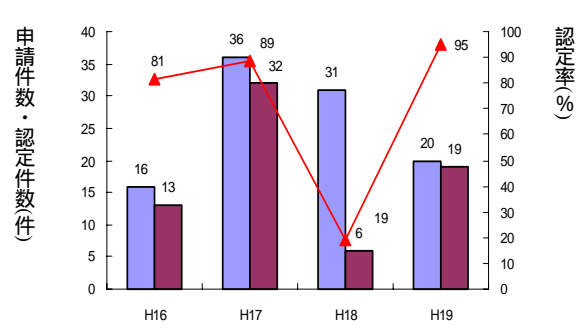


図 4-20：L 県の申請件数と認定件数，認定率の推移

表 4-29：申請件数と認定件数の関係

	認定率が上がっている	認定率が下がっている	認定率が常に又はほぼ 100%
申請件数・認定件数が全体的に上がっている	N 県		C 県
申請件数・認定件数が全体的に下がっている	U 県 D 県 A 県 B 県	K 県 F 県	H 県 I 県 Y 県 G 県 AA 県 V 県

最も多く属しているグループは、申請件数・認定件数が全体的に下がっており、認定率はほぼ 100%のグループであり、6 自治体が属していた。次に多かったのは、認定率が上がっていて、申請件数・認定件数が全体的に下がっているグループであり、4 自治体が属していた。

#### 4-4-4-4 認定基準などの変更に提案

D 県の条例の中で、「県内でリサイクル資材を製造する事業者は、認定対象製品及び評価基準などの変更及び追加についての変更を知事に提案することができる」という内容の記載事項が見られた。このような記述を見られた自治体は他には無く特徴的だった。

#### 4-4-4-5 認定できなかった申請事業者への報告

審査の結果、認定することができなかった申請事業者に対して、その旨を報告しているのかを明確にするために自治体に聞いた。結果を表 4-30 に示す。

表 4-30：認定することができなかったときの、申請事業者に対する通知の有無(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
有	28	93
無	2	7
合計	30	100

30 自治体中 28 の自治体で、認定することができなかったときに申請事業者に対して通知を

していることが分かった。

#### 4-4-5 県の責務に関する項目

##### 4-4-5-1 県の公表内容

県が、ホームページやパンフレットなどで、県民に対して公表している内容は、自治体によって異なる。どのようなときに県民に公表するかを聞いた。結果を表 4-31 に示す。

表 4-31：県(知事)から県民に対して公表するとき(n=32)(複数回答可)

	回答自治体数	回答率(%)
認定したとき	32	100
認定基準や条例等の内容が変更したとき	23	72
認定を取消したとき	18	56
何か問題が起こったとき	11	34
認定を取り下げたとき	7	22
その他	3	9

最も多かったのは、「認定したとき」で全ての自治体が県民に対して認定製品を公表していることが分かった。その次に多かったのは、認定基準や条例等の内容が変更したときで、72%の自治体が県民に公表していることが分かった。一方で、「何か問題が起こったとき」や「認定を取下げたとき」に県民に公表している自治体は50%を割っている。このことから、新たに製品を認定したときは公表するが、認定してからの状況は県民が把握することができない場合が少なからずあることが分かる。

表 4-31 で、「認定基準や条例等の内容が変更したとき」、を選択した自治体は、30 自治体中 23 自治体であった。このことから、多くの自治体では何か変更が起こったときに、ホームページ等に変更点等を公開していることが分かる。

##### 4-4-5-2 リサイクル認定事業者への支援

自治体が認定後に、リサイクル認定事業者に対して何か支援を行っているのかを明確にするためにアンケート調査で聞いた。結果を表 4-32 に示す。

表 4-32：各自治体からリサイクル認定事業者への支援の有無(n=32)

	自治体回答数	回答率(%)
有	22	69
無	10	31
合計	32	100

32 自治体中 22 の自治体、すなわち約 70%の自治体で、リサイクル認定事業者に対して支援を行っていることが分かる。その支援の詳細を聞いたところ、回答をいただいた 21 自治体のうち、17 自治体はリサイクル認定製品の広報・啓発活動を行っているとのことであった。それ以外の支援の内容について取り上げる。結果を表 4-33 に示す。なお、広報・啓発活動の詳細については次の 4-4-5-3 で取り上げる。

表 4-33：各自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容  
(リサイクル認定製品の広報・啓発活動以外)(自由記述式)

P 県	新規に認定を取得しようとする事業者に対する補助金交付
Y 県	マーケティング調査などを含むリサイクル認定製品の販売支援事業の実施
AA 県	認定事業者で組織される団体が行う普及促進を図る事業を補助 県外で開催される展示会等に出展する際の経費を補助
AC 県	AC 県エコ製品出展支援補助金

認定事業者に対する支援については、広報・啓発活動を除いては補助金を支給する自治体が3自治体あった。その用途は、展示会への出展の資金援助をする自治体が2自治体、新規に認定を取得する事業者に資金援助をする自治体が1自治体であった。Y県の支援はマーケティングを含む販売事業支援の実施であった。

#### 4-4-5-3 広報・啓発活動

各自治体に支援内容を聞いたところ、広報・啓発活動に関する支援を挙げている自治体が多かった。結果を表4-34に示す。

表4-34：リサイクル認定事業者に対する広報・啓発に関わる支援内容(自由記述式)

A 県	認定製品パンフレットの提供
	ホームページやパンフレットによる製品の紹介
B 県	リサイクル認定制度のパンフレットを作成し、製品・事業所のPRをしている
	各種展示会への出展
C 県	環境展示会出展
	パンフレットの作成・配布
	HP等による認定製品の情報提供
D 県	県現地機関(設計事務所を含む)、市町村、県建設業協会、県建築士会、建築士設計事務所協会、土地改良事業団体連合会、国土交通省(地方整備局)、中部森林管理局、森林管理署、関東農政局(D農政事務所)へ制度・製品の紹介パンフレットを送付(計620部)(H20.4月)
	市町村や県の主催する環境フェアや消費生活展等に、制度・製品の紹介コーナーやブースを出展。(H20.4月~随時)
	商工労働部(経営支援課)の実施する県内中小ベンチャー企業の支援策(「信州ベンチャー企業優先発注事業」)の案内送付先に、当制度の認定製品製造事業者一覧を追加(認定製品製造事業者のデータを提供)(H20.7月)
E 県	認定製品カタログの作成・配布
	新聞広告、HP等での紹介
	環境関連イベントでの製品展示、展示会への認定事業者派遣
O 県(土木部)	HPに認定製品一覧を掲載、新規・更新認定された都度HPの更新をしている。
	パンフレットを作成し、認定制度・率先利用指針等の説明会を年10回程度行っている。(建設業者、公共団体職員、民間を含めたリサイクル推進協議会で)
I 県	HPによるPR
	PRパンフレットの作成
	環境イベントでのPR
J 県	パネル・チラシ等の作成による認定製品、認定制度の普及。
	県ホームページによる広報。
L 県	県及び市長村に対し、優先利用について依頼
	県民及び事業者への周知を図る
M 県	展示会の開催
	パンフレットの作成・配布
N 県	環境関連展示会への出展
	パンフレット等による普及啓発
S 県	環境フェア等環境関連イベントにおける認定製品の展示等
	ロビーの展開催
	県のグリーン購入計画における重点調達項目
U 県	認定製品を利用したモデル事業の実施によるPR
	各種イベント等の開催に合わせた認定製品の展示
V 県	製品のパンフレットを作成し、広く配布
	HPを通じて、認定製品の普及啓発のため、広く情報提供を実施
W 県	認定製品を紹介するパンフレットの作成・配布
	県のHP等への掲載
	県主催展示会の開催
Y 県	リサイクル認定製品のユーザーとなる業界を対象にした普及セミナーの実施
	AF県中小企業技術店、環境フェアに製品を展示
AF 県	パンフレットの作成、配布
	県民エコステーションやAF北部RDFセンターにおける常設展示

ほとんどの自治体では、県のHPでのPR、パンフレットの作成を併用して行っている。それに加えてイベント・展示会でのPR、関連団体へのPRなどを行っている自治体が存在した。

#### 4-4-5-4 問題に対する責任

リサイクル認定製品に関してもし何か問題が発生したときに、誰が処理するのかを聞いた。結果を表4-35に示す。

表4-35：リサイクル認定製品に関してもし何か問題が発生したときに誰が処理するか(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
認定事業者自身	24	75
県	4	13
双方	2	6
その他	2	6
合計	32	100

その他を選んだ2自治体に関しては、場合によって異なるとのことであった。

75%の自治体では、リサイクル認定製品を巡って問題が発生したときの処理責任者はリサイクル認定事業者自身にあるということであった。県が処理責任者であるという自治体は13%のみであった。

#### 4-4-5-5 実績の概要の報告

リサイクル認定事業者の販売実績を各自治体が把握しているのかを明確にするためにアンケート調査にて聞いた。結果を表3-36に示す。

表4-36：リサイクル認定事業者の、リサイクル認定製品の販売実績の把握の有無(n=32)

	自治体回答数	回答率(%)
有	26	81
無	6	19
合計	32	100

81%の自治体がリサイクル認定事業者から販売実績の報告を求めていることが分かった。

#### 4-4-5-6 是正又は改善の勧告

リサイクル認定事業者が不正を行ったり、問題を起こしたりしたときなどに、自治体からは是正又は改善の勧告を行っているか否かを明確にした。結果を表4-37に示す。

表4-37：リサイクル認定事業者に関して問題が発生したときの、事業者に関する是正または勧告の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	21	81
無	5	19
合計	26	100

81%の自治体が、問題が発生したときに是正又は勧告をしていることが分かる。

#### 4-4-5-7 公共事業の際の製品の掲示

公共事業の際に、リサイクル認定製品を利用した際に、その旨を掲示しているかを聞いた。その結果を表4-38に示す。

表 4-38：公共事業においてリサイクル認定製品を利用の際の、掲示の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
無	25	86
有	4	14
合計	29	100

公共事業の際にリサイクル認定製品を利用していることを掲示している自治体は4自治体のみで全体の14%にとどまった。ほとんどの自治体では、公共事業でリサイクル認定製品が使われていることが掲示されていないことが分かった。

#### 4-4-5-8 公共事業の際のリサイクル認定製品利用の義務付け

公共事業の際に、リサイクル認定製品を利用することを義務づけているかを聞いた。その結果を表 4-39 に示す。

表 4-39：リサイクル認定製品の利用が可能な際の、公共事業施工事業者へのリサイクル認定製品の利用義務づけの有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
無	9	28
有	7	22
その他	16	50
合計	32	100

公共事業施工事業者に認定製品の義務付けを行っている自治体は全体の22%であった。「有」を選ばれた方に対して、具体的方法を聞いた。結果を表 4-40 に示す。

表 4-40：認定製品利用義務付けの具体的方法(自由記述式)

C 県	発注図書に明記
G 県	一部の認定製品については、県工事において特記仕様書により仕様を義務付けている
H 県	率先利用指針に基づいて、グループ分けされた資材を特記仕様書・設計図書等で指定して利用している
J 県	特別・特記仕様書による優先発注
X 県	特記仕様書に明示することにより工事受注者は認定製品を利用する
Z 県	アスファルト関係は実施している
AC 県	入札仕様書に明記している

仕様書や発注図書に明記することで公共事業におけるリサイクル認定製品の利用を義務付けているようである。また、一部の製品のみリサイクル認定製品の利用を義務づけている自治体も存在する。

一方、「無」を選ばれた方に対して、義務付けできない理由を聞いた。結果を表 4-41 に示す。

表 4-41：リサイクル認定製品利用義務付け不可能な理由(自由記述式)

A 県	優先利用をお願いするにとどまっている
I 県	推奨はするが、義務づけはしていない
L 県	特定の製品に限定することが難しい
O 県	建設資材については、土木部の別の制度で認定・優先利用規定を設けているため
P 県	義務付ける根拠がない、市場競争の原理を阻害できない
S 県	義務付けまでできない

義務付けをしてない自治体については、公共事業施工事業者に利用する製品の選択を委ねているようである。P 県のように、市場競争に行政が介入することを避けていることが伺える。最後に、「その他」を選ばれた方に対して、その具体的内容を聞いた。結果を表 4-42 に示す。

表 4-42：その他の具体的内容(自由記述式)

B 県	B 県グリーン調達等推進方針に位置づけている
D 県	率先利用方針により工事設計(積算)に努力義務
K 県	土木関係部において、次のとおり実施している。『K 県県土整備部リサイクル製品利用指針』を策定し、公共工事における利用推進方針を定め、品質・価格面で一定の基準を満たすリサイクル認定製品の優先利用を行っている。『再生材利用基準』を策定し、仕様書に示す規格に適合するもの、または同等以上の品質を有するリサイクル製品については、原則として認定の有無や経済性にかかわらず優先利用を行っている。
M 県	義務ではないが、利用を推奨している
N 県	利用指針を定め、優先利用の条件を満たす場合には原則義務
Q 県	モデル事業として利活用している
R 県	優先利用に努めることとしている
T 県	認定製品に限らず、リサイクル製品の利用を推奨している
U 県	建設系認定品に関して、公共工事における原則利用を通知により運用
V 県	優先利用に努めるよう、努力義務を条例に明記
W 県	事業者に義務付けはしていないが、W 県グリーン購入推進方針(全ての県機関を対象)において、「W 県資源循環優良モデル認定制度で認定を受けるなど環境保全に積極的な事業者が製造し、又は販売する物品を可能な限り優先して購入すること。」にしている。
Y 県	積極的に利用するように促している
AA 県	AA 県グリーン購入調達方針で可能な限り利用することと記載、県土整備部リサイクル製品利用基準で優先利用を定めている
AB 県	グリーン購入の中で優先的に利用することとしている
AD 県	製品ごとに利用方針(別途資料)を定め、これによることとしている
AF 県	「建築工事特記仕様書」に優先的な利用を明記

優先利用を努力義務としているというのが「その他」を選んだ自治体の主な回答内容である。優先利用を義務づけていない自治体と、対応にあまり差異がないことが分かる。

#### 4-4-5-9 他の都道府県との連携

X 県の条例の中で、「県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする」という記載が見られた。他の都道府県の条例には見られない記述だが、各都道府県ではホームページやイベントなどを利用して都道府県どうしの連携を図っている。

#### 4-4-6 リサイクル認定事業者の責務に関する項目

##### 4-4-6-1 関係資料の保存

リサイクル認定事業者に対して関係資料の保存の義務付けを行っているのかを聞いた。結果を表 4-43 に示す。

表 4-43：リサイクル申請又は認定事業者に対する申請又は認定に係る資料の保存を義務づけの有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
無	20	62
有	12	38
合計	32	100

関係資料の保存を義務づけている自治体が 38%にとどまった。

#### 4-4-6-2 申請・検査などに係る費用の負担

申請や検査に要する費用を誰が負担しているのかを明確にたく、各自治体に聞いた。その結果を表 4-44 に示す。

表 4-44：申請や検査に係る費用の負担(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
県	13	40
リサイクル認定または申請事業者	12	38
その他	7	22
合計	32	100

40%の自治体が申請の際に係る費用を負担していることが分かった。その他を選ばれた自治体に関しては、係る費用の種類によって負担する人が異なることが分かった。

#### 4-4-6-3 定期検査の実施

リサイクル認定事業者自身に対して、リサイクル認定製品の定期検査を義務づけているかを聞いた。結果を表 4-45 に示す。また、表 4-45 で「定期検査を義務づけ「有」」の自治体に対して、その頻度を聞いた。結果を図 4-21 に示す。

表 4-45：リサイクル認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査の義務付けの有無(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
有	19	63
無	11	37
合計	30	100

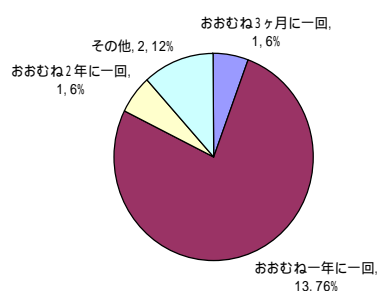


図 4-21：リサイクル認定事業者に対するリサイクル認定製品の定期検査の頻度(n=19)

その他の 2 自治体に関しては、「1～6ヶ月に一回だが、利用する再生資源により異なる」「3年ごとに更新(新規同様)」という回答があった。

定期検査を義務づけている自治体は全体の 63%であった。定期検査を義務づけている自治体

にその頻度を聞いたところ 76%の自治体から一年に一回という回答が返ってきた。その次に多かった回答は3ヶ月に一回と2年に一回という回答で、ともに6%であった。

#### 4-4-7 県民・民間団体の責務

##### 4-4-7-1 リサイクル認定製品の選択の努力義務

県民や民間団体等にもリサイクル認定製品を普及させることが、循環型社会の構築のためには必要であると考え、県民や民間団体等に認定製品の選択を努力義務としている自治体などのくらいあるのかを明確にしようと思い、自治体に聞いた。結果を表4-46に示す。

表4-46：県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択の義務づけの有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
有	27	87
無	4	13
合計	31	100

県民や民間団体などにリサイクル製品の利用を義務づけていると答えた自治体は31自治体中4自治体であり、全体の13%のみであった。このことから、ほとんどの自治体では、実際にリサイクル認定製品を購入するかどうかは県民や民間団体自身の意識に委ねられていることが分かる。次に、義務づけている、を選んだ4自治体に対してその成果の有無を聞いた。結果を表4-47に示す。

表4-47：その成果の有無(n=4)

	回答自治体数	回答数(%)
有	2	50
無	2	50
合計	4	100

義務付けている自治体に関して、成果が出ていると考えている自治体は4自治体中2自治体であり、全体の50%を占めた。その成果の内容を聞いたところ、2自治体中1自治体は、「資材について県の公共工事以外の工事にも他行政の公共工事にも利用されている」という回答が返って来た。

#### 4-5 県の利用実績

県の利用実績を把握しているか聞いた。結果を表4-48に示す。

表4-48：県の利用実績の把握の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
有	22	69
無	10	31
合計	32	100

全体の 69%の自治体が、県の利用実績を把握しているようである。県の利用実績を把握している自治体に、教えていただけるかを聞いた。結果を表 4-49 に示す。

表 4-49：県の利用実績の公表の可否(n=17)

	回答自治体数	回答率(%)
可	11	65
否	6	35
合計	17	100

県の利用実績を把握している自治体のうち、65%の自治体から利用実績のデータを提供していただいた。その中でも、複数年にわたるデータがある A 県、そして複数年にわたるデータがあり利用品目の分類が分かる V 県と X 県のデータを使って分析する。

県の利用実績を具体的な数値で示す。まず、A 県のデータを表 4-50、V 県のデータを表 4-51 に示す。

表 4-50：A 県の利用実績

	利用品目(個)	利用実績(円)
H18	8	186195 千円
H19	9	294774 千円

表 4-51：V 県の利用実績

	建設工事における 利用品目(個)	建設工事における 利用実績(円)	物品の購入におけ る利用品目(個)	物品の購入におけ る利用品目(円)
H18	27	84,303,875	3	3,190,271
H19	32	257,257,495	3	1,285,290

A 県のデータは、平成 18 年と平成 19 年の利用品目数と、利用実績の総額のデータをいただいた。平成 18 年から平成 19 年にかけて利用実績は 2 倍に増えた。しかし、A 県は平成 17 年から施行されたので、データの蓄積が少なく、傾向が把握しにくい。一方 V 県のデータは建設工事における利用品目数と利用実績の総額のデータ、そして物品の購入における利用品目数と利用実績の総額のデータをいただいた。このデータからは、平成 18 年、平成 19 年ともに建設工事でのリサイクル認定製品の利用が目立つ。また、利用実績の総額においては A 県と同じく、平成 18 年から平成 19 年にかけて利用実績はだいたい 2 倍に増えている。

次に、X 県からいただいたデータを表 4-52 に示す。

表 4-52：X 県の利用実績

(単位：百万円)

	H16		H17		H18		H19	
	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績
建設資材	48	494	67	1616	69	1231	68	1075
土砂類	10	64	11	95	13	86	12	87
コンクリート 2次製品	23	311	39	1367	47	1063	51	947
その他	15	119	17	154	9	82	5	41
農業資材	4	6	1	0	0	0	0	0
物品	4	0	2	0	5	6	4	8
環境資材	9	8	9	17	11	7	9	6
合計	65	508	79	1633	85	1244	81	1089

X 県の利用実績は、リサイクル認定製品を建設資材、農業資材、物品、環境資材の 4 種類に分類している。各年度、最も多く利用しているのはコンクリート 2 次製品であり、全体的に建設資材が利用実績の多くを占めている。また、各年度の合計金額を年度別に分析すると、平成 16 年度から平成 18 年度までは増えているが、平成 18 年度から平成 19 年度は減少している。建設資材の利用実績も合計の利用実績と同じように平成 16 年度から平成 18 年度までは増えているが、平成 18 年度から平成 19 年度は減少している。これらのことから、リサイクル認定製品は公共事業に多く使われていることと、平成 18 年度から平成 19 年度の減少は、公共事業の減少が要因の 1 つであると推測する。

県の公共事業などの際に、リサイクル認定製品を何%程使っているかを把握しているかを明確にするために、アンケート調査で聞いた。結果を表 4-53 に示す。

表 4-53：リサイクル認定製品の利用率の把握の有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
無	27	88
有	2	6
その他	2	6
合計	31	100

把握していると答えた自治体は、31 自治体中 2 自治体のみであり、全体の 6%であった。2 自治体に対して全体の何%利用されているのか、おおまかな数字を聞いたところ 2 自治体中 1 自治体は 30%程度でもう 1 自治体は 70%程度であるという回答が返って来た。なお 70%程度利用していると答えた自治体は建設リサイクルのみを認定しているという特徴がある。また、その他を選んだ企業に対し、その詳細を聞いたところ、2 自治体中 1 自治体は、「公共工事全体の工事請負費・修繕費と比較すると約 1.9%となる。なお、コンクリート製品のように通常製品と同等の機能を有するものについては、値段等考慮するが利用しなければならないため、ほぼ 100%の利用と考える。」という回答があった。他の 1 自治体は、「今年度から正式に集計しているが、集計方法等の検討が必要であり、まだ、提供できない」との事であった。このことから、実際のリサイクル認定製品の利用率を把握することは難しく、県の公共事業での利用はまだ不徹底であることが推測される。また、建設関連のリサイクル認定製品のほうが公共

事業で扱いやすいことも伺える。

#### 4-6 リサイクル認定事業者の販売実績

4-4-5-5にてリサイクル認定事業者の販売実績を把握していると回答した自治体に、販売実績を公表していただけるかを聞いた。結果を表 4-54 に示す。

表 4-54：リサイクル認定事業者の、リサイクル認定製品の販売実績の公表の可否(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
否	15	58
可	7	27
その他	4	15
合計	26	100

公表可の 7 自治体中、販売実績が明確に示されていた P 県、AB 県、X 県から販売実績のデータを使って分析する。認定数の推移と販売実績の推移を図に表した。なお、販売実績の推移は金額を単位とする。P 県の結果を図 4-22、AB 県の結果を図 4-23 に示す。

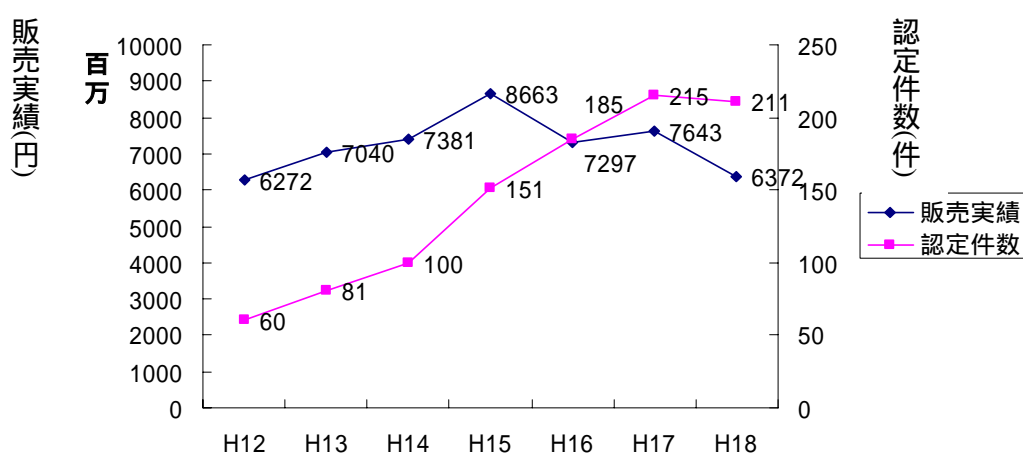


図 4-22：P 県の販売実績(金額)と認定数の推移

各認定事業者の販売実績は把握することはできないが、全体的な傾向としては、平成 15 年以前までは販売実績が伸びているが、それ以降販売実績が少なくなっている。一方で、認定件数は平成 17 年まで伸びており、平成 18 年は若干少なくなったが、大きな減少は見られない。なお、この自治体は、認定件数は伸びているが、新規に認定を取得しようとする事業者に対する補助金交付を交付しているとのことであった。

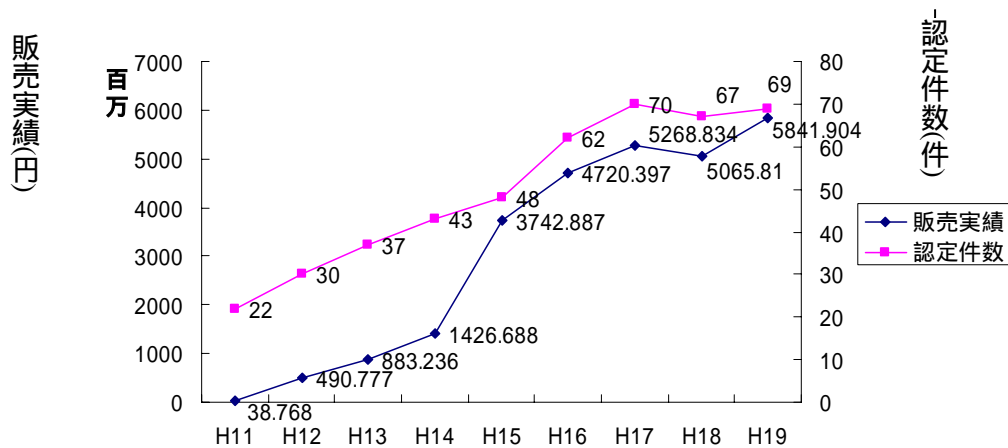


図 4-23：AB 県の販売実績(金額)と認定数の推移

AB 県は、平成 11 年以降販売実績、認定件数ともに増えており、販売実績に関しては H14～H15 年に、認定件数に関しては平成 15～平成 16 年が、特に増えている。その後も若干の減少があるにせよ、平成 18 年には販売実績は過去最高に達した。

最後に X 県の利用実績を表 4-55 に示す。

表 4-55：X 県の販売実績 (単位：百万円)

種類	H16	H17	H18	H19	
建設資材	土砂類	161	160	182	211
	緑化基盤材	108	101	97	47
	コンクリート 2 次製品	565	1919	1771	1517
	石膏ボード	4445	4413	4543	4474
	その他	348	283	79	46
	5627	6876	6672	6295	
農業資材	58	53	71	8	
物品	3	5	44	19	
環境資材	47	39	20	12	
合計	5735	6973	6807	6334	

X 県からは、建設資材、農業資材、物品、環境資材の 4 種類に分類して集計した販売実績をいただいた。どの年度も 98% から 99% を占めているのが建設資材である。最後に、P 県、AB 県と同じように、販売実績と認定件数の推移を図 4-24 に示す。

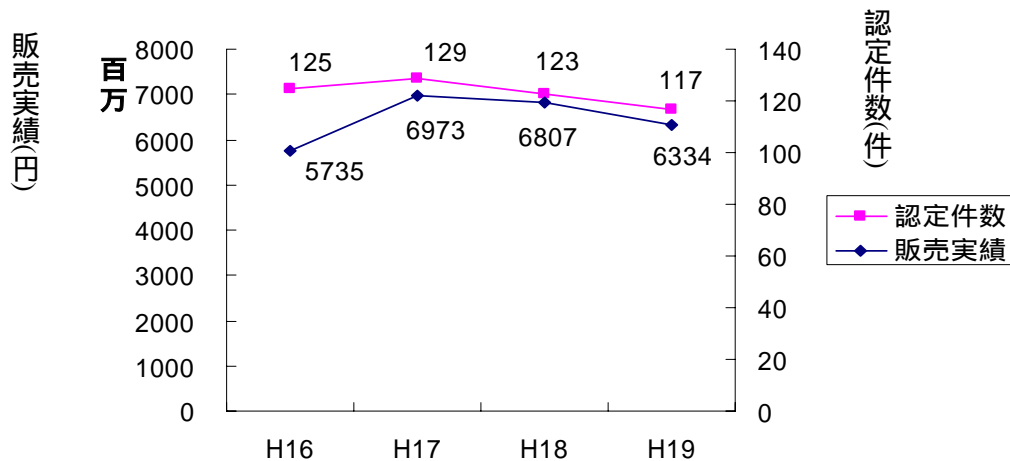


図 4-24：X 県の販売実績(金額)と認定数の推移

認定件数は平成 17 年までは上がっていったが、平成 17 年以降はやや減少傾向にある。一方販売実績も平成 17 年までは上がっているが、平成 17 年以降は減少している。

#### 4-7 まとめ

本章では、リサイクル製品認定制度の実施実態を明確にするべく、自治体へのアンケート調査の結果をもとに分析を行った。その結果、主に以下の 9 点が明らかになった。

- 1) 審査会の透明性が低い
- 2) 申請から認定までにかかる時間はおおむね 3 ヶ月という自治体が最も多く、短い自治体で 2 ヶ月、長い自治体でも 6 ヶ月である。
- 3) 県による事前の立入調査をおこなっている自治体は全体の 94%であった。
- 4) 取消し件数は少なく、取下げ件数が多い。
- 5) 認定率が常に又はほぼ 100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。
- 6) リサイクル認定事業者に対して広報・啓発に関する支援を行っている自治体は多いが、それ以外の支援を行っている自治体は少ない。
- 7) 公共事業の際に認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の 28%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。
- 8) リサイクル認定製品の県の利用実績を把握している自治体は、全体の 69%であり、約 3 割りの自治体は利用実績を把握していない。
- 9) リサイクル認定製品の県の利用率を把握している自治体は全体の 6%と少ない。なお、県の利用実績の中では建設資材の利用が多い。

上記の 9 点について以下に記す。

リサイクル製品を認定する上で、審査会が開催される。有識者という回答で 88%の自治体に

該当する。その次に多かったのは県の職員という回答で 62%の自治体に該当する。一方、一般住民(=県民)が参加することができる自治体が 16%にとどまった。この結果を受けて、今回、審査会の透明性を明らかにするために、(1)審査会を県民が公聴することは可能か、(2)審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、(3)一般住民(=県民)が審査員として審査会に参加することは可能か、また、可能であるならばどのような方法で審査会に採用されるのか、の 3 つの事柄に焦点を当て、再度アンケートを行ったところ (1)を満たす自治体は全体の 19%、(2)を満たす自治体は全体の 7%、(3)を満たす自治体は全体の 8%にとどまった。このことからリサイクル製品の認定は主に有識者と県の職員が行っており、一般住民(=県民)はほとんど関与していないことが分かる。

申請から認定までに要する時間はおおむね 3 ヶ月という自治体が最も多く、全体の 60%を占めた。次に多かったのはおおむね 6 ヶ月という自治体で全体の 19%を占めた。最も短い自治体で 2 ヶ月という回答であった。よって、自治体によって異なるが、認定までに要する時間は 2 ヶ月から 6 ヶ月である。申請してから認定するまでに、県が事業所へ立入調査を行う自治体は全体の 94%に上った。このことから、認定にするにあたって申請された製品のみを見て判断するのではなく、事業所の職場環境なども踏まえて判断していることが伺える。

県からリサイクル認定を取り消すケースはほとんどないが、リサイクル認定事業者からリサイクル認定を取り下げるケースは多い。このことから、リサイクル認定事業者が認定を取り消されるような不正をしたり、製品の品質基準を違反したりすることはほとんど起こらないが、リサイクル認定事業者が何らかの事情があり認定を取下げることが多いようである。また、リサイクル製品認定制度が施行された時期と取下げ件数に関連は無い。

認定率が常に又はほぼ 100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。18 自治体中 6 自治体、つまり全体の 33%がこれに該当した。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。18 自治体中 4 自治体、つまり全体の 22%がこれに該当した。

自治体が認定した製品をホームページやパンフレット、イベントなどで紹介するといったように、製品の広報・啓発活動を行っている自治体は全体の 77%に上った。しかし、それ以外の支援を行っている自治体は少なく、全体の 18%であった。製品の広報・啓発以外の支援を行っている自治体の 75%の自治体では何らかの形で補助金を交付していた。

公共事業の際に認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の 22%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。残りの 78%の自治体にうち、50%の自治体では努力義務としており、残る 28%の自治体では義務づけは困難であるという見解を持っていた。

県の利用実績を把握している自治体は全体の 69%であった。いくつかの自治体ではホームページなどで公表している。しかし、建設資材や農業資材など、製品の種類に分類して集計している自治体は少ない。

県が行う公共事業の中で、リサイクル製品認定製品の利用率を把握している自治体は少なか

った。その理由として、利用する製品の選択が公共事業施工業者に委ねられている自治体が多いことや、リサイクル認定製品の販売が商社を通じて行われているため、リサイクル認定製品の用途を把握することが困難であることなどが挙げられる。4.5 で示すとおり、県が公共事業で製品を使う際に建設資材の利用は多いが、それ以外の利用は少ない。V 県では建設資材が 90%以上を占めており、X 県でも過去数年を通じて 70%を切ることは無かった。よって、県の公共事業で利用されやすい品目は建設資材であることが分かる。



## 第五章

# リサイクル製品認定制度に登録している リサイクル認定事業者の現状



## 第五章 リサイクル製品認定制度に登録している認定事業者の現状

### 5-1 はじめに

第五章では、リサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状についてまとめる。

### 5-2 目的

リサイクル製品認定制度に登録している事業者の現状を把握することである。

### 5-3 調査方法

#### 5-3-1 調査対象

リサイクル製品の認定を受けている、三重県の55のリサイクル認定事業者と滋賀県の29のリサイクル認定事業者に平成20年10月31日にアンケートを送付した。返信期限を平成20年11月17日とした。その結果、三重県の35のリサイクル認定事業者と、滋賀県の15のリサイクル認定事業者からの返信があった。また、部分的に、分析した結果を小西(2004)<sup>1)</sup>による調査結果と比較する。

調査対象を三重県と滋賀県に設定した理由を示す。まず、三重県を選んだ理由は2点ある。1点目は三重県が比較的早い時期から実施されているため、2点目は小西(2004)<sup>1)</sup>の調査結果と比較するためである。次に、滋賀県を選んだ理由は2点ある。1点目は滋賀県が比較的近年に実施されているため、2点目は滋賀県が、三重県の条例を参考にして制定しているためである。

#### 5-3-2 アンケート内容

アンケート内容を表5-1に示す。

表5-1：アンケート内容

アンケート内容		回答方法		回答数 (三重県)	回答数 (滋賀県)
リサイクル認定事業者の現状や今後の展望に関する事項					
1	リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期	選択式	単数回答	n=35	n=15
2	制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化	選択式	単数回答	n=11	n=11
3	リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由	記述式		n=10	n=10
4	申請したきっかけ	記述式		n=34	n=12
5	今後の登録について	選択式	単数回答	n=35	n=15
6	登録をやめたい理由	選択式	単数回答	n=2	n=1
7	リサイクル製品認定制度に登録している自治体名とその理由	選択式	複数回答	n=35	n=15
8	リサイクル認定製品の用途の認識	選択式	複数回答	n=35	n=15
9	今後の需要拡大の希望	選択式	複数回答	n=35	n=15
9	今後の需要拡大のための方法	選択式	複数回答	n=34	n=11
10	販売実績の公表の可否	選択式	単数回答	n=30	n=12
11	リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化	選択式	複数回答	n=35	n=15
12	リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望	記述式		n=24	n=6

## 5-4 結果及び考察

### 5-4-1 リサイクル製品認定制度の登録に関する項目

#### 5-4-1-1 リサイクル製品を製造し始めた時期

リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期をアンケートで聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-2 に、滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-3 に示す。

表 5-2：リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(三重県)(n=35)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
リサイクル製品認定制度が施行されてから	24	69
リサイクル製品認定制度が制定される前から	8	23
リサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から	3	8
分からない	0	0
合計	35	100

表 5-3：リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(滋賀県)(n=15)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
リサイクル製品認定制度が制定される前から	10	67
リサイクル製品認定制度が施行されてから	3	19
リサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から	1	7
分からない	1	7
合計	15	100

三重県のリサイクル認定事業者ではリサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めたというリサイクル認定事業者が最も多く、全体の 69% を占めた。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者では、リサイクル製品認定制度が制定される前からリサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めたというリサイクル認定事業者が最も多く、全体の 67% を占めた。三重県では、平成 13 年に施行されており、滋賀県は平成 17 年に施行されているが、この結果は、2 つのリサイクル認定事業者のリサイクル製品認定制度の施行時期の違いが関係していると推測する。

#### 5-4-1-2 需要の変化

リサイクル製品認定制度が制定される前、またはリサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間からリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に対して、制度の施行前後でリサイクル認定製品の需要の変化を聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-4 に示す。また、増えた・減った・変わらない、のいずれかを選んだリサイクル認定事業者に対しては、その理由も合わせて聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-5 に示す。

表 5-4：制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化(三重県)(n=11)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
変わらない	4	36
増えた	3	27
減った	3	27
分からない	1	10
合計	11	100

最も多かった回答が「変わらない」で、36%のリサイクル認定事業者が選んだ。続いて多かったのは27%のリサイクル認定事業者が選んだ「増えた」であった。このことから63%のリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度に登録したことによって不利益を被ることはなかったということが分かる。一方、27%のリサイクル認定事業者がリサイクル製品認定制度に登録してから「減った」とのことであった。

表 5-5：リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由(三重県)(n=10)(自由記述式)

変わらない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定製品使用が事業者の判断に委ねられるため</li> <li>・県の利用推進の徹底不足のため</li> <li>・PR不足のため</li> <li>・検査費用が大幅にかかるようになり、通常製品より販売価格を上げざるを得なくなったため</li> <li>・価格を上げなければならなくなったため</li> </ul>
増えた理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品原料が県リサイクル認定事業者庁から排出される廃棄物であり、県発注物件で採用される様になったため</li> <li>・県の事業の場合は、リサイクル認定製品の使用が定められているため</li> </ul>
減った理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業が減少したため(2)</li> <li>・価格を上げなければならなくなったため</li> </ul>

カッコ内の数は回答したリサイクル認定事業者者数

「変わらない」を選んだリサイクル認定事業者が考える理由の中で目立ったのが、「PR不足」という意見であった。リサイクル認定事業者自身がリサイクル認定製品のPRを行うとともに、県に対しても、もっとPRをしてもらいたいと考えているリサイクル認定事業者が多い。検査費用が係るため、製品価格を下げざるを得ないリサイクル認定事業者も出現している。

「増えた」を選んだリサイクル認定事業者が考える理由はやはり、「県の事業でリサイクル認定製品の需要がある」ということである。三重県では、リサイクル製品認定制度に登録しないと県の公共事業で使ってもらえない。したがって、リサイクル製品認定制度に登録してから新たに販路の拡大をすることができたと推測する。

「減った」選んだリサイクル認定事業者が考える理由としては「公共事業が減少した」ということが挙げられる。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-6 に示す。また、増えた・減った・変わらない、のいずれかを選んだリサイクル認定事業者に対しては、その理由も合わせて聞いた。滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-7 に示す。

表 5-6：制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化(滋賀県)(n=11)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
変わらない	7	64
増えた	4	36
減った	0	0
分からない	0	0
合計	11	100

「減った」を選んだリサイクル認定事業者はなかった。

表 5-7：リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由(滋賀県)(n=10)(自由記述式)

変わらない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「縦割り行政」によるものと思われる。リサイクル認定制度をつくるのは環境関連部署(滋賀県では琵琶湖環境部循環社会推進課)だが、リサイクル製品を公共事業等で使用するのには建設関連部署(土木交通部)でありその間の意思統一は図られていないため</li> <li>・県・市町や事業者のリサイクルに対する意識が低く、リサイクル製品が認知されていないため(2)</li> <li>・県からの協力が全く無いため</li> <li>・県の公共事業予算の大幅削減のため</li> <li>・公共事業などへの利用拡大がなかったため(2)</li> </ul>
増えた理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁発注事業にも利用できるようになったから</li> <li>・滋賀県のリサイクル製品認定制度の公募条件に認定された製品をできる限り公共事業に使用する旨が記述されているため</li> <li>・他社が当社の製品に興味を持って色々なところで利用してもらっているため</li> </ul>

カッコ内の数は回答したリサイクル認定事業者数

三重県では、県の公共事業の際にはリサイクル認定製品を使用することが決められている。そのため、需要が減ったと答えた3つのリサイクル認定事業者全てが、その理由として公共事業が減ったということを示唆した。一方滋賀県では、三重県のような決まりはない。よって、三重県と比べると行政に対しての要求や改善を求める回答が多かった。

#### 5-4-1-3 申請のきっかけ

申請のきっかけを三重県または滋賀県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に聞いた。自由記述回答にして回答していただいたが、他のリサイクル認定事業者と内容が重なる回答が多かったので、分類して集計した。三重県の結果を表 5-8 に示す。

表 5-8：申請したきっかけ(三重県)(n=34) (複数回答式)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
県の発注が増えたから・増えると考えたから	8	23
販売促進・販路拡大につながると考えたから	5	14
自然環境破壊の軽減への貢献につながると考えたから	4	11
三重県の公共事業に使うってもらうためには、登録が必須だから	3	9
三重県の広報を見たから・担当者に勧められたから	3	9
リサイクル製品の優先利用に期待したから	3	9
技術を活用したいと考えたから	3	9
製品の原料となる廃棄物が確保しやすくなると考えたから	2	6
加工業者より依頼があったから	2	6
公共事業主体の製品を製造販売していたから	1	3
県の認定により、製品や会社の信頼性向上に効果があると考えたから	1	3
ビジネスチャンスと判断し、早くからリサイクル製品に取り組んでいたから	1	3
先行していた他の都道府県の認定制度の話を聞いて魅力を感じたから	1	3
三重県リサイクル条例発足したから	1	3
他社との競争に勝ち抜くため	1	3
循環型社会に貢献するため	1	3

最も多かった回答は「県の発注が増えたから・増えると考えたから」という回答で、全体の23%のリサイクル認定事業者から回答が返ってきた。三重県では、「特記仕様書に明示することにより事業受注者は認定製品を利用する」という決まりがあり、公共事業ではリサイクル認定製品を使うことになっている。このことが回答結果に影響を与えていると推測する。次に多かったのは「販売促進・販路拡大につながると考えたから」という回答で、全体の14%のリサイクル認定事業者から回答が返ってきた。

次に滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-9 に示す。

表 5-9：申請したきっかけ(滋賀県)(n=12) (複数回答式)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
販売促進・販路拡大につながると考えたから	3	20
資源の有効利用に貢献できると考えたから	3	20
技術を活用したいと考えたから・寺社の評価の向上のため	2	10
自然環境破壊の軽減への貢献につながると考えたから	2	10
会社の利益につながると考えたから	2	10
最終処分場の延命化に貢献したいと考えたから	1	7
循環型社会に貢献するため	1	7
自社製品のアピールのため	1	7
何事にもチャレンジしたいと考えたから	1	7
商工会議所のセミナーで講師の方に勧められたから	1	7
他の都道府県の認定にも登録していたから	1	7
ビジネスチャンスと判断したから	1	7
外部への認知を高めるため	1	7

最も多かった回答は「販売促進・販路拡大につながると考えたから」「資源の有効利用に貢献できると考えたから」の2つで、全体の20%のリサイクル認定事業者が回答した。三重県と違い、県の公共事業で使用してもらうことを目的としている事業者が少ないようである。これ

は、三重県のリサイクル製品認定制度との違いによるものと推測する。滋賀県では三重県のような、公共事業でリサイクル認定製品を選択しなければならないという決まりはない。よって、三重県と滋賀県の回答結果に違いが出たのではないかと推測する。

#### 5-4-1-4 今後

今後、登録し続けたいかどうかを聞いた。三重県の結果を表 5-10 に示す。

表 5-10：今後の登録について(三重県)(n=35)

		回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
登録し続けたい		25	71
登録をやめたい		2	5
その他	必要最小限の製品のみ認定を維持	1	3
	費用対効果で検討していく	4	12
	5年は続けるつもり	1	3
	本当は制度自体に疑問を持っているが、 県の問答無用の方針に負けたので	1	3
	具体的回答なし	1	3
合計		35	100

71%のリサイクル認定事業者が今後も登録を続けたいと考えているようである。このことから、公共事業で認定製品を選択してもらえることを期待しているリサイクル認定事業者が多いことが推測される。しかしその一方で、「費用対効果で検討していく」や「本当は制度自体に疑問を持っているが、県の問答無用の方針に負けたので」という登録を続けることに対して迷いを生じているリサイクル認定事業者もあるようである。登録をやめたいと回答した2リサイクル認定事業者から登録をやめたい理由を聞いた。結果を表 5-11 に示す。

表 5-11：登録をやめたい理由(三重県)(n=2)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
検査などに費用がかかるから	2	100
登録したが、効果が得られなかったから	0	0
その他	0	0
合計	2	100

2リサイクル認定事業者とも検査などに費用がかかるからという回答が返ってきた。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者に今後、登録し続けたいかどうかを聞いた。結果を表 5-12 に示す。

表 5-12：今後の登録について(滋賀県)(n=15)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
登録し続けたい		11	72
登録をやめたい		1	7
その他	行政が使わないなら意味がない	1	7
	今後評価が県民から認められるような社会 であるなら、利用が少なくとも続ける	1	7
	別にどちらでもよいように思えてきた	1	7
合計		15	100

73%のリサイクル認定事業者が登録し続けたいと考えているようである。その他の回答は、三重県のリサイクル認定事業者と同様、登録していくか迷いを生じているリサイクル認定事業者も存在する。「登録をやめたい」を選んだリサイクル認定事業者からその理由を聞いた。結果を表 5-13 に示す。

表 5-13：登録をやめたい理由(滋賀県)(n=1)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率 (%)
検査などに費用がかかるから	0	0
登録したが、効果が得られなかったから	1	100
その他	0	0
合計	1	100

登録したが、効果が得られなかったという回答が返ってきた。登録する前と、登録した後で期待していた結果が得られなかったようである。

#### 5-4-1-5 登録先

三重県と滋賀県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に対して、なぜその都道府県で登録しているのか理由を尋ねた。三重県での結果を表 5-14、滋賀県での結果を表 5-15 に示す。

表 5-14：三重県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(三重県)(n=35) (複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
会社の所在地だから		31	86
需要が多いと考えたから		5	14
人に勧められたから		0	0
その他	県条例及び二次製品リサイクル協議会の関係で	1	3
	県内産の間伐材の有効利用のため	1	3
	地域産材の利用のため	1	3

会社の所在地だからという回答が最も多く、全体の 86%が回答した。他 14%のリサイクル認定事業者は需要が多いと考えて登録しているようである。

表 5-15：滋賀県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(滋賀県)(n=15) (複数回答式)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
会社の所在地だから	11	73
需要が多いと考えたから	2	13
人に勧められたから	0	0
その他 間伐材製品はその県内でしか採択されないから	1	7

三重県のリサイクル認定事業者と同様，会社の所在地だからという回答が最も多く，全体の 73%が回答した．他の 13%のリサイクル認定事業者は需要が多いと考えて登録しているようである．

リサイクル製品認定制度に登録している理由は，三重県と滋賀県では非常によく似た回答結果となった．

他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に，その理由を聞いた．三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-16 に示す．

表 5-16：他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(三重県) (n=9) (複数回答式)

	会社の所在地 だから	需要が多いと 考えたから	人に勧めら れたから	その他	回答リサイクル認 定事業者数
愛知県	1	6	0	1	6
岐阜県	1	0	0	1	2
和歌山県	0	1	0	1	2
奈良県	0	1	0	0	1
香川県	0	1	0	0	1
岡山県	0	0	1	0	1
合計	2	9	1	3	

他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由を聞いたところ，最も多かった回答は「需要が多いと考えたから」で，9 リサイクル認定事業者が該当した．中でも，愛知県の登録しているリサイクル認定事業者が最も多く，6自治体が回答していた．なお，愛知県は，建設資材のみをリサイクル製品認定制度の対象としている．

次に，滋賀県のリサイクル認定事業者に対して，他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由を聞いた．結果を表 5-17 に示す．

表 5-17：他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(滋賀県) (n=4) (複数回答式)

	会社の所在地 だから	需要が多いと 考えたから	人に勧めら れたから	その他	回答リサイクル認 定事業者数
福井県	0	1	0	0	1
鳥取県	1	0	0	0	1
長野県	0	0	1	0	1
環境省 (エコマーク)	0	0	0	1	1
合計	1	1	1	1	

滋賀県のリサイクル認定事業者では複数回答をしているリサイクル認定事業者はなかった。福井県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は需要が多いと考えて、鳥取県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は会社の所在地ということでそれぞれ登録しているようである。また、長野県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は人に勧められたからということであった。その他の回答を選んだリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度ではないが、環境省(エコマーク)に登録しているということであった。

#### 5-4-2 リサイクル認定製品・事業者に関する項目

##### 5-4-2-1 リサイクル認定製品の用途

リサイクル認定製品がどこで使われているかを明確にしようと考えたが、販売の際に商社を通して販売するリサイクル認定事業者などもあり、実際にどこで使われているのかを完全に把握することは困難であると考え直した。そこで、リサイクル認定事業者に対して、どこで使用されていると認識しているかをアンケート調査で聞いた。三重県の結果を表 5-18 に、滋賀県の結果を表 5-19 に示す。なお、表 5-18 及び表 5-19 は回答したリサイクル認定事業者数で集計しており、使用されていると認識している製品の割合を示すものではない。

表 5-18：リサイクル認定製品の用途の認識(三重県)(n=35)(複数回答式)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
都道府県での公共事業	33	94
市町村での公共事業	21	60
国での公共事業	5	14
民間での建設事業など	5	14
ホームセンターなどで一般消費者に販売	0	0
その他	1	3

表 5-19：リサイクル認定製品の用途の認識(滋賀県)(n=15)(複数回答式)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
都道府県での公共事業	11	73
市町村での公共事業	6	40
国での公共事業	6	40
民間での建設事業など	5	33
ホームセンターなどで一般消費者に販売	0	0
その他	1	7

三重県では、「都道府県の公共事業」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 94%であった。ほとんど全てのリサイクル認定事業者で使用されていると認識しているが、リサイクル製品認定制度に登録しないと県の公共事業で使ってもらえないという三重県の制度の性質の影響であると思われる。その他、「市町村での公共事業」でも 60%のリサイクル認定事業者が使用されていると認識している。「国での公共事業」「民間での建設事業など」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 14%と少なく、「ホームセンターなどで一般消費者に販売」と認識しているリサイクル認定事業者はなかった。その他では、自社獲得顧客という回答があった。

一方、滋賀県では、「都道府県の公共事業」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 73%であった。三重県に比べ低い割合となった。「市町村での公共事業」「国

での公共事業」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者はともに 40%であった。「民間での建設事業など」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 33%で、三重県と比べると高い割合であった。「ホームセンターなどで一般消費者に販売」されていると認識しているリサイクル認定事業者はなかった。その他では、保育園・小学校という回答があった。

#### 5-4-2-2 今後の展開

今後、どこに向けた需要の拡大を希望するかを聞いた。三重県の結果を表 5-20、滋賀県の結果を表 5-21 に示す。

表 5-20：今後の需要拡大の希望(三重県)(n=35) (複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
市町での公共事業		21	60
国の公共事業		16	46
他の都道府県の公共事業		13	37
民間での建設事業など		9	26
ホームセンターなどで一般消費者に販売		1	3
その他	県内の公共事業	2	6
	加工業者からの注文待ちであるから当社の希望は成立しない	1	3
	製品開発を考える	1	3
	回答なし	1	3

表 5-21：今後の需要拡大の希望(滋賀県)(n=15) (複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
国の公共事業		11	73
他の都道府県の公共事業		7	47
市町での公共事業		7	47
民間での建設事業など		2	13
ホームセンターなどで一般消費者に販売		2	13
その他	滋賀県での公共事業	1	7
	製品開発を考える	1	7

三重県のリサイクル認定事業者では市町での公共事業での需要拡大を希望していると回答したところが全体の 60%であった。また、国での公共事業での需要拡大を希望しているリサイクル認定事業者が全体の 46%であった。一方、民間での建設事業などでの需要拡大・ホームセンターなどでの一般消費者への販売を考えているリサイクル認定事業者はそれぞれ全体 9%、1%と少なかった。その他、県内の公共事業でもっと使用してほしいというリサイクル認定事業者や、製品開発をしたいというリサイクル認定事業者があった。滋賀県のリサイクル認定事業者では国の公共事業での需要拡大を希望していると回答したところが全体の 73%であった。また、次に多かったのは他の都道府県の公共事業、市町での公共事業とともに全体の 47%であった。民間での建設事業などでの需要拡大やホームセンターなどで一般消費者に販売を希望するリサイクル認定事業者は少なく、それぞれ全体の 13%であった。

三重県と滋賀県では若干結果が異なるものの、ともにリサイクル認定製品を公共事業で使ってもらいたいと考えているリサイクル認定事業者は多いようである。

また、そのためにはどのような方法を取ればよいと考えているかを合わせて聞いた。三重県の結果を表 5-22 に示す。

表 5-22：需要拡大のための方法(三重県)(n=34)(複数回答式)

市町での公共事業	市が積極的に認定製品を使用する・または使用するよう に県が指導する	5
	製品の PR を行う	3
	発注者がリサイクル認定製品を設計に取り入れなくては ならない	2
	製品利用事業の補助・助成などを行う	1
	コンサルタントへのスベック活動	1
	製品の使い方を提案	1
	品質の確立に努める	1
国の公共事業	県と市町村の連携を奨める	1
	発注者がリサイクル認定製品を設計に取り入れなければ ならない	3
	製品の PR を行う	3
	循環型社会になるよう PR してほしい	2
	製品の使い方を提案	1
	品質の確立に努める	1
	模索中	1
他の都道府県の 公共事業	発注者がリサイクル認定製品を設計に取り入れなくては ならない	3
	製品の PR を行う	2
	コンサルタントへのスベック活動	1
	製品の使い方を提案	1
	利用間伐材の利用をする	1
	県が積極的に認定製品を使用していただく	1
民間での建設事業など	県が助成金を出す・県からの補助制度をつくる	2
	開発許認可時の義務付けと利用事業に対する緩和	1
	県内の事業でリサイクル製品使用に関する義務化	1
	品質と安全性の PR	1
	品質の確立	1
ホームセンターなどで 一般消費者に販売	製品の PR	1
その他	製品単価の up が出来るなら拡大したい	1
	現状でよい	1
	拡大の希望はない	1
	製品の PR	1

それぞれの対象に対する需要拡大のための方法を聞いたが、どの対象に対しても「PR を行う」という同様のやり方で需要拡大を図ることが望ましいという回答があった。

次に対象別に考察する。まず、市町での公共事業でリサイクル認定製品を使ってもらうために、「市が積極的に認定製品を使用する・または使用するよう県が指導する」という回答が5リサイクル認定事業者から返ってきた。また、「発注者が設計の中でリサイクル認定製品を取り入れる」という回答が2リサイクル認定事業者から返ってきた。

次に、国の公共事業でリサイクル認定製品を使ってもらうためには、「発注者が設計の中でリサイクル認定製品を取り入れる」という回答が3リサイクル認定事業者から返ってきた。

他の都道府県の公共事業に対しても、「発注者が設計の中でリサイクル認定製品を取り入れる」という回答が最も多かった。以上より、リサイクル認定事業者は、行政が行う公共事業に対しては、「設計の段階でリサイクル認定製品を取り入れる」ことでリサイクル認定製品の需要が拡大すると考えているということが伺える。

一方、「民間での建設事業などでリサイクル認定製品の需要拡大を図るためには、県が助成金を出す・県からの補助制度をつくる」「開発許認可時の義務付けと利用事業に対する緩和」「県内の事業でリサイクル製品使用に関する義務化」など、民間の建設業者に対して、リサイクル認定製品を使用してもらいやすいような体制を整えることが必要であると考えているリサイクル認定事業者があった。また、「品質と安全性のPR」といった、リサイクル認定製品に対するイメージを向上させる方法を考えるリサイクル認定事業者もあった。

その他、「製品単価の up が出来るなら拡大したい」という、条件つきでの需要拡大を望む声もあった。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者が考える需要拡大の方法を表 5-23 に示す。

表 5-23：需要拡大のための方法(滋賀県)(n=11)(複数回答式)

国の公共事業	役人が認定製品を使おうと意識改革をする	1
	安定した品質確保	1
	循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化	1
	入札で認定製品の使用を指定する	1
	受注者への営業をする	1
	設計事務所への営業をする	1
市町村での公共事業	入札で認定製品の使用を指定する	2
	役人が認定製品を使おうと意識改革をする	1
	受注者への営業をする	1
	設計事務所への営業をする	1
他の都道府県の公共事業	役人が認定製品を使おうと意識改革をする	1
	入札で認定製品の使用を指定する	1
	受注者への営業をする	1
	設計事務所への営業をする	1
民間での建設事業など	循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化	1
ホームセンターなどで一般消費者に販売	循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化	1
その他	滋賀県での公共事業 リサイクル製品を公共事業等でより積極的に利用するためには、滋賀県「一般土木事業等共通仕様書(案)」に記載され、県・市町が発注する事業の特記仕様書にリサイクル製品を明記することが必要。又、事業を特定して技術活用パイロット事業として使用する事も必要	1
	現状でよい	1

国の公共事業で需要拡大を図る方法として挙げた意見は、「役人が認定製品を使おうと意識改革をする」「安定した品質確保」「循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化」「入札で認定製品の使用を指定する」「受注者への営業をする」「設計事務所への営業をする」6つであった。それぞれ1リサイクル認定事業者が回答した。品質確保や受注者や設計金所での営業などリサイクル認定事業者自身ができる方法を答えたリサイクル認定事業者が目立った。

市町村の公共事業で需要拡大を図る方法として、2リサイクル認定事業者が「入札で認定製品使用を指定する」と回答した。他の回答は国の公共事業に対する方法とほぼ同じであった。また、他の都道府県に対する方法も、国での公共事業、市町村での公共事業とほぼ同じであった。

民間での建設事業などで需要拡大を図る方法として1つのリサイクル認定事業者から「循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化」という回答を得た。

その他の回答として、1つのリサイクル認定事業者から滋賀県での公共事業でもっと需要拡大を図りたいという回答を得た。そのために、特記仕様書を用いてリサイクル認定製品を使用することを明記するという方法を取ることが望ましいと考えているようであった。つまり、現在三重県で行われている方法と同様の方法を取り、公共事業でのリサイクル認定製品の使用を義務化することが望ましいと考えているようである。

#### 5-4-2-3 会社の変化

リサイクル製品が認定されてから会社に何か変化があったかを聞いた。三重県の結果を表 5-24、滋賀県の結果を表 5-25 に示す。

表 5-24：リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(三重県)(n=35)(複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
会社内での環境意識が向上した		12	34
変わらない		12	34
環境に優しいイメージが会社についた		7	20
その他	販路の縮小に多少なりとも歯止めがかかった	5	14
	県への不満が増した	1	3
	間伐材消費への新たな取り組みを始めた	1	3
	地域木材を地域で消費するようになった	1	3
	回答なし	1	3

表 5-25：リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(滋賀県)(n=15)(複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
変わらない		7	47
環境に優しいイメージが会社についた		3	20
会社内での環境意識が向上した		2	13
その他	リサイクル製品に価値が出てきたことを実感	1	7
	社員の意識が変わった	1	7

三重県のリサイクル認定事業者では、「会社内での環境意識が向上した」と回答したリサイクル認定事業者と、「変わらない」と回答したリサイクル認定事業者がともに 34%であった。30%強のリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度に登録してからリサイクルに対する考え方に変化があったようである。また、「環境に優しいイメージが会社についた」と回答した会社も 20%存在した。その他の回答では、「販路の縮小に多少なりとも歯止めがかかった」と回答したリサイクル認定事業者が 5 リサイクル認定事業者あり、全体の 14%になった。また、「間伐材消費への新たな取り組みを始めた」「地域木材を地域で消費するようになった」と回答したリサイクル認定事業者もあり、リサイクル製品認定制度に登録してから、良い結果に繋がったリサイクル認定事業者もあるようである。しかし一方で「県への不満が増した」という回答もあった。

小西(2004)<sup>1)</sup>による同じ質問の回答結果は、「変わらない」が 35%、「会社内での環境意識が向上した」が 29%、「環境に優しいイメージが会社についた」が 7%、「その他」が 29%であった。「変わらない」を選択したリサイクル認定事業者の割合に変化はないが、「会社内での環境イメージが向上した」というリサイクル認定事業者の割合は少し増えた。また、「環境に優しいイメージが会社についた」というリサイクル認定事業者の割合は 2 倍以上に増えた。

滋賀県のリサイクル認定事業者では、「変わらない」と回答したリサイクル認定事業者が最も多く、全体の 47%であった。「環境に優しいイメージが会社についた」という回答は全体の 20%、「会社内での環境意識が向上した」という回答が全体の 13%であった。その他の回答では「リサイクル製品に価値が出てきたことを実感した」というリサイクル認定事業者が 1 社あった。

#### 5-4-3 販売実績

販売実績を教えてもらえるかを聞いた。三重県での結果を表 5-26、滋賀県での結果を表 5-27 に示す。

表 5-26：販売実績の公表の可否(三重県)(n=30)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
否	17	57
可	13	43
合計	30	100

表 5-27：販売実績の公表の可否(滋賀県)(n=12)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
否	8	67
可	4	33
合計	12	100

三重県の 13 のリサイクル認定事業者と、滋賀県の 4 のリサイクル認定事業者から販売実績を提示もらうことができた。ここで明確にしたいことは、リサイクル認定事業者が販売しているリサイクル認定製品の用途である。つまり、販売した製品の何割が公共事業で使われていて、何割が民間の建設事業などで使われているのかということである。しかし、リサイクル認定事業者によっては製品の譲渡先を教えてもらうことができないところもあった。よって、販売先が明確にされていた三重県の 3 リサイクル認定事業者と、滋賀県の 1 リサイクル認定事業者の販売実績から考察していきたいと考える。

まず、三重県のリサイクル認定事業者 a から過去 2 年間の販売実績をいただいた。製品はコンクリート 2 次製品である。結果を表 5-28 に示す。

表 5-28：リサイクル認定事業者 a の販売実績(コンクリート 2 次製品) (単位：個)

	平成 18 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 19 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)						48	27	580	1175	1329	1874	1531	6546
公共事業(市町)													
公共事業(国)													
民間事業													
合計	0	0	0	0	0	48	27	580	1175	1329	1874	1531	6546
	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)		381	418	588	430	354	487	2132	2160	1700	2477	1085	12212
公共事業(市町)		83								26	15		124
公共事業(国)													
民間事業													
合計	0	464	418	588	430	354	487	2132	2160	1726	2492	1085	12336

ほとんどの販売先が県の公共事業施工者であった。2 年間で 99%以上が県の公共事業で使われており、残りは市町で使われていた。国の公共事業への使用、民間リサイクル認定事業者での使用はなかった。なお、平成 18 年度の民間事業への販売はなかった。

次に、他のリサイクル認定事業者 b から 4 製品の 1 年間の販売実績をいただいた。結果を表 5-29、表 5-30、表 5-31、表 5-32 に示す。

表 5-29：リサイクル認定事業者 b の販売実績(防球ペタールネット) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)										40			40
公共事業(市町)												31	31
公共事業(国)													0
民間事業	1481	59	729	181	5089	1751	205	7448	237	4546	8300	2135	32161
合計	1481	59	729	181	5089	1751	205	7448	237	4586	8300	2166	32232

製品は防球ペタールネットである。コンクリート 2 次製品とは違い、民間リサイクル認定事業者への販売が圧倒的に多かった。製品の性質から、公共事業で使われるものではない。1 年間のうち、99.8%が民間リサイクル認定事業者への販売で、残る 0.2%は県と市町に販売している。国への販売がなかった。

続いて、他の製品の販売実績を示す。

表 5-30：リサイクル認定事業者 b の販売実績(スポーツネット サッカー) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)													0
公共事業(市町)													0
公共事業(国)													0
民間事業		129		164				246		258		94	891
合計	0	129	0	164	0	0	0	246	0	258	0	94	891

表 5-31：リサイクル認定事業者 b の販売実績(スポーツネット バレー) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)													0
公共事業(市町)													0
公共事業(国)													0
民間事業													0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 5-32：リサイクル認定事業者 b の販売実績(スポーツネット ハンドボール) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)													0
公共事業(市町)													0
公共事業(国)													0
民間事業	232	116	116	116	116	116	116	116	116	131	232	116	1639
合計	232	116	116	116	116	116	116	116	116	131	232	116	1639

表 5-30 はサッカーネットの一年間の販売実績、表 5-31 はバレーネットの一年間の販売実績、表 5-32 はハンドボールネットの一年間の販売実績である。表 5-29 に示す防球ペタールネットの一年間の販売実績と同様、ほとんどの販売先が民間リサイクル認定事業者であった。

最後に、表 5-33 にリサイクル認定事業者 c の結果を示す。

表 5-33：リサイクル認定事業者 c の販売実績(埋め戻し砂) (単位：t)

	平成 15 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	188	178	45	8	0	9	29	90	259		153	209	1440
民間	13	0	0	12	7	20	19	46	5	7	17	4	150
	平成 16 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	115	49	25	0	0	3	8	4	44	24	82	27	381
民間	25	3	7	113	23	14	104	8	17	13	4	116	447
	平成 17 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	102	90	20	0	0	13	26	0	60	161	74	74	620
民間	111	90	9	0	0	16	21	35	25	10	21	19	357
	平成 18 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	194	208
民間	5	15	4	65	36	24	55	78	74	13	3	0	372
	平成 19 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	301	382	39	60	0	42	13	40	12	257	135	97	1378
民間	0	7	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	31
	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	8	0	0	0	0	198	173	64	0	12			455
民間	0	0	7	13	44	0	0	0	0	0			64

このリサイクル認定事業者からは、過去 6 年間の販売実績をいただいた。製品は埋め戻し砂である。官庁への販売と、民間への販売に分類されていた。平成 15 年は官庁への販売数は約 90%、平成 16 年は民間への販売数が官庁への販売数を上回り、官庁への販売数は全体 46%であった。平成 17 年の官庁への販売数は全体の 70%、平成 18 年は全体の 41%、平成 19 年は全体の 98%、平成 20 年は全体の 88%であった。

年によって民間への販売数と官庁への販売数の全体に占める割合が異なる。

最後に、滋賀県のリサイクル認定事業者 d から販売実績をいただいた結果を表 5-34 に示す。

表 5-34：リサイクル認定事業者 d の販売実績(チップ) (単位：t)

	市役所	民間	各個人
平成 19 年 4 月	26.22	1281.42	0
平成 19 年 5 月	20.99	689.09	0
平成 19 年 6 月	14.28	1504.81	0
平成 19 年 7 月	6.9	931.83	1.5
平成 19 年 8 月	13.82	846.04	30.75
平成 19 年 9 月	5.52	823.49	0
平成 19 年 10 月	11.99	968.17	0
平成 19 年 11 月	20.11	728.79	256
平成 19 年 12 月	29	862.07	20
平成 20 年 1 月	33.93	854.9	0
平成 20 年 2 月	37.71	812.3	0
平成 20 年 3 月	28.57	789.31	0
合計	249.04	11092.22	308.25

この製品はチップである。販売先は、市役所・民間リサイクル認定事業者・各個人に分類されていた。1年間の総計を見ると、市役所は全体の2%、民間リサイクル認定事業者は全体の95%、各個人は全体の3%であった。

以上から分かることは、製品によって主な販売先に違いが生じることである。特に、b社やe社のような特殊な製品であれば、民間リサイクル認定事業者からの需要が多いことが推測される。

#### 5-4-4 事業者が考える、今後の改善点や要望

事業者の目線から見て、リサイクル認定制度のどのような点を改善すればよいかを聞いた。三重県の結果を表5-35に示す。

表 5-35：リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望(三重県)  
(n=24) (自由記述式)

費用に関する事項	<p>条例改正により検査費用の負担が多い。</p> <p>当社の三重県リサイクル認定製品(埋戻し材)の原材料は、がれき類(構築物の解体及び除去に伴い発生する廃棄物、コンクリート殻、アスファルト殻)を7:3程度の割合で混合し破碎してふるい分け、製造している。原材料としては全国的にも普及している再生砕石の原材料と何ら変わらず何の問題もないように私共は思うがテレビでも新聞紙上でも世間を騒がした産業のフェロシルト問題から三重県ではリサイクル認定製品の認定基準が変わった。</p>
	<p>おそらくどの製品も同様だが、供給過多の状態である。市町村レベルまでのリサイクル製品の率先利用の意識が非常に低いことが原因のひとつである。需要が少ないとコストが下げられないという悪循環が見受けられる。安全性に関する試験費等のコストが上昇しているため、認定を辞退する業者も出ている。</p>
	<p>三重県では「産業」の問題が発生してから県の対応が「性善説」から「性悪説」に変わったようで、必要以上のチェック体制を行っており、それに伴い管理費用は増大している。JIS同様の管理レベルでよいと考えられるが、今後このまま推奨するとリサイクル認定を取り下げる業者も出てくるかと考えられる。</p>
	<p>リサイクル製品認定制度は都道府県により異なりますが、JISの範囲内での検査・管理が望ましい。</p>
	<p>認定更新に費用がかかりすぎる。</p>
	<p>フェロシルトの事があるが検査等の維持費が高く、販売額が少なく取り下げが増えていると聞く。</p>
	<p>現在のところ、認定を維持していく経費に比べ、売り上げが少ないため(弊社の努力に不足があるかも?)、一層の普及が望まれる。</p>
	<p>自治体・行政によるリサイクル開発品の積極的活用、使用推進、また、開発費などの補助制度を確かなものに限定する。審査制度の強化。</p>
制度に関する事項	<p>あらゆる製品がリサイクル 非リサイクルという選択肢で選んで使うものである以上、単に良心に頼った「義務」を求めるだけでなく、何らかの優遇措置などの「権利」をセットにしないと経済活動と共に循環する制度として定着させることは難しいと思う。</p>
	<p>ストックヤードの確保、データ処理の業務が増えた</p>
	<p>廃棄物の処理及び青銅に関する法律による制限 制度の所轄部署と制度利用部署との関係 県制度の広域利用への問題</p>
	<p>認定制度を作る側の人々が制度そのものを止めたいと言っている。官が作るものではない、新しい形が必要であると思う。</p>
	<p>農業関係資材については公共性に乏しいため、周知に工夫が必要であると思う。</p>
需要に関する事項	<p>県の認定部署と購入部署の温度差がない積極的な取組み。関係書類の簡素化。</p>
	<p>製品の部品に対しての認定をしてほしい。</p>
	<p>発注者側の動向を受けて対応するのが現状で、リサイクルへの取り組みは受身ではないだろうか。公共工事の減少する中、"リサイクル製品使用"だけが進むと製造メーカーとしては苦しくなる。個人的な意見である。</p>
その他	<p>都道府県と国の温度差、国は県認定のリサイクル製品を購入しない</p>
	<p>国の公共事業で使用して欲しい。</p>
	<p>リサイクル製品に対する民間での認識が低く、使用件数が少ないため、この方面に対するPRが必要と思われる。</p>
	<p>リサイクル製品の利用は、県条例で定められているが、県の職員の中にはまだ十分に理解されていない。職員にもっとPRが必要。</p>
	<p>当然バージン材に比べれば品質が劣ると思われるが、最近リサイクル材についてもいろいろ条件がついてくるのが疑問に思われる。</p>
	<p>本当に無駄であるならリサイクル製品など作らず、もっと有効な使用方法を考えたい。</p>
	<p>ペットボトルをベレット化する業者が三重県内に今年よりなくなり認定を取り消さなければならない状況にある。まだ在庫があるので当社としては継続をお願いしているが、県内で製造していれば継続をしてもいいと思っている。</p>

35 リサイクル認定事業者中 24 リサイクル認定事業者から回答が返ってきた。最も多かった回答(9 事業者)は、「費用に関する事項」で、具体的には、検査の費用がかかることである。数年前に当時リサイクル認定を受けていたリサイクル認定事業者が、認定基準を超えた埋め戻し材を製造しており、その後問題となった。そのことがあって、三重県では製品の認知基準も厳しくなり、より検査に費用がかかることとなったようである。JIS の基準と同等の認定基準にしてほしいという声もあった。その他、「制度に関する事項」、「需要に関する事項」などがあった。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-36 示す。

表 5-36：リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望(滋賀県)  
(n=6) (自由記述式)

制度に関する事項	滋賀県リサイクル製品認定制度は、平成17年に創設されたが使用実績は少なく、登録はしたが効果がほとんど得られていない現状である。リサイクル製品の認定は、琵琶湖環境部が行い、工事の発注は土木交通部が行うため、役所の縦割り行政の弊害が強い。当社を含め、認定を受けた製造業者(6社・コンクリート二次製品の製造が主)は、リサイクル製品を通じて循環型社会の形成に貢献すべく、滋賀県リサイクル製品利用促進協議会を設立し、県・市町にリサイクル製品の積極的な利用をお願いしている。しかし、県としては認定したが、積極的な使用を考えてないみたいだ。国土交通省では、民間などで開発された新技術を公共事業において積極的かつ円滑に活用するために、新技術情報提供システム(NETIS)を実施している。当社は、再生骨材コンクリート及び再生骨材コンクリート二次製品を登録しており、積極的に使用されている。
	行政機関が需要拡大施策を推進してほしい。
	行政側からの強い指導なくして公共工事での普及は無いのと思う
する需要に関する事項	民間需要を期待しての制度だったかも知れないが、再生紙利用製品と同じで、公共機関に期待せざるを得ない。当方製品も公共事業でしか期待できない。
その他	他県での認定も申請をしたが、県内の技術であることや認定品での不正があった県などは審査が通りにくくなるなどしている。認定されても価格が底値でないと利用はされにくく、認定されることにより販路を広げ、価格を下げることはむかない。 県民、市民の意識が利用につながる。制度の改善より意識改革!!

15 リサイクル認定事業者 6 リサイクル認定事業者からの回答が返ってきた。滋賀県のリサイクル認定事業者からは、「制度に関する事項」、具体的には、リサイクル認定製品を公共事業で使用するようにしてほしいという声が多かった。特に製品の性質上、公共事業でしか需要が期待できない製品もあり、行政に対する要望は多かった。また、リサイクル認定制度を実施する部署と、公共事業を実施する部署が異なるが、その2つの部署の間で意思疎通が行われていないという声もあった。

#### 5-5 まとめ

リサイクル製品認定制度の認定製品製造事業者の実施状況について、主に以下の7点のことが明らかになった。

- 1) 比較的早い時期からは始まった三重県では、事業者の69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的最近から始まった滋賀

県では事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。

- 2) リサイクル製品認定制度の施行前後で、三重県の 37%のリサイクル認定事業者、そして滋賀県の 67%のリサイクル認定事業者で変化はなかった。
- 3) 三重県・滋賀県それぞれ 70%以上の事業者が今後、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えている。
- 4) 三重県・滋賀県それぞれのリサイクル製品認定制度に登録している理由は、ともに会社の所在地であるからという回答が 70%を超えた。また、複数の自治体のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は三重県・滋賀県ともに全体の約 25%であった。
- 5) 三重県では全体の 93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の 73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。
- 6) 建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。
- 7) 三重県のリサイクル認定事業者の多くは、検査費用の負担を減らすこと、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることを要望している。

上記 7 点について以下に記す。

三重県では、事業者の 69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的最近から始まった滋賀県では事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。リサイクル製品認定制度を施行した時期が異なる 2 自治体で、異なる結果が出た。よって、リサイクル製品認定制度の施行時期とリサイクル製品の製造に関連は見られない。

2 自治体とも、リサイクル製品認定制度への登録を機に需要に変化があったリサイクル認定事業者は少なかった。この結果を三重県のリサイクル認定事業者は、認定製品使用が公共事業施工事業者の判断に委ねられるため、県の利用推進の徹底不足のため、PR 不足のため、検査費用が大幅にかかるようになり、通常製品より販売価格を上げざるを得なくなったためであると見ているようである。このことから認定をしたことで需要が増えるということはなく、また認定したことによって検査費用の増大など新たな弊害も発生していることが分かる。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者では県の公共事業が減ったため、リサイクル製品を認定する部署とリサイクル認定製品を使う部署の意思疎通が行われていないためなど見ているようである。公共事業で使用してもらえると考えていたが期待していた結果を得られなかったリサイクル認定事業者が多いことが分かる。

上記の結果を受けてもなお、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えるリサイクル

認定事業者は多かった。

会社の所在地である都道府県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者が多かった。また、複数のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は少なく、全体の 25%であった。このことから、制度の内容や需要拡大の可能性などを見込んで認定制度に登録するリサイクル認定事業者は少ないことが推測される。

三重県では全体の 93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の 73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。また、三重県では市町村の公共事業使われていると回答したリサイクル認定事業者は多く、全体の 60%であった。一方国の公共事業、民間の建設事業などで使われていると認識しているリサイクル認定事業者は少なく、ともに全体の 14%であった。滋賀県では、市町村の公共事業と国の公共事業で使われていると認識しているリサイクル認定事業者の割合は等しく全体の 40%であった。民間の建設事業などで使われていると回答したリサイクル認定事業者が三重県と比べて多く、全体の 33%であった。

建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。このことから、建設資材はリサイクル製品認定制度に登録すると、全ての需要量に占める、公共事業における需要の割合が高くなることが推測される。

リサイクル認定事業者が考える三重県に要望している点では、検査費用の負担を減らすこと、リサイクル認定事業者が考える滋賀県に要望している点では、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることが挙げられる。

#### <参考文献>

- 1) 小西 和正：自治体におけるリサイクル認定制度の実態と効果の解明に関する研究，本専攻 卒業論文，(2004)

## 第六章

### 結論



## 第六章 結論

### 6-1 本研究の結論

#### 6-1-1 目的ごとの考察

##### 1) 目的1「リサイクル製品認定制度の実施実態の明確化」について

リサイクル製品認定制度の実施実態について、主に以下の9点が明らかになった。

- (1) 審査会の透明性が低い
- (2) 申請から認定までにかかる時間はおおむね3ヶ月という自治体が最も多く、短い自治体で2ヶ月、長い自治体でも6ヶ月である。
- (3) 県による事前の立入調査をおこなっている自治体は全体の94%であった。
- (4) 取消し件数は少なく、取下げ件数が多い。
- (5) 認定率が常に又はほぼ100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。
- (6) リサイクル認定事業者に対して広報・啓発に関する支援を行っている自治体は多いが、それ以外の支援を行っている自治体は少ない。
- (7) 公共事業の際に認定製品の使用を義務付けている自治体は全体の28%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。
- (8) リサイクル認定製品の県の利用実績を把握している自治体は、全体の69%であり、約3割りの自治体は利用実績を把握していない。
- (9) リサイクル認定製品の県の利用率を把握している自治体は全体の6%と少ない。県の利用実績の中では建設資材の利用が多い。

上記の9点について以下に記す。

リサイクル製品を認定する上で、審査会が開催される。有識者という回答で88%の自治体に該当する。その次に多かったのは県の職員という回答で62%の自治体に該当する。一方、一般住民(=県民)が参加することができる自治体が16%にとどまった。この結果を受けて、今回、審査会の透明性を明らかにするために、(1)審査会を県民が公聴することは可能か、(2)審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、(3)一般住民(=県民)が審査員として審査会に参加することは可能か、また、可能であるならばどのような方法で審査会に採用されるのか、の3つの事柄に焦点を当て、再度アンケートを行ったところ(1)を満たす自治体は全体の19%、(2)を満たす自治体は全体の7%、(3)を満たす自治体は全体の8%にとどまった。このことからリサイクル製品の認定は主に有識者と県の職員が行っており、一般住民(=県民)はほとんど関与していないことが分かる。

申請から認定までに要する時間はおおむね3ヶ月という自治体が最も多く、全体の60%を占めた。次に多かったのはおおむね6ヶ月という自治体で全体の19%を占めた。最も短い自治体で2ヶ月という回答であった。よって、自治体によって異なるが、認定までに要する時間は2ヶ月から6ヶ月である。

申請してから認定するまでに、県が事業所へ立入調査を行う自治体は全体の94%に上った。

このことから、認定にするにあたって申請された製品のみを見て判断するのではなく、事業所の職場環境なども踏まえて判断していることが伺える。県からリサイクル認定を取り消すケースはほとんどないが、リサイクル事業者からリサイクル認定を取り下げるケースは多い。このことから、リサイクル事業者が認定を取り消されるような不正をしたり、製品の品質基準を違反したりすることはほとんど起こらないが、リサイクル事業者が何らかの事情があり認定を取下げることが多いようである。また、リサイクル製品認定制度が施行された時期と取下げ件数に関連は無い。

認定率が常に又はほぼ 100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。18 自治体中 6 自治体、つまり全体の 33%がこれに該当した。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。18 自治体中 4 自治体、つまり全体の 22%がこれに該当した。

自治体が認定した製品をホームページやパンフレット、イベントなどで紹介するといったように、製品の広報・啓発活動を行っている自治体は全体の 77%に上った。しかし、それ以外の支援を行っている自治体は少なく、全体の 18%であった。製品の広報・啓発以外の支援を行っている自治体の 75%の自治体では何らかの形で補助金を交付していた。

公共事業の際に認定製品の使用を義務付けている自治体は全体の 22%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。残りの 78%の自治体のうち、50%の自治体では努力義務としており、残る 28%の自治体では義務づけは困難であるという見解を持っていた。

県の利用実績を把握している自治体は全体の 69%であった。いくつかの自治体ではホームページなどで公表している。しかし、建設資材や農業資材など、製品の種類に分類して集計している自治体は少ない。

県が行う公共事業の中で、リサイクル製品認定製品の利用率を把握している自治体は少なかった。その理由として、使用する製品の選択が公共事業施行事業者に委ねられている自治体が多いことや、リサイクル認定製品の販売が商社を通じて行われているため、リサイクル認定製品の用途を把握することが困難であることなどが挙げられる。4-5 で示すとおり、県が公共事業で製品を使う際に建設資材の利用は多いが、それ以外の利用は少ない。V 県では建設資材が 90%以上を占めており、X 県でも過去数年を通じて 70%を切ることは無かった。よって、県の公共事業で利用されやすい品目は建設資材であることが分かる。

## 2) 目的 2「リサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状の明確化」について

リサイクル製品認定制度の認定製品製造事業者の現状について、主に以下の 7 点のことが明らかになった。

- (1) 比較的早い時期からは始まった三重県では、リサイクル認定事業者の 69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的

近から始まった滋賀県ではリサイクル認定事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。

- (2) リサイクル製品認定制度の施行前後で、三重県の 37%のリサイクル認定事業者、そして滋賀県の 67%のリサイクル認定事業者で変化はなかった。
- (3) 三重県・滋賀県それぞれ 70%以上のリサイクル認定事業者が今後、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えている。
- (4) 三重県・滋賀県それぞれのリサイクル製品認定制度に登録している理由は、ともに会社の所在地であるからという回答が 70%を超えた。また、複数の自治体のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は三重県・滋賀県ともに全体の約 25%であった。
- (5) 三重県では全体の 93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の 73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共工事で使われていると認識している。
- (6) 建設資材は、建設資材以外と比べると、全ての需要量に対する民間での需要量の割合よりも、官庁での需要量の割合の方が高い傾向にある。
- (7) 三重県のリサイクル認定事業者の多くは、検査費用の負担を減らすこと、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることを要望している。

上記 7 点について以下に記す。

三重県では、リサイクル認定事業者の 69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的最近から始まった滋賀県ではリサイクル認定事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。リサイクル製品認定制度を施行した時期が異なる 2 自治体で、異なる結果が出た。よって、リサイクル製品認定制度の施行時期とリサイクル製品の製造に関連は見られない。

2 自治体とも、リサイクル製品認定制度への登録を機に需要に変化があったリサイクル認定事業者は少なかった。この結果を三重県のリサイクル認定事業者は、認定製品使用が公共事業施行事業者の判断に委ねられるため、県の利用推進の徹底不足のため、PR 不足のため、検査費用が大幅にかかるようになり、通常製品より販売価格を上げざるを得なくなったためであると見ているようである。このことから認定をしたことで需要が増えるということはなく、また認定したことによって検査費用の増大など新たな弊害も発生していることが分かる。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者では県の公共事業が減ったため、リサイクル製品を認定する部署とリサイクル認定製品を使う部署の意思疎通が行われていないためなど見ているようである。公共事業で使用してもらえると考えていたが期待していた結果を得られなかった企業が多いことが分かる。

上記の結果を受けてもなお、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えるリサイクル認定事業者は多かった。

会社の所在地である都道府県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者が多かった。また、複数のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は少なく、全体の25%であった。このことから、制度の内容や需要拡大の可能性などを見込んで認定制度に登録するリサイクル認定事業者は少ないことが推測される。

三重県では全体の93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。また、三重県では市町村の公共事業で使われていると回答したリサイクル認定事業者は多く、全体の60%であった。一方国の公共事業、民間の建設事業などで使われていると認識しているリサイクル認定事業者は少なく、ともに全体の14%であった。滋賀県では、市町村の公共事業と国の公共事業で使われていると認識しているリサイクル認定事業者の割合は等しく全体の40%であった。民間の建設事業などで使われていると回答したリサイクル認定事業者が三重県と比べて多く、全体の33%であった。

建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。このことから、建設資材はリサイクル製品認定制度に登録すると、全ての需要量に占める、公共事業における需要の割合が高くなることが推測される。

リサイクル認定事業者が考える三重県に要望している点では、検査費用の負担を減らすこと、リサイクル認定事業者が考える滋賀県に要望している点では、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることが挙げられる。

## 6-2 研究全体を通しての考察

今回、A県、V県、X県の利用実績より、リサイクル製品を自治体の公共事業などで使用する際に、建設資材が最も利用しやすいということが分かった。一方で、リサイクル認定事業者(a, b, c, d)の販売実績から、リサイクル認定事業者の方も、建設資材の方が、建設資材以外に比べると、県の公共事業における利用率は高い傾向にある。このことから、リサイクル製品認定制度を実施する際に、今後は建設資材以外の普及に重点をおいて制度を進めていく必要があるのではないかと考える。また、利用実績や利用率を把握している自治体はまだまだ少ないので、自治体は利用実績、利用率をより明確に把握すべきであると考えられる。

現在リサイクル製品認定制度は、運営している部署の職員が中心となって実施されている。しかし、それだけではリサイクル認定事業者のニーズに答えきれていない。また、県民への認知はまだまだ低く、主な目的である循環型社会の構築には達していない。実際にリサイクル認定製品を使用する公共事業施行事業者や、県の公共事業を担当している部署の職員などの意見、または県民の意見を取り入れながら実施していく必要があると思われる。

### 6-3 今後の課題

本研究では、リサイクル認定事業者の販売実績や県の利用実績等のデータが手に入れることが困難であり、細部まで分析することができなかった。より詳細なデータ、そしてより多くのデータを確保し状況を分析する必要があるかと思われる。また、今回の研究では、リサイクル認定製品を使用している立場の人の現状について調査することができなかった。よって、今後、リサイクル認定製品を使用している立場の人の現状や意識などについても調査をする必要があると考える。それと同時に、三重県と滋賀県のリサイクル認定事業者が示唆していた「供給過多」の問題は全国共通の問題なのか、また全ての製品に共通する問題なのか等を詳しく調査する必要がある。



引用ウェブページ コピー 1

リサイクル製品認定制度情報サイト

<<http://www.recycle.eco.coocan.jp>>



引用ウェブページ コピー2

環境 goo リサイクル製品認定制度のページ

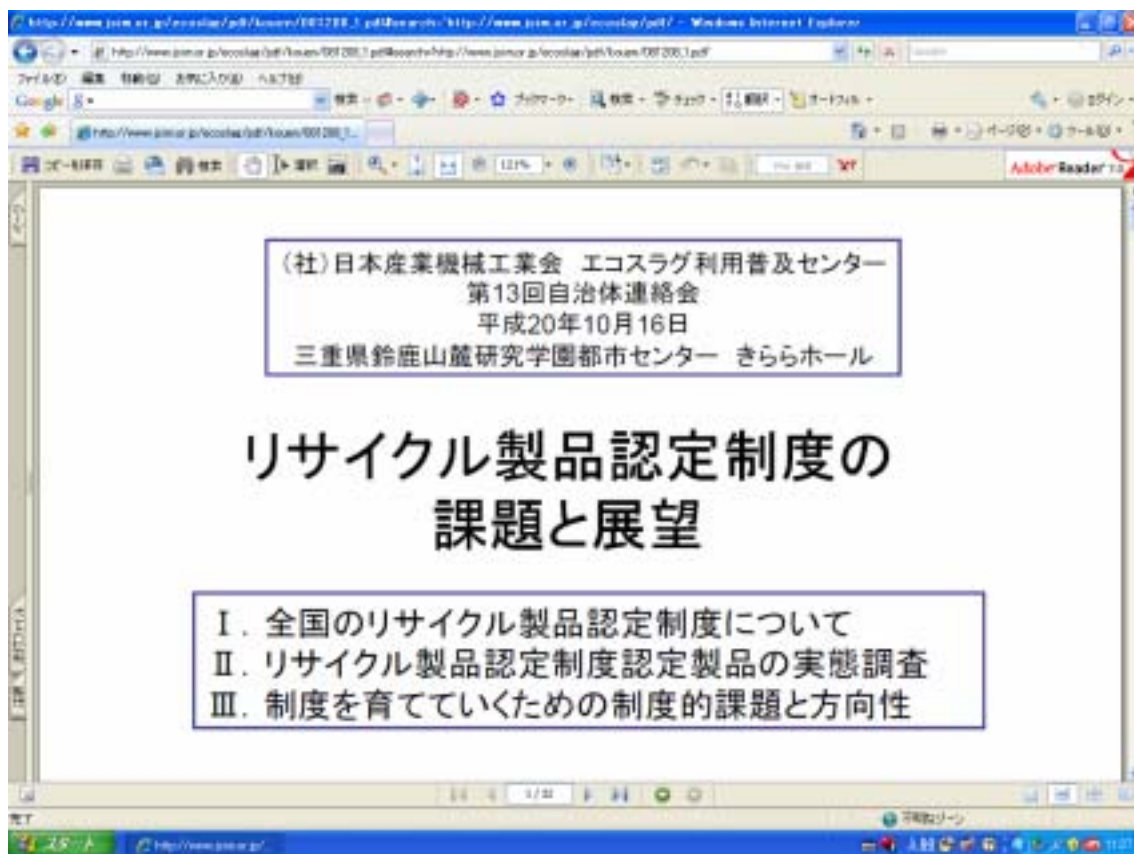
<<http://www.eco.goo.ne.jp/word/ecoword/E00240.html>>



引用ウェブページコピー3

大迫政浩・肴倉宏史：【スライド】リサイクル製品認定制度の課題と展望，第13回自治体連絡会，2008-10-16 きららホール

<[http://www.jsim.or.jp/ecoslag/pdf/kouen/081208\\_1.pdf](http://www.jsim.or.jp/ecoslag/pdf/kouen/081208_1.pdf)>





## 付録

付録 1 : 自治体アンケート調査票(p2 ~ p12)

付録 2 : 自治体追加アンケート調査票(p13 ~ p17)

付録 3 : リサイクル認定事業者アンケート調査票(p18 ~ p22)

## リサイクル製品認定制度に関する条例等についてのご教示のお願い

前略

先程は突然のお電話をおかけして大変失礼致しました。私は滋賀県立大学環境科学部4年生の園田由美子と申します。私は、現在、卒業研究で「リサイクル製品認定制度の施行及び運用実態」をテーマに調査を進めております。

近年、各自治体間で条例等(条例・要綱・要領・条例施行規則)が施行されておりますが、その条例等の現状・疑問点等を明確にたく、今回、貴自治体の条例等についての調査票を送付させていただきました。なお、ご教示いただきました内容は、統計的に処理致しますので、皆様にご迷惑をおかけすることは決してございません。

つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力いただければ、大変ありがたく存じ申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、ご協力頂けましたら、お手数ですが、9月末日までに返信(同封の返信用封筒で郵送、FAX、E-Mail)していただければ幸いに存じます。

草々

平成 20 年 9 月 3 日

滋賀県立大学 環境科学部  
環境政策・計画学科 金谷研究室  
准教授 金谷 健  
4 年生 園田 由美子(調査担当者)

返信先：〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

研究室 TEL：0749-28-8279

FAX：0749-28-8349

E-Mail：[sonoda1121@yahoo.co.jp](mailto:sonoda1121@yahoo.co.jp)

ご教示いただくにあたって

- ・「その他」を選ばれた場合はカッコ内に、ご回答ください。
- ・質問に複数回答可とあるもの以外は、ご回答を1つにしてください。
- ・この調査票に関してご質問がございましたら、上記の金谷研究室の園田(返信先)まで、お電話・ファックスまたは E-Mail にてご連絡いただきますようお願い致します。
- ・確認のため、条例等にかかれていた内容をもう一度聞いていることがあります。

アンケートは全部で 11 ページあります。よろしくお願い致します。

ご教示いただきます貴方様の

お名前	(	様)
自治体名	(	)
ご担当部署	(	)
お電話	(	)
FAX	(	)
メールアドレス	(	)

\* 調査にご協力いただいた自治体様のうち、調査結果の送付を希望される自治体様には調査終了後(2009年3月中旬)に、調査結果を送付させていただきます。

調査結果の送付を希望されますか。

- A. 希望する(郵送、メール添付:どちらかに)
- B. 希望しない

## (1) 条例等についての質問

問1: 条例等制定の際に、既存の条例等を参考にされましたか。

- A. はい
- B. いいえ

問2: 問1でAを選ばれた方にお聞きします。参考自治体とその理由を、教えてくださいますか。

- A. はい
- B. いいえ

問3：問2でAを選ばれた場合にお聞きします。参考自治体とその理由を、下記に記してください。

参考自治体：\_\_\_\_\_

理由：\_\_\_\_\_

問4：条例等の制定目的を選んでください。(複数回答可)

- A. リサイクル製品の普及
- B. 資源の有効利用
- C. 循環型社会の構築
- D. リサイクル産業の育成
- E. リサイクル意識の向上
- F. 廃棄物の発生抑制
- G. その他

( )

問5：条例等を制定された最も大きな要因は何ですか(複数回答可)。

- A. リサイクル製品生産事業者からの要望があった
- B. 他自治体が制定・施行していたから
- C. 地域住民の要望
- D. その他

( )

問6：県(知事)から県民の皆様へ認定に関して公表されるのは、どのようなときですか。

(複数回答可)

- A. 認定したとき
- B. 認定を取消したとき
- C. 認定を取下げたとき
- D. 何か問題が起こったとき
- E. 認定基準や条例等の内容が変更したとき
- F. その他

( )

問7：認定を決定するときの手続きについて、あてはまるもの全てを選んでください。

(複数回答可)

- A. 事業者に対して申請書の提出を義務づけている
- B. 審査会への意見の聴取
- C. 有識者への意見の聴取
- D. 県による事前の立入調査
- E. その他

( )

問8：問7で、Dを選ばれなかった方にお聞きします。事前の立入調査を行われない理由を教えてください。

- A. 費用がかかるから
- B. 事業者を信頼しているから
- C. その他

( )

問9：公共工事の際に、認定製品の使用が可能な際には、事業者に認定製品の使用を義務づけておられますか。

- A. はい(具体的方法： )
- B. いいえ(理由： )
- C. その他(具体的内容： )

問10：リサイクル製品認定制度の運営を、他の団体等に委託されておりますか？

- A. はい
- B. いいえ

問11：問10でAを選ばれた方にお聞きします。委託されている団体等を教えてください。団体等の名称

( )

問12：申請を募る頻度を教えてください。

- A. 一年に一回
- B. 一年に二回
- C. 不定期(いつでも)
- D. その他

( )

## (2) 条例等の運用についての質問

問 13：県の認定製品の利用実績を把握されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 14：問 13 で A を選ばれた場合は、利用実績を教えてください。

- A. はい お手数ですが資料を添付していただけると幸いです
- B. いいえ
- C. その他  
( )

問 15：県のリサイクル認定製品の利用率（ $(\text{リサイクル認定製品} \div \text{全製品}) \times 100$ ）は、おおむねどのくらい把握されていますか。

- A. はい おおむね（ ）%くらい
- B. いいえ
- C. その他  
( )

問 16：認定製品の取消し件数を把握されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 17：問 16 で A を選ばれた場合は、取消し件数（できれば条例等施行の翌年～現在までの記録）を教えてください。

- A. はい 11 ページにあります表にお教えいただくか、資料を添付していただけると幸いです
- B. いいえ
- C. その他  
( )

問 18：認定製品の取下げ件数を把握されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 19 : 問 18 で A を選ばれた場合は、取下げ件数（できれば条例等施行の翌年～現在までの記録）を教えてください。

A. はい 11 ページにあります表にお教えいただくか、資料を添付していただくと幸いです

B. いいえ

C. その他

( )

問 20 : リサイクル製品を認定する審査会の人数と、構成(複数回答可)を教えてください。

〔人数〕

おおむね( )人

〔構成〕

A. 一般市民

B. 有識者

C. リサイクル認定製品の製造者

D. 県の職員

E. その他

( )

問 21 : リサイクル製品を認定する審査会および有識者から県(知事)への結果報告は義務づけられていますか。

A. はい

B. いいえ

問 22 : リサイクル製品を認定する審査会は、どのくらいの頻度で行われていますか。

A. 一ヶ月に一回

B. 半年に一回

C. 一年に一回

D. 申請がある都度開催

E. その他

( )

問 23 : 申請～認定までは、どのくらいの時間を要するのか教えてください。

おおむね( ) 日・ヶ月・年

問 24：各年度の申請件数と認定件数を把握されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 25：問 24 で A を選ばれた方にお聞きします。申請件数と認定件数（できれば条例等施行の翌年～現在）を教えてください。

- A. はい 11 ページにあります表にお教えいただくか、資料を添付していただくと幸いです
- B. いいえ
- C. その他  
( )

問 26：リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績を把握されていますか？

- A. はい
- B. いいえ

問 27：問 26 で A を選ばれた場合は、販売実績を教えてください。

- A. はい お手数ですが資料を添付していただくと幸いです
- B. いいえ
- C. その他  
( )

問 28：リサイクル認定製品を販売している事業者に対して、立入調査をされていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 29：問 28 で A を選ばれた方にお聞きします。立入調査の頻度と、調査内容(複数回答可)を教えてください。

〔頻度〕

- A. 1年に1回程度
- B. 半年に1回程度
- C. 不定期
- D. 問題が発生したとき
- E. その他  
( )

〔調査内容〕

- A. 製品の品質の検査
- B. 資料の提出
- C. 意見の聴取
- D. その他

問 30：申請や立入調査などに係る費用は、誰が負担されていますか。

- A. 認定または申請事業者
- B. 県
- C. その他  
(

問 31：各自治体からリサイクル製品認定事業者へ何か支援をされていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 32：問 31 で A を選ばれた方にお聞きします。具体的な支援内容を教えてください。

〔支援内容〕

問 33：リサイクル認定製品に関して問題が発生したときは、県は認定事業者に関して是正  
または勧告を行っておられますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 34：リサイクル認定製品に関してもし何か問題が発生したときは、誰が処理するのか教えてください。

- A. 認定事業者自身
- B. 県
- C. 双方
- D. その他

( )

問 35：リサイクル製品の申請に対し、認定することができなかつたときに、県(知事)はその旨を申請事業者に対し通知されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 36：公共工事の際にリサイクル認定製品を使用された場合、工事現場にその旨を掲示されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 37：申請または認定事業者に対して、申請または認定に係る資料の保存を義務づけておられますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 38：認定事業者自身に対して、リサイクル認定製品の定期検査を義務付けておられますか。また、その頻度はどれくらいですか。

- A. はい

〔頻度〕

おおむね( )に一回程度

- B. いいえ

問 39：県民や民間団体などに対して、できる限りリサイクル認定製品を選択するように義務づけておられますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 40：問 39 で A を選択された方にお聞きします。県民や民間団体に対して、できる限りリサイクル認定製品を選択するように義務付けた結果、その成果は出ていると思いますか。また、その成果の内容を教えてください。

A はい

〔成果の内容〕

B. いいえ

問 41：現在のリサイクル製品認定制度の課題や、他の自治体の情報などがあれば教えてください。また、何かご意見・ご感想がありましたら教えてください。

リサイクル製品認定制度に関するパンフレット、資料等がございましたら返信の際に添付していただくと幸いです。

ご協力ありがとうございました。

該当箇所にお教えください

問 17 取消し件数

H8	件
H9	件
H10	件
H11	件
H12	件
H13	件
H14	件
H15	件
H16	件
H17	件
H18	件
H19	件
H20	件

問 19 取下げ件数

H8	件
H9	件
H10	件
H11	件
H12	件
H13	件
H14	件
H15	件
H16	件
H17	件
H18	件
H19	件
H20	件

問 25 申請件数及び認定件数

〔申請件数〕

H8	件
H9	件
H10	件
H11	件
H12	件
H13	件
H14	件
H15	件
H16	件
H17	件
H18	件
H19	件
H20	件

〔認定件数〕

H8	件
H9	件
H10	件
H11	件
H12	件
H13	件
H14	件
H15	件
H16	件
H17	件
H18	件
H19	件
H20	件

## リサイクル製品認定制度に関する条例等についてのご教示のお願い

前略

突然のお願いで大変失礼いたします。私は滋賀県立大学環境科学部4年生の園田由美子と申します。先日は、アンケート調査にご協力いただき本当にありがとうございました。

アンケートの結果を集計・分析していく中で、新たに次の2点を明確にする必要があると思いました。1点目は、条例等に明記されている内容・明記されていないが実施されている内容の区別を明確にすること、2点目は、審議会についてより詳しく知ることです(このことは、中間発表の際に他の教員からの指摘もありました)。

そのため、大変申し訳ございませんが貴自治体の条例等についての追加調査票を添付させていただきました。なお、ご教示いただきました内容は、統計的に処理致しますので、皆様にご迷惑をおかけすることは決してございません。

つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力いただければ、大変ありがたく存じます。なお、誠に勝手ながら、ご協力頂けましたら、お手数ですが、11月20日までに返信(同封の返信用封筒で郵送、FAX、E-Mail)していただければ幸いに存じます。

草々

平成20年11月7日

滋賀県立大学 環境科学部

環境政策・計画学科 金谷研究室

准教授 金谷 健

4年生 園田 由美子(調査担当者)

返信先：〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

研究室 TEL：0749-28-8279

FAX：0749-28-8349

ご教示いただくにあたって

E-Mail：[sonoda1121@yahoo.co.jp](mailto:sonoda1121@yahoo.co.jp)

- ・「その他」を選ばれた場合はカッコ内に、ご回答ください。
- ・質問に複数回答可とあるもの以外は、ご回答を1つにしてください。
- ・この調査票に関してご質問がございましたら、上記の金谷研究室の園田(返信先)まで、お電話・ファックスまたはE-Mailにてご連絡いただきますようお願い致します。
- ・確認のため、申し訳ございませんが、条例等に書かれている内容をもう一度聞いていることがあります。
- ・選択式の回答の際には、例のように、回答を赤で示していただくようお願いいたします。

例) **A. はい**

**B. いいえ**

アンケートは全部で5ページあります。よろしくお願ひ致します。

ご教示いただきます貴方様の

お名前	(	様)
自治体名	(	)

問1：条例・要綱等の見直しを、行っておられますか。

- A. 定期的に行っている おおむね( ) 年・ヶ月・日に一回程度
- B. 不定期ではあるが行っている
- C. 行ったことはない

問2：リサイクル認定事業者に、認定製品に係る表示を指定されていますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. その他  
具体的内容( )

問3：リサイクル認定事業者に、認定証を交付されていますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. その他  
具体的内容( )

問4：申請者の要件を決めておられますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. その他  
具体的内容( )

問5：問4でAを選ばれた方にお聞きします。具体的な申請者の要件を教えてください(複数回答可)。

- A. 県内の事業者であること
- B. 適法に製造している事業者であること
- C. その他

--

問 6 : 認定対象製品として、県内で発生した再生資源を使っていることを要件とされていますか。

A . はい

B . いいえ

C . その他

具体的内容 ( )

問 7 : 申請者の欠格要件を決めておられますか。

A . はい

B . いいえ

C . その他

具体的内容 ( )

問 8 : 問 7 で A を選ばれた方にお聞きします。具体的な申請者の欠格要件を教えてください。

〔 具体的要件 〕

--

問 9 : リサイクル認定製品に変更があったとき、リサイクル認定事業者に対して、変更の届出を義務付けておられますか。

A . はい

B . いいえ

C . その他

( )

問 10 : 審査の結果、認定することができる製品に対して、必ず認定されていますか。

A . はい

B . いいえ

具体的理由 ( )

問 11：リサイクル認定事業者に対して、誤認表示(例：認定製品でない製品に対して、県の認定マークを表示する)の禁止を義務付けておられますか。

- A．はい
- B．いいえ

問 12：問 11 でAを選ばれた方にお聞きします。誤認表示が発覚したときにどのように対処されるのか教えてください。

- A．罰則規定がある  
具体的内容( )
- B．県から改善の勧告をする
- C．何もしない
- D．その他  
具体的内容( )

問 13：リサイクル認定事業者以外の人に対して、誤認表示の禁止を義務づけておられますか。

- A．はい
- B．いいえ

問 14：問 13 でAを選ばれた方にお聞きします。誤認表示が発覚したときにどのように対処されるのか教えてください。

- A．罰則規定がある  
具体的内容( )
- B．県から改善の勧告をする
- C．何もしない
- D．その他  
具体的内容( )

問 15：リサイクル認定事業者に対して、(立入調査の際に)審査に係る資料等の提出を義務化されていますか。

- A．はい
- B．いいえ

問 16：申請者に対して、申請に係る資料の提出を義務化されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 17：リサイクル認定事業者に対して、製品の安全性の維持を義務化されていますか。

- A . はい
- B . いいえ

問 18：審査会は、認定を決定する権利を持っていますか。

- A . はい
- B . いいえ(審査会は諮問機関である)  
決定する権利者 ( )

問 19：問 18 でBを選ばれた方にお聞きします。審査会の決定と実際の決定が異なる場合はありますか。

- A . ある  
具体的理由 ( )
- B . ない

問 20：審査会を県民が公聴することは可能ですか。

- A . はい
- B . いいえ

問 21：審査会の議事録は、ホームページなどで公開されていますか。

- A . はい
- B . いいえ

問 22：一般住民が審査員として、審査会に参加することは可能ですか。

- A . はい
- B . いいえ

問 23：問 22 でAを選ばれた方にお聞きします。どのような形で審査員に採用されますか。

- A . 公募
- B . 県から指名
- C . その他  
具体的方法 ( )

ご協力ありがとうございました。

## リサイクル製品認定製品製造企業へのご教示のお願い(アンケート調査票)

前略

突然のお願いで大変失礼致します。私は滋賀県立大学環境科学部 4 回生の園田由美子と申します。私は卒業研究で「リサイクル製品認定制度の施行及び実施実態」をテーマに調査を進めておりまして、研究の一環として 県内の企業の状況を把握したいので調査票を送らせていただきました。

なお、ご教示いただきました内容は、統計的に処理致しますので、皆様にご迷惑をおかけすることは決してございません。また、具体名は公表いたしません。

つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力いただければ、大変ありがたく存じ申し上げます。誠に勝手ながら、ご協力頂けましたら、お手数ですが、11月17日までに返信(同封の返信用封筒で郵送、FAX、E-Mail)していただければ幸いに存じます。

この調査票は 県内のリサイクル認定製品を製造されている企業でどのような形でリサイクル認定制度に取り組んでおられる状況を把握するという目的でお送りさせていただいているものなので、場合によっては今後さらに詳しい調査票を送らせていただくこともあるかと思いますが、その際にもご協力いただければ幸いに存じます。

草々

2008 年 10 月 30 日

滋賀県立大学 環境科学部  
環境政策・計画学科 金谷研究室  
准教授 金谷 健  
4 年生 園田 由美子(調査担当者)

返信先：〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

研究室 TEL：0749-28-8279

FAX：0749-28-8349

E-Mail：[sonoda1121@yahoo.co.jp](mailto:sonoda1121@yahoo.co.jp)

< ご回答についてのお願い >

- ・ 質問に複数回答可とあるもの以外は回答を 1 つにしてください。
- ・ その他を選ばれた場合はカッコ内に回答してください。
- ・ この調査票に関しまして不明な点などがございましたら、上記の金谷研究室の園田まで電話か E-mail にてご連絡いただければ幸いです。

送付しました枚数はこの用紙を含めて 5 枚です。よろしくお願いたします。

-1-

ご教示いただきます貴方様の

お名前	(	様)
会社名、事業所名	(	)
ご担当部署	(	)
お電話	(	)
F A X	(	)
メールアドレス	(	)

\* 調査にご協力いただいた企業様のうち、調査結果の送付を希望される企業様には調査終了後(2009年3月中旬)に、調査結果を送付させていただきます。

調査結果の送付を希望されますか。

- C. 希望する(郵送、メール添付:どちらかに)
- D. 希望しない

問1:いつからリサイクル認定製品と同等の製品を製造されておりましたか。

- A. リサイクル製品認定制度が制定される前から
- B. リサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から
- C. リサイクル製品認定制度が施行されてから
- D. 分からない

問2:問1でAまたはBを選ばれた方にお聞きします。制度の施行前後でリサイクル製品の需要は変わりましたか。

- A. 増えた
- B. 減った
- C. 変わらない
- D. 分からない

問3：問2でA、BまたはCを選ばれた方にお聞きします。その理由は何だと思われますか。

問4：御社の製品をリサイクル製品認定制度に申請したきっかけ（動機）は何ですか。

問5：今後リサイクル製品認定制度に登録し続けたいですか。

A．はい

B．いいえ

C．その他

( 具体的理由

)

問6：問5でBを選択された方にお聞きします。登録をやめたい理由は何ですか(複数回答可)。

A．検査などに費用がかかるから

B．登録したが、効果が得られなかったから

C．その他

( 具体的理由

)

問7： どの都道府県のリサイクル製品認定制度に登録されていますか。複数ある場合は、全てお教えてください。また、差し支えなければ、理由もお教えてください。

下の表に該当する都道府県(A～G)、およびそれぞれに該当する理由(a～d)をお教えてください。

都道府県名(A～J) Jを選ばれた場合は都道府県名をお教えてください	理由(a～d) dを選ばれた場合は理由をお教えてください

〔都道府県〕

A．滋賀県 B．三重県 C．愛知県 D．岐阜県 E．福井県 F．静岡県  
G．大阪府 H．長野県 I．奈良県 J．その他

〔理由〕

a．会社の所在地だから b．需要が多いと考えたから c．人に勧められたから  
d．その他

問8：リサイクル認定製品はどこで使用されていると認識しておられますか(複数回答可)。

- A．都道府県での公共事業
- B．国での公共事業
- C．市町村での公共事業
- D．民間での建設事業など
- E．ホームセンターなどで一般消費者に販売
- F．その他

( )

問9：今後、どこに向けた拡大を希望されますか。また、そのためにはどのようにすればいいと思いますか(複数回答可)。

- A．他の都道府県の公共事業  
(方法 )
- B．国の公共事業  
(方法 )
- C．市町村での公共事業  
(方法 )
- D．民間での建設事業など  
(方法 )
- E．ホームセンターなどで一般消費者に販売  
(方法 )
- F．その他( )  
(方法 )

問10：リサイクル認定製品の販売実績(個数、金額など)を差し支えない程度で知りたいのですが記録資料をいただけますでしょうか。

- A．はい お手数ですが資料を同封していただくと幸いです
- B．いいえ

問11：リサイクル製品が認定されて会社は何か変わりましたか。

- A．会社内での環境意識が向上した
- B．環境に優しいイメージが会社についた
- C．その他( )
- D．変わらない

問12：その他、リサイクル製品認定制度に関して、改善すべき点も含めて何かご意見がございましたらお教えてください。

リサイクル製品認定制度に関する情報がございましたら、返信用封筒に同封していただけますと幸いに存じます。

-5- ご協力、ありがとうございました。